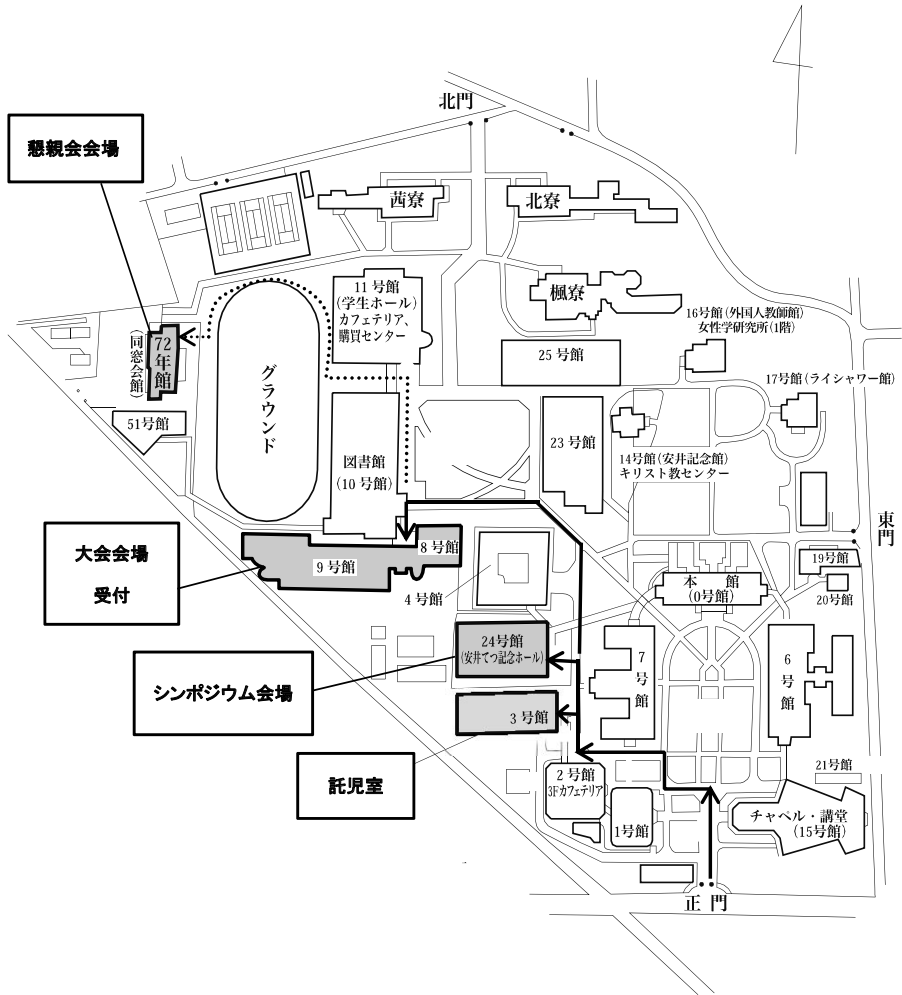

第 24 回
日本家族社会学会大会
報告要旨

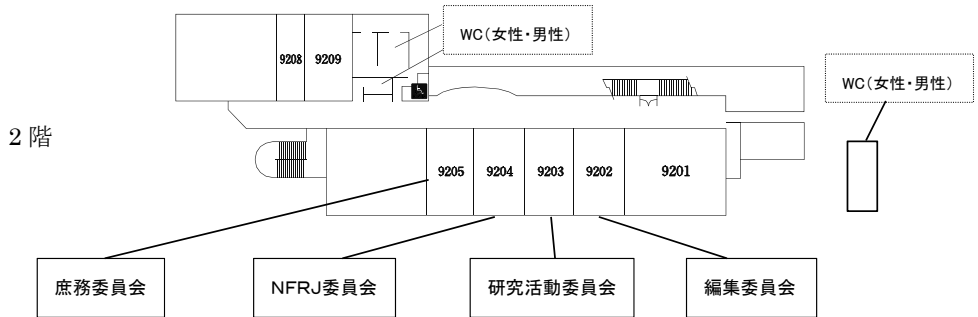
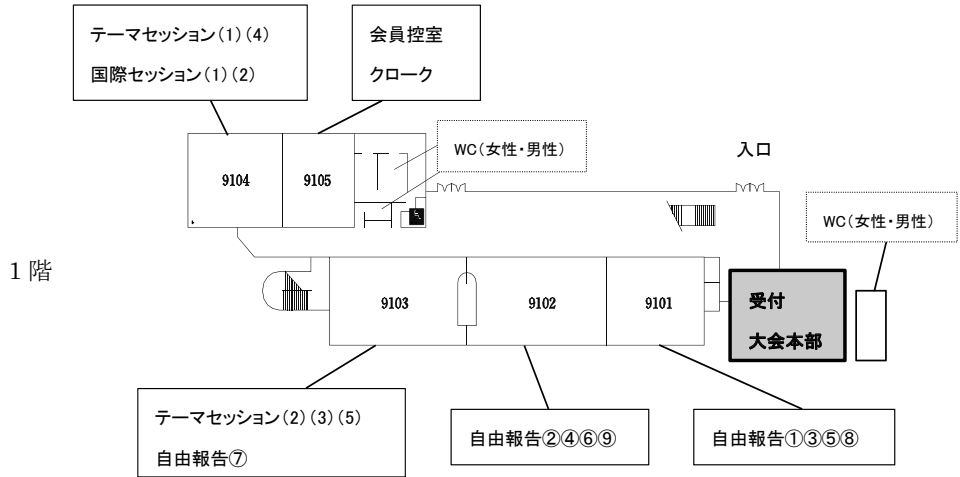
2014 年 9 月 6 日（土）・7 日（日）

開催校・会場： 東京女子大学

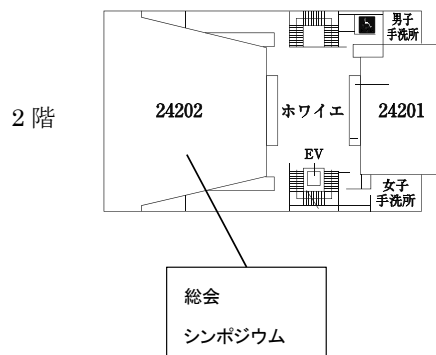
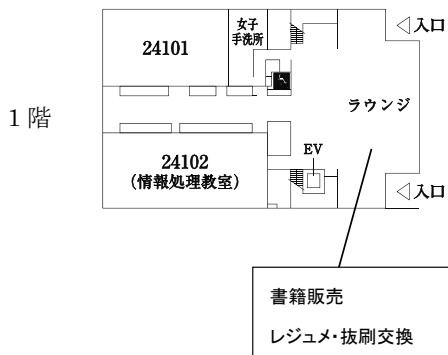
東京女子大学構内図



9号館



24号館



大会日程

会場：東京女子大学

▼第1日 2014年9月6日（土）

09:30～	受付開始	9号館 1階ホール
10:00～ 12:30	自由報告(1) ① 女性の就業 ② 教育・親子関係 テーマセッション(1)報告者公募型:日本国内における結婚と家族の地域研究 テーマセッション(2)企画全体提案型:＜民主的＞家族の再検討	9101 9102 9104 9103
12:30～ 14:00	昼休み *かっこ内は各委員会の会場です。 編集委員会 (9202) 研究活動委員会 (9203) NFRJ委員会 (9204) 庶務委員会 (9205)	
14:00～ 16:30	自由報告(2) ③ 育児支援 ④ 家族に関する規範 テーマセッション(3)企画全体提案型: 子どものいない有配偶・無配偶男女の「子どもをもつこと」について 国際セッション(1): What Are Important Issues in Stepfamily Research? : Perspectives on Social and Cultural Contexts	9101 9102 9103 9104
16:45～ 18:15	総会	24202 [24号館2階]
18:30～ 20:00	懇親会	東京女子大学 同窓会館

▼第2日 2014年9月7日（日）

08:30～	受付開始	9号館 1階ホール
09:00～ 10:30	自由報告(3) ⑤ グローバル化と家族 ⑥ 「親」であること ⑦ 男性の家事・育児 テーマセッション(4)企画全体提案型:ライフイベントと家族 —NFRJ-08Panel による分析	9101 9102 9103 9104
10:45～ 12:45	自由報告(4) ⑧ 結婚・離婚 ⑨ 中期親子関係・介護 テーマセッション(5)企画全体提案型:親子関係と子育てをめぐる新たな秩序と実践 国際セッション(2): Attitudes of Female Students toward Supporting Elderly Parents in Major Cities in Asia	9101 9102 9103 9104
12:45～ 13:45	昼休み *かっこ内は各委員会の会場です。 編集委員会 (9202) 研究活動委員会 (9203) NFRJ委員会 (9204) 庶務委員会 (9205) シンポジウム打ち合わせ (23200) [23号館2階]	
13:45～ 16:30	公開シンポジウム 「少子高齢化と日本型福祉レジーム」	24202 [24号館2階]

大会プログラム

第1日 9月6日(土)

受付開始(9号館1階ホール)

9:30～

午前の部

10:00～12:30

自由報告(1)

①女性の就業(9101)

司会 不破麻紀子(首都大学東京)

西村純子(明星大学)

①-1 出産・育児期の女性の就業の規定要因
—1960年代・1970年代生まれの女性の就業行動—

①-2 女性の子育てを通じた就業意欲継続プロセス

高丸理香(お茶の水女子大学・院)

①-3 中年期未婚女性における家庭内労働と就業

大風 薫(お茶の水女子大学・院)

①-4 被災地復興の為の地域-大学連携事業-宮城県亘理町女性起業家のエンパワーメント—

亀井あかね(東北工業大学)

②教育・親子関係(9102)

司会 片岡えみ(駒澤大学)

②-1 社会関係資本と私的教育戦略—福井県を事例に—

角 能(東京大学)

②-2 教育達成格差の生成メカニズム—きょうだい構成・家族内相互作用が教育達成に与える影響の検討—

苔米地なつ帆(東北大学・院)

②-3 「ヘリ・ペアレント」は日本にいないのか?

Ulrike Nennstiel(北星学園大学)

②-4 着ぐるみキャラクター活用による親子関わりの変化—子育てカフェイベントの観察データから—

石井クンツ昌子

(お茶の水女子大学)

岡村利恵(お茶の水女子大学・院)

テーマセッション(1) 報告者公募型(9104)

日本国内における結婚と家族の地域研究

オーガナイザー・司会

松田茂樹(中京大学)

(1)-1 なぜ富山の第三子出生率は福井より低いのか?

中村真由美(富山大学)

—出生率の地域ブロック内格差とその要因—

(1)-2 地元で生活する子育て中の青年層の状況

永田夏来(兵庫教育大学)

—兵庫県都市部の居住者を対象としたネット調査から—

(1)-3 九州地域における人口性比と人口移動

工藤 豪(埼玉学園大学)

(1)-4 西南海村からみた結婚と離婚の地域性

中島満大

—足入れ婚の変容と持続という視点から—

(神戸大学, 日本学術振興会)

(1)-5 若年女性の人口移動と家族形成

佐々木尚之(大阪商業大学)

—官庁統計とJGSS-2012データのリンケージによる分析—

テーマセッション (2) 企画全体提案型 (9103)

<民主的>家族の再検討

オーガナイザー
司会

久保田裕之 (日本大学)
米村千代 (千葉大学)

- (2)-1 「民主的家族」とは何か
- (2)-2 家族の民主化と脱政治化—合議体としての<民主的>家族—
- (2)-3 有賀喜左衛門の民主化論—「家」の民主化と「家族」の民主化—
- (2)-4 「民主的家族」論の歴史と現在—家族と権力の問題を中心に—
- (2)-5 ゲイカップルの関係性と生活領域における民主主義—意思決定プロセスに着目して—

田村哲樹 (名古屋大学)
久保田裕之 (日本大学)
本多真隆 (慶應義塾大学・院)
阪井裕一郎 (慶應義塾大学)
神谷悠介 (中央大学)

昼食・委員会

12:30 ~ 14:00

午後の部

14:00 ~ 16:30

自由報告 (2)

③ 育児支援 (9101)

司会 平尾桂子 (上智大学)

- ③-1 専業主婦の母親に対する育児支援の現状と課題
— 一時保育をめぐる東京都港区の事例を通じて —
- ③-2 保育所の利用に伴う新家事労働とその課題
- ③-3 地域子育て支援拠点の利用者が支援者との関係を築くプロセス
— 配偶者以外による支援に注目して —
- ③-4 子育て支援者のネットワーク促進機能
— NPOでのケーススタディより —

柳田ゆう花 (東京大学・院)
尾曲美香 (お茶の水女子大学・院)
加藤邦子 (宇都宮共和大学)
牧野カツコ (宇都宮共和大学)
遠山景広 (北海道大学・院)

④ 家族に関する規範 (9102)

司会 千田有紀 (武蔵大学)

- ④-1 英米生殖技術事例にみる「家族性」諸特徴の立体的編成
- ④-2 明治期から戦後初期の医学的言説における人工授精
- ④-3 農村出身労働者における家族規範の形成
— 『家の光』都市版の検討から —
- ④-4 ポスト社会主義時代の都市家族における性別役割分業に関する研究
— モンゴル国の首都ウランバートル市を調査対象に —

佐野俊幸 (首都大学東京)
由井秀樹 (立命館大学)
木村未和 (お茶の水女子大学・院)
烏日麗格 (島根県立大学・院)

テーマセッション (3) 企画全体提案型 (9103)

子どものいない有配偶・無配偶男女の「子どもを持つこと」について

オーガナイザー 白井千晶 (静岡大学)

司会 木村治生 (ベネッセ教育総合研究所)

- (3)-1 子どものいない未婚男性における「育児意向」に影響する要因 吉田穂波 (国立保健医療科学院)
- (3)-2 子どものいない有配偶男性における「父親になるタイミング」に影響する要因 竹原健二 (国立成育医療研究センター研究所)
- (3)-3 子どものいない育児意向のある有配偶者の妊娠に向けた活動の実態と意識—「妊活」はどのような人がどのような場合に行っているのか— 持田聖子 (ベネッセ教育総合研究所)
- (3)-4 子どものいない有配偶女性の親なりに対する距離とその要因—「子どもを持つことについての調査」インタビューより— 白井千晶 (静岡大学)

討論者 船橋恵子 (比較社会構想研究所)

国際セッション (1) (9104)

【共催】ステップファミリー・アソシエーション・オブ・ジャパン

【協力】National Stepfamily Resource Center (米国)

このセッションは国際交流基金日米センターによる助成事業の一部です。

What Are Important Issues in Stepfamily Research? :

Perspectives on Social and Cultural Contexts

Organizer Shinji Nozawa (Meiji Gakuin University)

Chair Noriko Iwai (Osaka University of Commerce)

Stepfamily Research in the United States : An Overview and Future Directions	Chelsea Garneau (University of Missouri)
What Is Unique about Stepfamily Dynamics? A Clinical View on American Stepfamilies	Patricia Papernow (Harvard Medical School)
Dimensions of Sub-Cultural Norms in the United States and Potential Implications for Stepfamily Life and Community Education and Practice	Francesca Adler-Baeder (Auburn University/National Stepfamily Resource Center)
Japanese Adult Stepchildren's Views on Stepchild-Stepparent and Child-Parent Relationships in Social and Cultural Contexts	Shinji Nozawa (Meiji Gakuin University)

総会 (24202 [24号館2階])

16 : 45 ~ 18 : 15

懇親会 (東京女子大学同窓会館)

18 : 30 ~ 20 : 00

第2日 9月7日(日)

受付開始(9号館1階ホール)

8:30～

午前の部1

9:00～10:30

自由報告(3)

⑤グローバル化と家族(9101)

司会 竹下修子(愛知学院大学)

⑤-1 上海における日本人海外駐在員家族の適応と人間関係

叶 尤奇(明治大学・院)

⑤-2 アジア人男性と国際結婚をした日本人女性の家族形成
— 家族のコミュニケーションに日本語を選択する事例 —

開内文乃(中央大学)

⑤-3 滞日ムスリム留学生における世帯構成とハラール食品消費行動

小島 宏(早稲田大学)

⑥「親」であること(9102)

司会 天木志保美

⑥-1 「複合的な差別」を実証する試み

神原文子(神戸学院大学)

— 被差別部落の子づれシングル女性の場合 —

⑥-2 「母になること・母であること」

大久保麻矢

— 発達障害児の母親のライフヒストリーより —

(お茶の水女子大学・院)

⑥-3 見つけられる実親 — デンマークにおける実親の子どもへの養育
義務と責任に注目して —

青木加奈子(奈良女子大学)

⑦男性の家事・育児(9103)

司会 須長史生(昭和大学)

⑦-1 未就学児をもつ共働きの母親におけるマタernal・ゲートキーピングの
規定要因と育児不安との関連性

中川まり(カリタス女子短期大学)

⑦-2 父親の子育て・仕事と男らしさ — インタビュー・データからみる
性別役割分業と公私領域 —

巽 真理子(大阪府立大学・院)

⑦-3 食事作りからみる既婚男性の家事参加

高山純子(お茶の水女子大学・院)

テーマセッション(4) 企画全体提案型(9104)

ライフイベントと家族 — NFRJ-08Panelによる分析

オーガナイザー・司会 西野理子(東洋大学)

(4)-1 ライフイベントによる性別態度の変化

多賀 太(関西大学)

筒井淳也(立命館大学)

(4)-2 家族介護と就労調整

西野勇人(立命館大学・院)

(4)-3 退職と夫婦関係の変化

永井暁子(日本女子大学)

討論者 大和礼子(関西大学)

自由報告(4)

⑧結婚・離婚(9101)

- ⑧-1 若者の恋愛行動と「対人関係能力」
—未婚男女に対するインタビュー調査を通して—
- ⑧-2 女性の結婚への移行における年齢と規定要因の再検証
—夫婦の【出会い方】に注目して—
- ⑧-3 大正期『讀賣新聞』「身の上相談」における配偶者選択主体言説の分析
- ⑧-4 定位家族構造と成人期の離婚行動

司会 片岡佳美(島根大学)
大森美佐(お茶の水女子大学・院)

茂木 暁(東京大学)

桑原桃音(龍谷大学)

斉藤知洋(東北大学・院)
余田翔平(慶應義塾大学)

⑨中期親子関係・介護(9102)

- ⑨-1 ダイアド集積型家族調査からみた中期親子関係の変化
—2000年・2013年茨木市調査の比較分析—
- ⑨-2 娘／息子介護者による介護経験の意味づけ
- ⑨-3 中国の高齢化と地域福祉サービスの展開
—北京市における質的調査を事例に—

司会 安達正嗣(高崎健康福祉大学)
保田時男(関西大学)

松井由香(お茶の水女子大学・院)
郭 莉莉(北海道大学・院)

テーマセッション(5) 企画全体提案型(9103)

親子関係と子育てをめぐる新たな秩序と実践——「血縁」に着目して

オーガナイザー・司会 野辺陽子(東京大学)

- (5)-1 商業的代理出産における「母性」の商品化
—インドの事例を中心に—
- (5)-2 特別養子制度の生成と変容
—「実親子」をめぐる差異と平等のジレンマ—
- (5)-3 里親制度の新たな展開—「被支援者」から「支援者」への転換—
- (5)-4 高度経済成長期における社会的養護問題の変遷と「血縁家族」
—「親権問題」および「定員割れ問題」の系譜を中心に—

日比野由利(金沢大学)

野辺陽子(東京大学)

和泉広恵(日本女子大学)
土屋 敦(徳島大学)

討論者 松木洋人(東京福祉大学)

国際セッション (2) (9104)

Attitudes of Female Students toward Supporting Elderly Parents in Major Cities in Asia

Organizer & Chair Yoshiko Someya

(Tokyo Woman's Christian University)

Overviews of Comparison among Six Asian Cities

Yoshiko Someya and Satoko Hori

(Tokyo Woman's Christian University)

Changing Perceptions Towards Caring for Aging Parents at Home : A Comparison
Between Japanese and Singapore Female University Students

Leng Leng Thang

(National University of Singapore)

Attitudes of Female Students in Supporting Elderly Parents : A Comparison of
Hong Kong and Japan

Alice Ming-Lin Chong

(City University of Hong Kong)

Elderly Care and Social Security in Malaysia

Rahimah Binti Ibrahim, Chai Sen

Tyng, and Tengku Aizan Hamid

(University of Malaya)

昼食・委員会

12 : 45 ~ 13 : 45

午後の部

13 : 45 ~ 16 : 30

公開シンポジウム (24202 [24号館2階])

【共催】日本学術会議社会学委員会少子高齢社会分科会

「少子高齢化と日本型福祉レジーム」

司会 藤崎宏子 (お茶の水女子大学)

久保田裕之 (日本大学)

趣旨説明

渡辺秀樹 (帝京大学)

家族政策とレジーム転換の政治

宮本太郎 (中央大学)

日本の社会政策は就業や育児を罰している

大沢真理 (東京大学)

労働レジームの転換と家族

服部良子 (大阪市立大学)

ケア政策における家族の位置

下夷美幸 (東北大学)

討論者 落合恵美子 (京都大学)

閉会

16 : 30

第 1 日目 2014 年 9 月 6 日 (土)

午前の部 10:00~12:30

自由報告 (1)

出産・育児期の女性の就業の規定要因 —1960年代・1970年代生まれの女性の就業行動—

○西村純子（明星大学）

1. 研究の問い

第1子出産後の女性の就業率は、1940年代生まれから1970年代生まれにかけて、25～30%程度で推移しており、それほど増加していない。ここから、これらの世代の女性が出産し、育児をした時代の日本社会は、女性が出産後も働く（働き続ける）ことが難しい社会であったことが示唆される。本研究では、1960年代および1970年代生まれに注目し、出産した女性の就業がなぜ難しかったのかについて、女性の就業の規定要因を分析することによって考察する。

1960年代および1970年代生まれが労働市場に入り、また、出産・育児期をむかえたであろう時代の社会経済的状況は、おおむね以下のようにまとめることができる。

1960年代生まれは、1980年代の経済回復期に学業を終えて労働市場へ入り、その後ほどないタイミングで男女雇用機会均等法が成立した。その多くが育児期にあると思われる時期に、育児・介護休業法が成立した。

1970年代生まれは、バブル崩壊後の経済状況の厳しい時代に労働市場に入った。この世代が育児期をむかえるころまでに、育児・介護休業法および改正均等法が成立した。

このように、1960年代および1970年代生まれが労働市場に入り、また出産・育児期をむかえたころの経済状況は異なっていた。しかし、就業を支援する政策展開の状況という点においては、ともに「変わる」ことが期待された世代ではないかと考えられる。本研究では、1960年代および1970年代生まれの出産・育児期における就業が、前の世代と大きくは変化しなかった背景について考察する。

2. 先行研究の検討

出産・育児期の女性の就業を規定する要因について、これまでおもに検討されてきた要因は、人的資本としての女性の学歴、家計状況としての夫の収入、ソーシャル・サポート要因としての親からのサポートである。

学歴の効果について、日本における先行研究を検討すると、おおむね1920年代生まれから1960年代生まれごろまでの女性については、高学歴の取得が出産・育児期の女性の就業を促進する効果を確認しているものはほとんどない。一方で、1960年代から1980年代生まれごろまでの女性を対象にした研究では、女性の高学歴取得が育児期の女性の就業を促進する効果を指摘するものが多い。

夫の収入の効果については、多くの研究で、夫の収入が高いときには、正規／非正

規／自営の就業形態を問わず、育児期の女性の就業を抑制する効果が確認されている。ただし、夫の収入の効果と夫が公務員であるかどうかを同時に検討すると、夫の収入の効果は有意でなくなるという結果を示す研究もある。

親からのサポートの効果は、親との居住距離をもって検討されている場合が多い。多くの研究で、親との同居が育児期の女性の就業を促進する効果が確認されている。ただし、1960年代生まれ以降を分析対象とした研究では、親との同居が育児期の女性の就業を促進する効果はみられないとするものもある。

以上のような研究動向をふまえ、本研究では、出産・育児期の女性の就業について、学歴、出産以前に従事していた職種・企業規模、夫の収入、親との居住距離、夫の官公庁勤務、第1子出産年代、第1子出産年齢、失業率の効果を検討する。

3. 方法

もちいるデータは、公益財団法人家計経済研究所が継続的に実施している「消費生活に関するパネル調査」（1993年度～2008年度）である。1960年代および1970年代生まれで、出産した経験のある女性を分析の対象とした。

分析は、出産2年前から出産年にかけての就業の規定要因、および出産1年後の就業の規定要因について、ロジスティック回帰分析をおこなった。

4. 分析結果と考察

第1子出産2年前から出産年にかけての就業については、出産年齢が高いほど、正規雇用就業していた人ほど、また1000人以上の規模の会社に勤めていた人に比べて、官公庁勤務の人ほど、出産年に就業している確率が高かった。第1子出産1年後の就業については、1960年代生まれの人に比べて1970年代生まれの人、出産年齢が高い人、初職が事務職であった人に比べて、専門職や教員であった人、親と同居している人、夫の収入が低い人、夫が官公庁勤務である人が、就業している確率が高かった。

こうした分析結果からは、1960年代および1970年代生まれの女性において、出産するまで、あるいは出産しても就業できたのは、ある特定の職種に就き、官公庁という職場で働いている、正規雇用されているといった、多様な職場・多様な働き方が存在するなかでの非常に限定的な層であったことが示唆された。

(キーワード：女性、就業、出産・育児期)

女性の子育てを通じた就業意欲継続プロセス

○高丸 理香（お茶の水女子大学大学院）

1. 背景と目的

総務省統計局の労働力調査（2013）によると、共働き世帯は年々増加する傾向にあり、NTT コムリサーチの「女性のキャリア意識」に関する調査結果（2014）においても、女子大生の67%が、現在働いている20代未婚女性の58%が、結婚・出産・育児のようなライフイベント後も働くことを希望している。しかしその一方で、女性の労働力率（内閣府，2013）は、M字型カーブの谷の部分の部分が浅くなってきているとはいえ未だ解消に至っておらず、現在においても出産や育児が女性にとって第一の離職理由である状況は変わっていない。その背景として伝統的な性別役割分業規範が根強い社会であることが挙げられる。戦後の高度成長に伴い、サラリーマン夫の長時間労働を支える専業主婦の妻といった性別役割分業が、企業と家族の相互依存のシステムとともに浸透し（木本，1995）、それが社会制度としても確立してきた。しかし、企業の福利厚生や社会保障の不安定化と呼応するように、女性の社会進出が進展し、家庭と仕事の両立支援など、これまでの男性片働きシステムからの脱却の時期を迎えている。2011年には、父親も子育てが出来る働き方の実現が目指され、育児・介護休業法が改正された（厚生労働省）。ところが、男性の育児休業取得率は2%以下に留まり、取得者のほとんどは1ヶ月未満の状況にあることから（厚生労働省『雇用均等基本調査』）、父親の育児参加への意識の高まりほどには、実際の家事・育児参加は進んでいない（石井クンツ，2013）。この理由の1つとして、主たる生計維持者である父親の収入減を回避するといった経済的側面が考えられる（松田，2012）。このような外的要因に加え、女性が就業を継続していくうえで「3歳児神話」や「専業主婦願望」による中断など、女性自身の意識からの内的要因の検討も必要である。そこで、本研究では、結婚、出産、育児を経験しながらも就業を継続してきた女性たちを対象とし、伝統的性別役割分業観やさまざまな母親規範などを乗り越えて、彼女たちが就業に対する意欲を継続させたものは何なのか、どのように就業を継続させてきたのかを探索し、女性が育児を通して就業継続を維持するプロセスを提示する。

2. 対象と方法

データは、お茶の水女子大学・社会連携室外部委託研究「子の発達段階に応じたキャリア・デザイン研究会」（代表者：坂本有芳）にて、2013年5月～8月にかけて実施されたインタビュー調査結果を用いた。調査は、インタビューガイドに基づき、半構造化

面接形式（協力者1名に対し、調査者2名）で実施されたものである。

調査協力者は20名であり、50代3名、40代11名、30代6名となった。インタビューデータの分析においては、継続的比較法を用いて、職業継続に関するライフイベントと就業意欲に注目しながら概念生成を行なった。さらに、協力者は、年代別（30代、40代、50代）に分け、子ども（長子）の成長段階を時間軸として概念図を作成した。

3. 結果と考察

分析の結果、年代に関係なく、女性たちにとって出産・育児による「働き方の見直し作業」は就業継続をしていくうえでの障壁となっていた。就業中断には「周囲からのプレッシャー」や「両立への自信のなさ」が、継続意欲の高まりには「自分らしさの喪失」や「育児のみ生活のストレス」があった。子育てと仕事の両立は「時間的余裕のなさ」をもたらす一方、家庭と職場の双方の居場所をもつことによる「ストレスの相殺（解消）」があり、このポジティブな経験がさらなる就業継続の意欲へとつながることが分かった。年代による違いをみると、50代の女性は、ロールモデルがなく、職場環境においても寿退職へのプレッシャーが強いなかでの就業継続には、女性本人の強い就業意欲が必要であったのに対し、40代は、女性「初」の育児休暇取得者や管理職登用など会社の広告塔としての就業継続の後押しタイミングが合致し同会社での継続年数が長いケースと、専業主婦を経て復職したケースが同程度あることが特徴的である。一方、30代に関しては、育児休業や時間短縮勤務が「標準」となったものの、その後のステップアップを見据えたキャリア形成の不安定さにより、出産前より就業継続や中断を「計画」し、就業形態の変更や転職にて「完全に離職」することなく就業継続を試みるなど多様な働き方を常に模索する傾向にあった。

<参考文献>

石井クンツ昌子, 2013, 『「育メン」現象の社会学』ミネルヴァ書房.

木本喜美子, 1995, 『家族・ジェンダー・企業社会』ミネルヴァ書房.

松田茂樹, 2013, 「それでも男性の育児休業が増えない理由」『Life Design Report』.

（キーワード：女性の就業継続、就業意欲、子育て経験）

注：本研究にて使用したデータは、お茶の水女子大学・社会連携室外部委託研究「子の発達段階に応じたキャリア・デザイン研究会」（代表者：坂本有芳）におけるインタビュー調査結果であり、許可を得て使用させていただきました。ここに謝意を表します。

中年期未婚女性における家庭内労働と就業

大風 薫（お茶の水女子大学大学院）

1. 背景と目的

日本の未婚女性は、性別役割分業社会とこれに基づく社会通念によって低賃金であるため、年金も低額で経済的困難におちいりやすい(直井, 1985)と指摘されている。実際、女性の平均給与所得(正規・非正規を含む、平均年齢 45.0 歳)は 268 万円(国税庁, 2013)と、男性の平均給与所得 502 万円に比べて大幅に少ない。さらに、女性間でも、正規社員の平均給与 350 万円に対して非正規 144 万円と、従業上の地位によって大きな給与格差が生じている。

また、親と同居する未婚者が中年期に入ると、高齢の親の健康問題、ひいては介護問題が顕在化するようになり、親との関係が、世話を受けていた側から世話を提供する側へと変化する(白波瀬, 2004)。日本の成人未婚子の親との同居率は高く(西, 2011)、親が若い間は、母親が家庭内労働を担うが、その親が高齢化すれば、必然的に子が親の代わりにならざるを得ない。そこに、高齢化した親のケアも加われば、より一層、未婚子の家庭内労働の負荷は増え、就業に影響を及ぼすのではないだろうか。

そこで本研究は、親とのケア関係が変化する中年期の未婚女性に着目し、家庭内労働の頻度が従業上の地位を規定する要因になり得るのかについて、日本版総合的社会調査(以降、JGSS と表記)のデータを用いた二次分析によって検証していく。本研究は、これまで労働経済学や社会学の分野でほとんど行われてこなかった生涯未婚者の就業行動(永瀬, 2013)に対する知見の蓄積を目指し、生涯未婚者にとって、何が継続的な就労を促進する要因となるのかを探索していく。

2. 先行研究と分析の枠組み

家庭内労働と女性の就業に関する研究では、有配偶女性に着目し、家庭内労働時間が増えると仕事時間が制限され、その結果、賃金水準に負の効果を及ぼす(Bryan & Sevilla-Sans, 2011; Noonan, 2001)ことが示されている。家庭内労働が増加すれば、人が家庭外労働に向けるエネルギーや努力が損なわれるため、その結果、労働市場での生産性や稼得能力は低下する(Becker, 1985; Hersch, 1985)との議論もある。Evandrou(1995)は、老親ケアはフルタイム就業には負の影響を、パートタイ

ム就業には正の影響があることを実証している。また、同居ケアも別居ケアもともに、女性のフルタイム就業には負の影響をおよぼすことも示した。

本研究は、これらの研究成果を援用し、親の高齢化に伴い家庭内労働が増加すると予想される中年期の未婚女性において、家庭内労働頻度が増加すると就業が抑制されるか否かについて、実証分析を行う。

3. 研究方法

分析対象は一度も結婚経験のない 35～54 歳の未婚女性である。使用する変数は、従属変数として従業上の地位、独立変数は、家庭内労働頻度、父親・母親との同居、父親・母親の年齢、父親の配偶者の有無、本人の属性および就業状況である。

4. 主要な結果

中年期未婚女性において、家庭内労働頻度が高くなると正規社員として就業する可能性が低下するという結果が得られた。母親との同居も同様に、正規社員としての就業確率を下げていた。一方、父親に配偶者がいる場合は、正規社員の確率を高めていた。

5. 主要参考文献

Evandrou, M., 1995, "Employment and care, paid and unpaid work; The socio-economic position of informal carers in Britain," Phillips, J. eds., *Working carers; International perspectives on working and caring for older people*, Aldershot, England: Avebury, 20-41.

永瀬伸子, 2013, 「生涯シングル女性の中年期と仕事」『経済学論纂 (中央大学)』第 53 巻第 5・6 合併号: 187-199.

直井道子, 1985, 「中高年女性の経済状態からみた老後保障の問題点—未婚女性を中心として—」『季刊・社会保障研究』21(3): 226-236.

Noonan M. C., 2001, "The impact of domestic work on men's and women's wages," *Journal of Marriage and Family*, 63: 1134-1145.

白波瀬佐和子, 2000, 「家庭内支援と社会保障—世代間関係とジェンダーの視点から—」『季刊・社会保障研究』36(1): 122-133.

白波瀬佐和子, 2004, 「親子の間に存在するジェンダー—親と同居の成人未婚子の現状—」袖井孝子編著『少子化社会の家族と福祉—女性と高齢者の視点から』ミネルヴァ書房:147-158.

(キーワード: 中年期未婚女性、家庭内労働、就業)

被災地復興の為の地域-大学連携事業

-宮城県亘理町女性起業家のエンパワーメント-

亀井あかね

東北工業大学

2012-2013年度、東北工業大学が発信する「地域復興の為の共同プロジェクト」のコミュニティ再生事業として、報告者は「亘理町復興プロジェクト」に取り組み、地域-大学（大学生）連携事業を実施した。2012年度は被災地宮城県亘理町へのフィールドエントリーのための社会教育事業を、2013年度は地域住民（仮設住宅在住高齢女性グループ）と本プロジェクト学生グループが「被災者による被災地支援」を目的としたアクションリサーチを実施した。2014年度からは、新たに「被災地女性起業家のエンパワーメント」を目的としたアクションリサーチに取り組んでいる。

宮城県亘理町で、震災後の産業復興・雇用創出を目指して「テイルサイド社」事業（宮城県南地域農産物を原料とした加工食品製造・販売）を手がけている女性起業家・横尾裕子氏のニーズ、1）販路拡大、2）ブランディング強化に対して、報告者は亘理町復興プロジェクトの一環として、2014年5月より「テイルサイド社」とマネジメント連携し、地域起業家と大学生を主体としたアクションリサーチとして解決事業を開始した。

本事業においては、ICTを活用し、またマーケティング手法の一つであるSIPSを取り込み、単に生産者と消費者の売買関係ではなく、お互いが、お互いを知って興味を持つ情報を生み出し、未来顧客（ファン）をつくる・ためるしくみ（例：Webショップ立ち上げ・マネジメント、デジタルサイネージ、アンテナショップなど）を構築し、情報の流れと人の流れ作りにつなげ、宮城県内外の広域な地域活性化を目指す。更に、この事業では、次の社会を担う世代（大学生）に対して、地域の課題解決を彼ら・彼女たちのセンス・想いをもちながら実施する機会と場を提供する教育効果が期待される。

本報告（2014年9月）においては、「亀井あかね研究室 亘理町復興プロジェクト アクションリサーチ2014：被災地女性起業家エンパワーメント」開始より3ヶ月間の成果報告と課題について発表する。

社会関係資本と私的教育戦略

-福井県を事例に-

○角 能（東京大学社会科学研究所）

本報告では「福井の希望と社会生活調査（東京大学社会科学研究所：2011年実施）の計量データを用いて、18歳以下の子どもを持つ保護者を対象に「学習塾」「習い事」などの私的な教育戦略と保護者の関わる社会関係資本がどのような結びつきを持つのか、を考察する。報告の要旨を先取りすると、どのような性質の社会関係資本が保護者の私的な教育戦略と親和性を持つのか、という点に着目した考察を行う。

従来教育達成に社会関係資本が大きな影響を持つことは様々な所で指摘されまた海外では豊富な研究蓄積が見られるものの日本国内ではまだ十分な蓄積が見られない状況である。そのため教育と社会関係資本の関係を考察することは意義を持つ。他方で社会関係資本の性質の違いに目を向けることの必要性も近年社会学研究では様々な所で提起されている。具体的には社会関係資本を通じたサポートの性質の違いに着目した研究が見られる。また海外の研究を中心に教育や職業達成と結びつきやすい社会関係資本と教育や職業達成と結びつきにくい社会関係資本の違いに着目した考察も増えている。たとえば弱い紐帯が職業達成につながることを指摘した研究や社会関係資本の紐帯の程度が育児ストレスに及ぼす影響に注目した精緻なデータ分析に基づいた先行研究が見られる。これらの研究は主に社会関係資本の個人に対する私的なサポート効果に着目したものである。さらに互酬性や信頼関係という社会関係資本の性質が教育達成に及ぼす影響を見た先行研究としては地域環境と教育達成の関係に着目した良質な先行研究が見られる。また社会関係資本の性質そのものの違いに社会階層との関連で着目した質の高い先行研究も見られる。たとえば、より社会階層が上位に位置づく保護者ほど負担を伴う社会関係資本に参加しそのことが子どもの教育達成のための保護者の犠牲・負担と結びついて大きな教育達成につながることを指摘した先行研究も見られる。ここから社会関係資本を持つ保護者への支援につながるような社会関係資本が保護者の教育負担を部分的に緩和して教育達成と結びつく可能性と逆に参加に際して負担を伴うような社会関係資本が子どものための教育資本の獲得につながり教育達成とつながる可能性の双方が読み取れる。しかし以上の先行研究は教育達成の結果と社会関係資本の関係には注目しつつも教育達成の過程における社会関係資本の位置づけには十分な着目が行われていない。そこで本報告では教育達成の過程において重要であり私的な教育戦略の要素が強い「学習塾」「習い事」の活用と保護者の持つ社会関係資本の結びつきを見る。具体的にはどのような性質の社会関係資本がよりこれらの私的な教育達成戦略と親和的なのか、という観点からの考察を行う。

ここでもう1つ重要なのはこれらの社会関係資本の教育的機能である。社会関係資本は私的な差異化達成のための手段であると同時に社会関係資本を通じた参加者への効果も指摘されている。またどのような社会関係資本に参加するかということ自体が保護者の姿勢とつながる可能性が高く、また保護者の子どもの教育達成とつながる姿勢と結びつく可能性がある。先取りすると、教育達成とつながる文化資本の運用における保護者の身体技法・姿勢が参加する社会関係資本の性質ともつながる可能性があるという点である。この点を本報告では検証したい。

ここで注目したいのが社会階層と教育達成の関連において重視されてきた保護者の文化資本と教育達成の関連に関する理論である。先取りすると個々の文化資本の種類というよりも物事を内容より形式で捉える、このような身体技法や姿勢が教育達成とつながることを指摘した点にもこられる理論は特徴を持つ。このような観点に着目した理論としてブルデューやバーンステインの理論が存在する。このブルデューやバーンステインの社会理論はマクロな社会構造における保護者の文化資本の位置づけとミクロな場でのこの文化資本の運用の可能性の双方を射程に入れマクロ-ミクロリンクを通じた社会階層の再生産を見る上で貴重な視座を提供してくれる理論である。これらの理論において共通して指摘されているのは「物事を内容ではなく形式で把握する志向性」が文化資本が教育達成に結びつくメカニズムとして重要であるということである。従来は文化資本と教育達成の関連に関する先行研究と社会関係資本と教育達成の関連に関する先行研究の交流が少なく、社会関係資本と文化資本の双方において教育達成に必要な要素がどのように結びつくのか、という社会関係資本の教育的機能の考察が少なかったといえよう。本報告では子どもの年齢を区別した上で、保護者の進学期待や学歴・収入・職業などそのほかの変数も踏まえつつ保護者が参加する社会関係資本の性質の違いが保護者の私的な教育戦略とどのように結びつくのかを実証的に考察する。社会関係資本も直接保護者の悩み・相談に乗ってもらうという性質のものとボランティアや社会活動のような保護者の悩み・相談から距離を置いたものの双方が見られる。また学校のPTA活動などは学校への参加を示すものであるのに対し、「学習塾」や「習い事」は学校への参加から距離を置いた私的な教育達成と結びつくものである。つまり教育に関わる現象として公教育への参加と公教育からの距離、保護者の教育そのものに直結し内容が直接かわる社会関係資本と保護者の教育からは距離を置いた社会関係資本、これらがどのように結びついているのかの考察を行う。これらの要素の結びつきは一義的ではなく実証的なデータに基づいた検討が必要である。このような公教育との関係や保護者の教育との関係という点で性質の異なる社会関係資本と私的な教育達成戦略である保護者による「学習塾」や「習い事」の活用とがどのようにつながるのか、を本報告を通してその可能性を示したい。

(キーワード：社会関係資本、私的教育戦略、保護者)

教育達成格差の生成メカニズム

きょうだい構成・家族内相互作用が教育達成に与える影響の検討

苫米地なつ帆（東北大学・日本学術振興会）

1. 研究の背景と目的

教育達成（＝最終学歴）は個人のライフコースに大きな影響を与える要因のひとつである。その教育達成に出身階層やきょうだい数などの定位家族による差異や、出生順位などの家族内での差異が影響を与えているということは、これまで多くの研究で明らかにされてきた。

教育達成を規定する要因は様々あるが、そのうち出生順位について日本の1950年代以降の出生コーホートでは、出生順位が早い子どもほど教育達成が高くなることが示されてきた（平沢 2011; 藤原 2012）。しかし、出生順位が早いことがなぜ教育達成を高めるのか、そのメカニズムについては明らかにされていない。年上のきょうだいは年下のきょうだいに対する教育経験が豊富で、その結果知的水準が高くなる（Zajonc and Gregory 1975）ということや、年下のきょうだいは年上のきょうだいにかかった教育費の負担による資源制約があるため、教育達成において不利になりやすい（保田 2009）ということが述べられてはいるものの、それを実証した研究はそれほど多くはないのが現状である。

そこで本報告では、きょうだい構成や家族内での相互作用に着目し、きょうだい内で教育達成の違いが生じるメカニズムを解明することを目的とする。ここでいう家族内での相互作用とは、きょうだい内での教育経験や、親から子どもへの経済的・情緒的資源の分配を意味しており、これらが教育達成に影響を与えているのか、与えているとしたらどのように影響しているのかを明らかにしたい。

2. 使用するデータ

使用するのは報告者が2014年4月に実施した『家族に関するアンケート』調査のデータである。本調査は、インターネットを用いて末子が24歳以上の母親を対象に行われた（計画サンプル・サイズは2000、有効回答は1995であった）。本調査には家族構造に関する項目、子どもの学歴や職業、母親からみた子どもたちの関係や母親と子どもたちの関係に関する項目などが含まれており、同じ家族内の子どもたちを比較することが可能となっている。

3. 基礎分析の結果

図1は、出生順位別の教育達成水準の分布である。これより出生順位が早い方

が、教育達成水準の高い子どもの割合が多いことがわかる。続いて図2では、教育経験の頻度別に教育達成水準の分布を示した（第1子のみ限定してある）。この図から、教育経験の多い第1子の方が、教育達成水準の高い者の割合が多いことがわかる。そして図3では、出生順位別に親の教育投資金額の分布を示している。この結果から、出生順位の遅い子どもより早い子どもの方が、教育投資を多く受けている子どもが多いことがわかる。これらの結果をふまえ、本報告では多変量解析によってきょうだい内での教育達成格差の生成メカニズムについて検討する。詳しい分析結果は口頭および配布資料にて説明する。

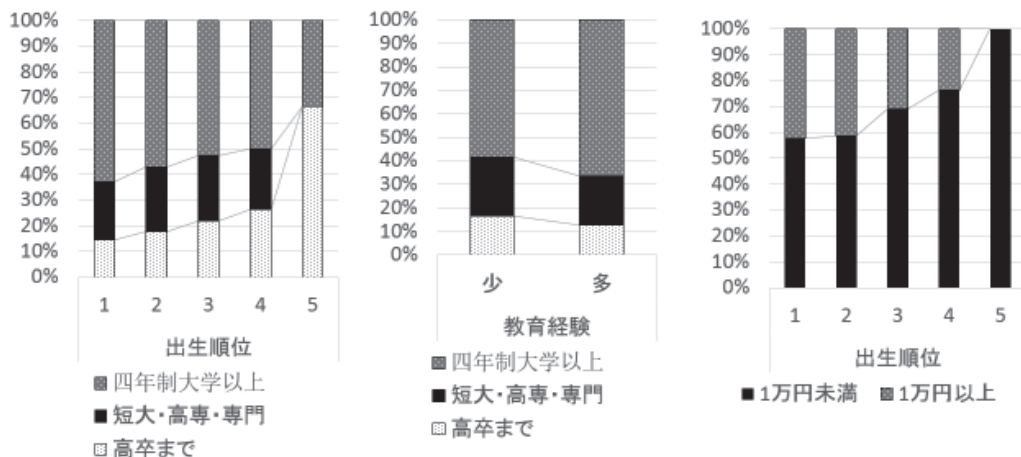


図1 出生順位×教育達成水準 図2 教育経験×教育達成水準 図3 出生順位×教育投資金額

【付記】

本報告は科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である。

【参考文献】

- 平沢和司,2011,「きょうだい構成が教育達成に与える影響について——NFRJ08 本人データときょうだいデータを用いて」『第3回家族についての全国調査(NFRJ08)第2次報告書』日本家族社会学会全国家族調査委員会,4:21-42.
- 藤原翔,2012,「きょうだい構成と地位達成——キョウダイデータに対するマルチレベル分析による検討」『ソシオロジ』57(1):41-57.
- 保田時男,2009,「きょうだい内での学歴達成」藤見純子・西野理子編『現代日本人の家族——NFRJからみたその姿』有斐閣ブックス.
- Zajonc, R. B. and Gregory B. Markus, 1975, “Birth Order and Intellectual Development.”, *Psychological Review*,82(1), 74-88.

(キーワード：きょうだい、出生順位、教育達成)

「ヘリ・ペアレント」は日本にいないのか？

Nennstiel, U (北星学園大学)

日本では「モン・ペ」という表現が数十年前に作られた「モンスター・ペアレンツ」の略語として流行る様になってきたが、米国で流行っている類似語の「ヘリ・ペアレント」は、日本において殆ど全く知られていない。米国の「ヘリ・ペアレント」とは、子供が大学を卒業してからも、子供の行動・就職活動などを子供の上をヘリコプターに乗って監視しているかの様に観察し、例えば本人の代わりに就職活動に取り組むことさえ珍しくない、という親を指す。近年、この「ヘリ・ペアレント」という表現はヨーロッパまで広がってきた。例えばドイツの週刊誌では、「臍の緒で生涯中引っ張って」という題名で現在の親子関係・家庭教育論が通俗科学的に紹介されている。(FOCUS Magazin | Nr. 22 (2012))ただ、ドイツでは「ヘリ・ペアレント」とは、就職活動中の卒業生よりも中・高校生の年齢の若者に関して使われることが多く、米国とは多少意味合いが異なっている。つまり、米国では、子供の就職や将来に関するコントロールを指して使われることが多いのに対し、ドイツではより日常的な中高校生に対する過保護のことを言う、とも言える。

ところで、日本では「ヘリ・ペアレント」の広がりは見られず、「モンスター・ペアレント」の流行りの表現としてその略語が出来上がったのは、日本で「ヘリ・ペアレント」が存在しないと解釈できるのか。あるいは、日本では「ヘリ・ペアレント」が存在していても「問題」と見なされていないのか、「ヘリ・ペアレント」の語で指されている親の態度が当たり前と見なされて、特に意識されていないだけなのか。もしくは、米国と類似した現象は日本では別の表現で論じられているのだろうか。

本報告では、まず米国で「ヘリ・ペアレント」という表現が生まれた背景と歴史的な流れを紹介し、次に、ヨーロッパ、特にドイツで「ヘリ・ペアレント」が注目されるようになった背景と米国とは異なるその意味合いを紹介する。さらに、この議論が社会的にどのような環境の中で行われており、政治的な観点から見て何を意味しているかという点に焦点を与える。

日本では、「モン・ペ」という表現は現在でも流行っているが、親の、学校や教

員に対するバッシング、その内容や生まれた背景は、家庭内の親子関係をテーマとする「ヘリ・ペアレント」とは明らかに異なる。両方の表現の具体的な意味、親に対する批判者と批判の内容、その背景等がはっきりと違う。だが、ある観点から見ると、「ヘリ・ペアレント」と「モン・ペ」には一種の類似性が存在することも間違いない。

本報告では、この類似性と差異に二つ目の焦点を与えて、特に、その政治的・社会的含意を問う。社会の中でどちらの立場に立って親を批判する声が大きく、広がりやすいのか、また、親に対する様々な批判の中からどんな視点が日本社会の中で受け入れられやすいのかという観点から検討する。日本においても、「ヘリ・ペアレント」が少なからず存在するにもかかわらず、それを指摘したり、こういった親が子供に与える影響を問題にしたりする声が殆ど全く聞こえないという事実がどんな社会状況、どんな政治的文脈を反映しているかを分析する。

キーワード：ヘリコプター・ペアレント、モンスター・ペアレント、政治・社会的背景

着ぐるみキャラクター活用による親子関わりの変化 ～子育てカフェイベントの観察データから～

○石井クンツ昌子（お茶の水女子大学）、○岡村利恵（お茶の水女子大学・院）

近年、我が国では子どもの世話をする、子どもと一緒に遊ぶ父親、いわゆる「育メン」が増えてきている。しかし、母親と比較すると、父親の子育て参加は未だ少ないのが現状である。これまで父親の子育て参加を促すツールとして「読み聞かせ」や「IT機器」活用が検証されてきた（石井クンツら、2013）。本研究では、子育てツールとして「ゆるキャラ」と呼ばれる着ぐるみキャラクターを活用することにより、父親の子どもの関わりが増えるのか、また、父親・母親と子どもとの関わりに差が見られるのかを検討することが主な目的である。

地域キャラクターはブランド・物産および地域の特性を表現する手段として制作され、キャラクターの活用により地域への親近感を与えるために使用される（庄司、2012）。また、これらのキャラクターを子どもは容易に人格化し、子どもの自己表現やコミュニケーションのツールとして使われる場合もある（新井、2001）。キャラクターが実在するか否かについての子どもの認識に関連した研究（旦、2013）と表象についてのイメージ共有が親子間のコミュニケーションを促し、子どもの発達にどのような影響を与えるかの研究（加藤、2008）はいくつか存在するが、着ぐるみキャラクターを媒介とした親と子どもの関わり方の変化などについての研究は存在しない。しかし、先行研究からの示唆をもとに、テレビのキャラクターとは異なり、実際に触れ合うことのできる着ぐるみキャラクターは親子間のコミュニケーションを促し、親子関わりや子どもから親への働きかけを増やすであろうと予想した。

本研究で分析したデータは国産畜産物のキャンペーンとして子育てカフェで開催されたイベントで収集された。このイベントでは二体の着ぐるみキャラクターが登場し、ゲーム、軽食、写真撮影を親子がキャラクターと一緒に楽しむように設定されている。2013年12月から2014年3月にかけて東京と横浜で実施された6回のイベントで調査者が事前に選んだターゲット父・母・子に対して非参与観察データを収集した。観察の記録は、あらかじめ準備した行動表の頻度と言動の自由記述から構成されており、観察後に現場メモを各調査者が作成した。また、同時に参加者全員の同意のもと、イベントの全体をビデオ撮影し、イベントの前後に簡単な調査票に回答してもらった。6回のイベント参加者は9名の父親、34名の母親、54名の子どもであった。この中から実際に観察のターゲットとしたのは17組の父母子、母子、父子である。また、約1時間の子育てカフェイベント中、観察を実施したのはMC登場と挨拶、着ぐるみキャラクターの登場、キャラクターに関するテレビゲーム、おやつタイム、キャラクターと一緒に写真

撮影の5つの場面である。

主な結果としては、①子どもの年齢が高いほど、親子間のキャラクターについての会話が弾んだ。②着ぐるみキャラクター登場場面では、親子全員に興奮や喜びなどのポジティブなリアクションが見られた。③キャラクターとの「交流」を深め、親子間（特に父子間）のコミュニケーションを増やしていたのは「おやつタイム」であった。おやつにキャラクターの絵をチョコレートペンで書くのを手伝っていたのは父親の方が多かった。④キャラクターと一緒に写真撮影では、特に父親が活躍していた様子がうかがえた。このように多くの場面で親と子どもの頻繁なコミュニケーションが見られたが、父親の場合は、着ぐるみキャラクターの存在でより多く子どもと関わっていることが観察された。最後に、父親と母親の子どもとの関わり方を比較すると、母親は抱っこなど子どもに触れることが多く、父親は子どもへの話しかけが多かった。全体的な結論としては、着ぐるみキャラクターの存在は父子・母子間のコミュニケーションを促進し、特に父親の子どもとの関わりを増長させていたことが明らかになった。

事後アンケートへの回答としては、キャラクターに対して「かわいい」「親しみやすい」などのポジティブな感想が寄せられ、キャラクターが親子間のコミュニケーションを促し、普段の子どもとの接し方とは違った親子関わりをもたらすことにつながっていた。また、キャラクター活用により子どもから親への働きかけを促進することも確認された。本報告では、これらの結果のインプリケーションについて更に考えてみたい。

謝辞：本報告は博報堂こそだて家族研究所パパチームの北川佳孝氏との共同研究により収集したデータの分析結果に基づいています。貴重なデータをご提供くださったことに對して、ここに改めて北川氏に謝意を表します。

参考文献

新井 範子（2001）「子どもとキャラクター・グッズ」『繊維製品消費科学会誌』

4（7）、pp.423-429.

石井クンツ昌子（編）（2013）『情報社会における育児期の親のIT利用と家族関係：日米比較から』平成22～24年度科学研究費補助金基盤研究報告書、1月

加藤邦子（2008）「父子相互のふり遊びにおけるイメージ共有過程の質的分析：シンボリック相互作用論の立場から」『人間文化創成科学論叢』11、pp.477-487.

庄司真人（2012）「地域キャラクターに関する実証的研究—地域活性化と組織の市場志向に関する視点を中心に—」『日本経営診断学会論集』12、pp.111-116

且 直子（2013）「メディアと子どもの発達」『教育心理学年報』52、pp.140-152.

キーワード：着ぐるみキャラクター、親子関わり、観察データ

第1日目 2014年9月6日(土)

午前の部 10:00~12:30

テーマセッション(1) 報告者公募型

日本国内における結婚と家族の地域研究

オーガナイザー：松田茂樹(中京大学)

【企画趣旨】

わが国では少子高齢化が進行しているが、その状況は全国一様ではない。例えば、少子化現象をみれば、近年は出生率が回復傾向にある地域と従来以上に低迷する地域があらわれるなど地域ごとに異なる様相をみせている。人口移動をみても、若年層の流出等により過疎が進む村がある一方、大都市への人口集中が進行している。ただし、大都市においても、高度経済成長期に開発された団地など局所的に高齢化率が高い場所が存在する。地域経済に目を転じれば、全体が底上げされるような経済成長の時代は終焉した。依然産業の競争力が高く雇用が安定している地域と産業の空洞化や地場産業の衰退に直面する地域の差が鮮明になってきている。

こうした人口構造や産業等の変化は、その地域に住む家族及び地域社会のあり方にも影響を与えるものである。各地域の家族はこの状況に対してどのように適応し、どのような課題を抱えているのだろうか。少子高齢化の時代に、一早く適応した家族や地域はあるのだろうか。家族や地域社会に関する文化は持続しているのだろうか。

本テーマセッションは、特定の地域における家族に関する研究を集めて、人口・社会・経済の構造が大きく変化する時代においてそれぞれの地域においてどのような家族に関わる現象や課題が生じているかを論じることを目的としている。家族の研究には、全国調査によって家族の特徴を明らかにする方法と特定地域を深掘りしてその地域における家族の特徴や地域性を明らかにする方法があり、いずれも必要なものである。このうち本テーマセッションが対象とするものは特定地域における研究であり、全国平均の視点ではともすれば見逃されてしまうかもしれない、家族に関する現象や政策的課題等を発見することを目指すものである。

なぜ富山の第三子出生率は福井より低いのか？ — 出生率の地域ブロック内格差とその要因

○中村真由美（富山大学）

同じ北陸ブロックであるにも関わらず、なぜ富山県と福井県では出生率、特に第三子以降出生比率（生まれた子供が第三子以降である比率、以下「第三子出生率」と省略する）に違いがあるのだろうか。本稿では、第三子出生率の地域差に焦点をあてて探索的な分析を行った。分析結果より、出産間隔、祖父母の子育て支援に対する意識、自営業比率などの地域差が第三子出生率に影響している可能性が示唆された。

出生率の地域ブロック間格差については近年重要な知見が得られている（松田 2013 など）。ただ、社会経済状況が似通っていると考えられる、同じ地域ブロック内でも見過ごせない差があるケースもある。見過ごされがちだった「ブロック内格差」に焦点をあてることで、見えてくる少子化の要因もあるのではないだろうか。

北陸三県は共働き率や三世帯同居率など社会経済状況が比較的似ているにも関わらず、第三子出生率にはかなり違いがある。富山では 15%なのに対し、石川は 17%、福井は 18%である（厚生労働省 2012）。全国 47 都道府県の中でも富山は 6 番目に低く、首都圏並みに低い。なぜこのような差が起きるのだろうか。

使用したデータは主に 3 種類である。（1）内閣府のデータの再分析、（2）集計データを使ったデータの分析、（3）富山市で行った調査の分析である。

（1）内閣府データの再分析

内閣府の「都市と地方における子育て環境に関する調査」データの再分析を行った。富山県における幼稚園と保育園での親へのインタビューの結果も補足的に使用した。

最も特徴的な知見は、福井では主に夫の親からの（そしてある程度は妻の親からも）の家事育児支援が圧倒的に多いということである。一つには近居率の違いが関係していると考えられる。富山も福井も夫側の親との同居率は高いが、福井において夫側の親との近居率について特に高い。近所に住んでいることにより、送り迎えや預かりなど労働力としての支援を提供しやすい。

さらに、「子供を増やす上での課題」については、富山で「育児の心理的、肉体的負担に耐えられない」を選択した人が多かった。インタビューでも同じような回答が複数得られた。後述する、富山の出産年齢の問題が関わっている可能性がある。

（2）都道府県レベル分析

出生率の地域差について、都道府県レベルの集計データ（および上記内閣府データより計算した都道府県の指標）と第三子出生率との関連を重回帰分析で検証した。

分析の結果、「第三子出生率」に有意に影響していたのは、「第一子出産年齢」、「大学進学率」、「地域の経済展望」、「自営業率」であった。第一子出産年齢や大学進学率が高く、地域の経済展望が悲観的で、自営業比率が低い都道府県ほど、第三子出生率が低い。

このうちで特に第三子出生率に影響力が大きい項目は「第一子出産年齢」であった。富山県は北陸の中では第一子出産年齢が遅い。さらに、北陸に共通する特徴として、出産間隔を広くあける傾向がある。このことから、富山では第三子出生年齢に至っては首都圏並みに高くなっていた。第三子出産年齢と第三子出生率とは強い負の相関がある（ -0.693 ）。つまり、「第一子出産年齢の高さ」と「出産間隔の長さ」が富山における第三子出生率を引き下げていると考えられる。¹

また、「自営業率」が高い都道府県ほど、第三子出生率が高かった。「自営業者は子供を自分の事業や資産の継承者と見なし、子供への期待が高い」傾向にあるという（経済産業省 2005）。この意識は父母だけでなく、祖父母にも共有されている。これらの意識が祖父母の積極的な家事育児支援につながり、子育てのしやすさにつながっていると考えられる。さらに、自営業では自宅と職場が近接していることが多く、子育てと仕事の両立しやすい状況にある。富山県では自営業率が非常に低く、一方福井では高い。いわば、「祖父母を含めた意識」および「雇用者のワークライフバランスの難しさ」が子供を多く持つことに影響している可能性がある。

（3）富山市調査一県外進学率の影響

富山市を対象とした調査（富山市の30～40代男女を対象、2013年9月実施、無作為抽出による郵送調査、回収数317）の結果から、子供の県外進学を予定している親は、子供の数を少なく計画している傾向があることが明らかになった。富山県は福井県や石川県に比べて県外進学率が高いことから、第三子以降の出生の抑制要因になっている可能性がある。

文献：経済産業省 2005 『平成17年版 中小企業白書』。

厚生労働省 2012 『人口動態統計』。

松田茂樹 2013 『少子化論』勁草書房。

（キーワード：地域差、出生率、出産間隔、少子化、北陸、富山）

¹出産間隔の規定要因も検証した。第二子と第三子の間隔については、30代前半女性の就業率の高さが影響していた。就業率が高い都道府県ほど、出生間隔が伸びていた。短い間隔をあけて連続して育児休業を取る難しさ等も関係していると考えられる。

地元で生活する子育て中の青年層の状況 -兵庫県都市部の居住者を対象としたネット調査から-

○永田夏来（兵庫教育大学）

1：問題意識

青年層に関する家族や結婚の問題の多くは、共同体の崩壊や匿名性の高まりといった都市特有の事象と結びつけて考えられることが多い。しかし近年、生まれ育った街に住み着き幼少からの人間関係を維持したまま生活する若者の存在が、「地元に残る」といったキーワードとともに新しい状況として指摘されている（阿部，2013）。消費や文化的志向が話題の中心となりがちな「地元に残る」という着眼点だが、家族研究で蓄積されてきたネットワークに関する議論と重なる部分が多いようにもみえる。本報では両者を架橋する足がかりとして、「地元に残って」いる青年層の結婚のきっかけや子育ての状況の実証的把握を試みる。

2：調査方法と対象者の特性

本報告で検討するのは、株式会社楽天リサーチが保有するパネルを利用しインターネットを介しておこなわれた調査の概要である。兵庫県在住の子どもを持つ青年層（20歳代～40歳代）の男女を対象とし、800サンプルの解答を得た。内訳は20歳代25%、30歳代37.5%、40歳代37.5%、男女比は男性43.8%、女性56.3%である。また、最終学歴は大学・大学院卒が48.1%であり、他のインターネット調査と同様に学歴が高い傾向を示している。

3：分析結果と考察

ネット調査の対象者はどのような集団を代表しているのかが不明瞭であり、インターネット利用者を一般住民の代わりとして考えることはできない。そこで先攻研究との比較をおこない、サンプルの位置づけの検討をおこなった。

世帯類型別世帯割合を見てみると、夫／妻の親との同居は1割にも満たず、83.0%が夫婦と未婚の子からなる世帯であった。末子年齢は小学生以下が74.4%であり、多くが子育て中の核家族世帯である。本人職業は男性83.7%、女性12.9%がフルタイム、配偶者職業は男性74.1%が無業またはパート就業、女性は86.9%がフルタイムと回答していることから、共働き夫婦ではなくサラリーマン＋専業主婦が多い傾向にあるといえる。居住地域は神戸市および阪神南、阪神北、東播磨で8割を超えており、全体の7割程度が10年以内に居住を開始したとしている。

平成 22 年に行われた国勢調査によれば、大学や事業所の立地がある地域、大型マンションの建設、宅地開発が進んでいる地域においては子育て世代の居住が促進され人口増の傾向がみられる（兵庫県企画県民部統計課,2011）。また兵庫県都市部（神戸市全区および尼崎市までの阪神地域と姫路市等の播磨、伊丹市や三田市などの阪神北を含む地域）の特性として、サラリーマン＋専業主婦である都市型の家族が多い点が指摘されている（越智・和泉，2009）。この点を踏まえると、本報告で取り上げたサンプルは兵庫県都市部における典型的な家族の状況に近いといえる。

本調査でみられた顕著な特徴として、地元密着型のライフスタイルと人間関係の存在を示唆しておきたい。対象者の 62.5%が幼少期を過ごした場所を兵庫県としており、京阪神まで広げれば 81.5%がいわゆる関西出身者である点である。こうした地域密着傾向はパートナーと出会ったきっかけや現在の人間関係にも影響を与えており、高校、大学時代の友人や仕事関係をはじめとした地元のネットワークを生かして現在のパートナーと知り合った者は 77.3%となっている。また、小中高のクラスメイトにおいて「頻繁に連絡をする相手がいる」としたものが全体で 21.9%となっており、小中高のネットワークが結婚して子どもを持った後でも維持されている状況を示している。また、子どもを預ける先がなくて困った経験について「特にない」とした者は 73%にもものぼり、その多くが理由として近居している夫または妻の家族の存在を挙げている、

サラリーマン＋専業主婦からなる都市型の家族について考察する際、専業主婦の孤立や近代家族の閉鎖性がしばしば指摘されてきた。しかし神戸市内における子育て世帯は外見的には典型的な核家族であるものの人間関係は都市的な匿名性や流動性にさらされておらず、生得的な人間関係を生かしながら生活をマネジメントしているといえる。

文献

阿部真大，2013，『地方にこもる若者たち-都会と田舎の間に出現した新しい社会』朝日新聞出版

越智裕子・和泉広恵，2009，『ライフスタイルの多様性を支える少子化対策の展開調査報告書』，ひょうご震災記念 21 世紀研究機構

永田夏来，2013，「地元に着している若い夫婦とこれからの婚活の方向性について」『21世紀ひょうご』14:24-31

兵庫県企画県民部統計課，2011，「平成 22 年国勢調査確報（人口等基本集計）の概要」

キーワード：地域密着、ネットワーク、子育て世帯

九州地域における人口性比と人口移動

工藤 豪（埼玉学園大学）

本報告は、九州地域における人口性比の動向について検討を加えることを目的としている。九州地域は、合計特殊出生率の回復が比較的進んでいるといえるが、他の地域に比べて「女子未婚率」が高く、「人口性比」が低いという特徴を長期的に示してきた。本報告では後者の部分に焦点をあて、なぜ九州地域において人口性比が低いのか、その要因・背景について考究していきたい。

結婚動向と人口性比の関係に着目する視角は、1980年代からの研究において散見されるが、日本全体の結婚動向に対する人口性比の影響を分析したものであり、人口性比を地域差との関連で取り上げることはなかった。その後、鈴木（1989）は、人口性比の不均衡が地域別の結婚力に及ぼす影響について検討を加え、西日本に比べて東日本の男子に結婚難が著しいことを明らかにした。さらに、石川（2007）は、未婚率の地域格差を都道府県および市区町村単位で分析した結果、現代日本では男子の結婚難がみられるとともに、中部地方以東の東日本で性比が高く、近畿地方以西の西日本で性比が低いというパターンを析出している。

また、未婚率と人口性比の関係について『国勢調査』から把握すると、2000年の35-39歳未婚率において、男子は全国値より高いが女子は全国値より低い都道府県と、女子は全国値より高いが男子は全国値より低い都道府県に分類し、それぞれの35-39歳（2000年）人口性比について確認した。すると、前者では、青森県・秋田県・鳥取県を除いた全ての県で人口性比が100を超え、女子に比べて男子が多いのに対し、後者では、大阪府を除いた全ての府県で人口性比が100を下回り、男子に比べて女子が多い。このように、男子未婚率が相対的に高い東日本地域の諸県で男子人口の割合が高く、女子未婚率が相対的に高い西日本地域の諸府県で女子人口の割合が高いことは、注目すべき関係性といえるのではないだろうか。

九州地域のように、適齢期における人口性比が低いということは、男子人口に対して女子人口が過多であることを意味しており、「適齢期男女人口のアンバランスがもたらす結婚難現象」（岩澤 2010：40）につながる可能性をもつ。しかし、ここで人口性比に着目するのは、それだけに留まらず、「地域人口の性比に注目するのは、年齢別性比から対象地域の男女別の人口移動の傾向を考えるため」（中川 2011：57）であり、「多くの社会で男女による人口移動傾向の違いがあるが、性比をもとにそれを明らかにすることで、それぞれの社会における男女の社会的役割やその変化を知ることができる」（中川 2011：58）という示唆に基づくものである。すなわち、結婚動向を規定す

る意識や家族観が人口移動を通じて人口性比に現れているのではないかと考えている。

以上のような問題意識を念頭におきながら、九州地域において人口性比が低い要因・背景について検討していくこととする。まず、要因として想定されるのは、男子の働き場所が十分でないという問題であろう。同じように人口性比の低い札幌市について分析を行った原（2008）によれば、札幌市においても地域の産業構造、とりわけ製造業などの第二次産業割合が低いことが20歳代における男女の移動格差に影響しているという。実際、長崎県や熊本県の自治体で実施したヒアリング調査においても、男子の働き場所が少ないということが重要視されていたし、九州地域の第二次産業割合は相対的に低い水準となっている。

しかし、それだけで十分な考察とはいえないように思われる。人口移動に関する大規模調査において移動理由として最も多いのは職業上の理由となっているが、「家族に関する理由」も重要な位置を占めてきた。九州地域は、伝統的に「末子相続」が行われてきたが、そのような家族慣行や文化的規範は影響しているのであろうか。また、女子人口の移動についても検討を加えていく必要がある。少子高齢化社会が進む中で、男女の役割はどのように捉えられているのであろうか。九州地域に特有の家族観、男女の役割意識が存在するのであるか。

本報告では、統計資料、文献資料、既存の調査結果、自身が行った調査の結果などを用い、「社会経済的要因」、「歴史的・伝統的要因」、「意識的要因」など多角的な視点から、九州地域の男子におけるプッシュ要因、女子におけるプル要因について考察を試みていくことにしたい。

文献

石川義孝，2007，「現代日本における性比不均衡と国際結婚」紀平英作編『グローバル化時代の人文学 対話と寛容の知を求めて（下）共生への問い』京都大学学術出版会，127-145.

岩澤美帆，2010，「職縁結婚の盛衰からみる良縁追及の隘路」佐藤博樹・永井暁子・三輪哲編著『結婚の壁——非婚・晩婚の構造』勁草書房，37-53.

鈴木透，1989，「結婚難の地域構造」『人口問題研究』，45（3）：14-28.

中川聡史，2011，「性比と結婚」石川義孝・井上孝・田原裕子編『地域と人口からみる日本の姿』古今書院，57-64.

原俊彦，2008，「札幌市の少子化：日本の政令指定都市の中で見た人口学的特徴」（第60回日本人口学会報告資料）

（キーワード：人口性比、家族観、西南日本型）

西南海村からみた結婚と離婚の地域性

—足入れ婚の変容と持続という視点から—

中島満大（神戸大学、日本学術振興会特別研究員）

これまで歴史人口学では、結婚年齢に関して、東へ行くほど結婚年齢が低く、西へ行くほど結婚年齢が高くなることを明らかにし、それは結婚年齢の「西高東低」パターンと呼ばれてきた。この「西高東低」パターンは、近世後期においては、個々の村落に残る宗門改帳や人別改帳から、明治期においては、全国統計からの推計により導出されていた（速水 2009、黒須・津谷・浜野 2012）。

また離婚の地域性については、明治期の全国統計から離婚率の「東高西低」パターンの存在が指摘されている。つまり東へ行くほど離婚率が高く、西へ行くほど離婚率が低くなっているという離婚率の「東高西低」パターンは、複数の研究者から指摘されている（坪内・坪内 1970、Fuess 2004）。このように結婚と離婚の地域性は、日本における人口や家族の多様性を記述する際に重要な礎になっていると言える。

本報告では、肥前国彼杵郡野母村（ひぜんのかくに そのきぐん のもむら）の事例を中心として、近世後期から近代移行期における結婚と離婚の地域性を確認した後で、その背後でこれらの地域性をつくり出している結婚形態、特に足入れ婚について考察する。足入れ婚とは、民俗学者大間知篤三が提示した結婚形態であり、婿入婚から嫁入婚への移行過程において、その中間形態として置かれていた（大間知 1950=1970）。本報告は、足入れ婚が野母村でも確認することができるのか、そして足入れ婚と、結婚および離婚の地域性がどのように結びつくのかを明らかにしていく。

さらにこれまでの地域性の議論は、人口や家族の多様性を記述することを重視していたために、あまり「変容」という視点からは検討されてこなかった。本報告は、結婚や離婚の地域性を「持続」という視点からだけでなく、「変容」という視点から検討し、常に同じ特徴を備えた地域性という視点からの脱却を試みている。

先にもふれたように、本報告が対象とするのは肥前国彼杵郡野母村（現在の長崎県長崎市野母町）である。野母村は、長崎半島（野母半島）の先端に位置しており、その三面を海に囲まれている。そうした立地条件からもわかるように、漁業を生業として生活を営んできた。そしてその野母村に残る宗門改帳である『野母村絵踏帳』（1766年から1871年まで）を用い、近世後期から近代移行期にかけての分析を進めていく。

また 1871 年以降、結婚と離婚の地域性がいかに変容、もしくは持続していたのかという課題に対しては、全国統計から作成した統計地図と、報告者が現在の野母町で高齢者の方を中心に行ったインタビューをもとにして、『野母村絵踏帳』が示した地域性のその後を積極的に描いていきたい。

本報告は、まず野母村の事例から、近世後期においても、結婚年齢の「西高東低」パターンと離婚の「東高西低」パターンを確認することができた。特に離婚の地域性に関しては、先行研究では明治統計で示されていた点であり、まだ宗門改帳を用いて検証されていなかった。

次に結婚年齢や離婚の地域性の源泉となっていたのは、足入れ婚と呼ばれる結婚形態であった点を本報告は明らかにした。野母村では、第1子を宗門改帳に登録すると同時に、夫婦の記載も行われていた。つまり、第1子が生まれたタイミングで、夫婦が世帯をともにするというかたちをとっており、それは足入れ婚が示す特徴と整合的である。

最後に本報告では結婚と離婚の地域性の変容について考察を行った。結婚年齢、離婚の地域性、そしてそれを支えていた足入れ婚という結婚形態は、時代を下るにつれて、変容していた。まず野母村の平均初婚年齢は、東北村落と比べてもかなり高かったが、近代移行期にむかう過程の中で低下していた。そして低下した後の平均初婚年齢も、東北村落と比べれば、高い水準にあったが、その差は縮小していると言える。また足入れ婚という結婚形態は、第1子の登録と夫婦の記載が同時に起こる点にその特徴があったが、こうした結婚形態は次第に減少し、代わって、先に夫婦の記載を行った上で第1子を登録する結婚形態が増加していた。そしてそれに伴い、離婚が検出される割合も、結婚形態の変容後には大きくなっていた。

近世後期から近代移行期には、結婚や離婚の地域性は強く残っているものの、そのコントラストは、徐々に明度を下げていると言える。また地域性の変容は、地域性の収斂として記述することができる。それは、より「標準的な結婚（観）」が、地域性に彩られた各地域に浸透していく過程であったと言える。

参考文献

大間知篤三 1950=1975「足入れ婚とその周辺」『大間知篤三著作集 第二巻 婚姻の民俗』未来社 400-449

黒須里美・津谷典子・浜野潔 2012年「徳川期後半における初婚パターンの地域差」黒須里美編著『歴史人口学からみた結婚・離婚・再婚』麗澤大学出版会

坪内良博・坪内玲子 1970年『離婚』創文社

速水融 2009年『歴史人口学研究 新しい近世日本像』藤原書店

Fuess, Harald, 2004, *Divorce in Japan: Family, Gender, and the State, 1600-2000*, Stanford University Press.

キーワード：足入れ婚、離婚、地域性

若年女性の人口移動と家族形成 官庁統計と JGSS-2012 データのリンケージによる分析

佐々木尚之（大阪商業大学 JGSS 研究センター）

目的

日本の少子高齢化は世界に類を見ないペースで進行中である。厚生労働省によると、2012 年の出生数は 104 万人弱であり、統計データが残っている 1899 年以降最低となった。一方で、総人口に占める 65 歳以上人口を示す高齢化率は 2013 年には 25% となり世界でもっとも高い。このまま少子高齢化がつづく、人口減少による経済活動の縮小が顕著化し、現行の社会保障制度が持続不可能になるなど、社会全体に大きな影響を及ぼすことが予想されている。

こうした人口減少の大きな要因として、若年女性の人口移動が注目され始めている。合計特殊出生率が高い傾向のある地方に居住する女性が、同出生率の低い傾向のある都市部（とくに首都圏）に流出することによって、今後、人口減少がさらに進むとする仮説（ここでは極点社会仮説と呼ぶ）である。これまで、（期間）合計特殊出生率は国際比較や年次比較の指標として広く利用されているものの、若年女性の人口移動が拡大するにつれて、国内の地域レベルでの比較に使用するには不適切になってきている。

本報告では、官庁統計の市区町村別データおよび JGSS-2012 データを用いて、極点社会仮説を検証する。はじめに、若年女性人口が減少している自治体の特徴を整理する。つぎに、若年女性人口の増減と婚姻率および出生率の関連を分析し、各自治体の状況に応じた少子化対策を検討する。

方法

各市区町村の状況は国勢調査や人口動態統計の公表データを利用した。平成 15 年から平成 24 年の間に、廃置分合のあった自治体に関しては、平成 24 年 3 月 31 日時点の名称ならびにデータに補正している。政令指定都市の場合、原則として区単位で分析しているが、平成 15 年以降に政令指定都市に指定された静岡市、浜松市、堺市、新潟市、岡山市、相模原市、熊本市は、区単位のデータが欠損しているため市単位で分析した。

JGSS-2012 は、満 20~89 歳の男女 9,000 人を日本全国 600 地点から層化二段無作為抽出法を用いて選出している。ひとりの調査対象者に対して面接票と留置票を併用して尋ねている。留置票には A 票と B 票の 2 種類があり、ランダムに配布した。有効回収数は A 票で 2,332 ケース、B 票で 2,335 ケースであり、転居や住所不明、対象者死亡などの理由により接触不可能であったケースを除いた公式回収率は、A 票で 59.1%、B 票で 58.8% である。

結果

平成 15 年から 24 年までの市区町村別のデータ¹⁾を利用し、15 歳～49 歳の女性人口の増減を調べた。データに欠損のない 1866 自治体のうち 86%の自治体で人口千人当たり一人以上の若年女性人口の減少がみられた ($M = 15$ 人)。平成 17 年時点の各自治体の状況と上記期間の若年女性人口の増減の関係をみると、高齢化率の高い自治体ほど若年女性の人口流出が進み ($r = -.551$)、財政力指数 ($r = .554$)、納税者一人当たり課税対象所得 ($r = .532$)、第 3 次産業就業者割合 ($r = .434$) が高い自治体ほど若年女性の人口流入が進んでいた。しかしながら、完全失業率と若年女性の人口流出には明確な相関は認められなかった ($r = .040$)。

つぎに、若年女性人口の増減と婚姻率および出生率の関係を検証した。平成 15 年から 24 年にかけて若年女性人口が増加している自治体の方が平成 20 年から 24 年の人口千人に対する婚姻率 ($r = .667$) および出生率が高い ($r = .614$)。一方で、同時期に若年女性人口が減少している自治体の方が平成 20 年から 24 年の合計特殊出生率が高い ($r = -.111$)。この結果は極点社会仮説を支持していない。

最後に、若年女性人口が減少する地域レベルの要因とそれぞれの地域に居住する個人レベルの変数との関連を分析した。若年女性が流出する地域ほど保守的な価値観をもっている人が多く、若年未婚者の仕事満足度や地域満足度が低い。一方で、若年女性が流入する地域ほど、若年未婚者の年収は高いものの、家計満足度が低く、現在の居住地に住み続けたい人は少ない。

考察

若年女性の地方から都市部への移動が拡大する現状において、合計特殊出生率を市区町村レベルで比較する問題点が明らかになった。性質上、子どもを生む可能性の低い若年未婚女性が流出すれば、その地域の合計特殊出生率が上昇する傾向があるため、子どもの生みややすさや育てやすさの実態を示しているとはいえない。若年女性人口の移動は、さまざまな要因が影響しており、政策的に人口移動を抑制する動きには疑問を感じる。むしろ、どこに居住していたとしても出産・育児が可能な体制を整える必要がある。

註 1) 人口動態統計の市区町村別データは、とくに規模の小さな自治体の場合、出現確率の少ない事象の年次件数が不安定に推移するため、平成 17 年と平成 22 年の国勢調査年を中心とした 5 年間のデータを集計したものが公表されている。本報告において時間による変化の分析をしたものは、平成 15 年から 19 年のデータと平成 20 年から 24 年のデータを比較したものである。

[Acknowledgement]

日本版 General Social Surveys (JGSS) は、大阪商業大学 JGSS 研究センター (文部科学大臣認定日本版 総合的社会調査共同研究拠点) が、東京大学社会科学研究所の協力を受けて実施している研究プロジェクトである。

キーワード：JGSS、極点社会、少子化

第1日目 2014年9月6日(土)

午前の部 10:00~12:30

テーマセッション (2) 企画全体提案型

<民主的>家族の再検討

オーガナイザー：久保田裕之（日本大学）

【企画趣旨】

戦間・戦後日本の近代化において、封建的なイエ制度から個人主義的で対等な民主的家族関係を構築することは不可避の課題とされてきた。とりわけ、「家族の民主化」論においては、制度ではなく友愛に基づく民主的な近代小家族への移行が、私的な家族関係の変革を超えて、日本社会の近代化・民主化と深く関連づけて論じられてきた。

のみならず、「家族の民主化」論を批判して登場した近代家族論の文脈においても（たとえ明示的に民主的という用語で議論されてこなかったとしても）、真の意味での民主的家族の理想は、むしろ強化されてきた。たとえば、戦後の「家族の民主化」論が想定してきた近代家族の理想を、それが不可避に要請しつつ隠蔽してきた家庭内の権力関係から告発するとき、（真の意味での）対等で民主的な家族関係が措定されてきたとはいえないか。すなわち、お互いを個人として尊重し、他方が一方に経済的に従属することなく、ともに家事育児責任を担い、意思決定に際して夫婦や親子の相互理解と話し合いを重視する民主的家族の理想と対比したとき、近代家族はそれが「民主的である」かどで批判されたのではなく、それが「十分に<民主的>ではない」ことをもって批判されたのである。

しかし、政体や企業体が民主的であるという場合と比べて、家族が民主的であるとはいったい何を意味するのだろうか。この点が十分に議論されてきたとはいえない。ここでいう<民主的>家族は、どのような条件の下で可能なのだろうか。こうした<民主的>家族の理想は、理想としてどの程度説得力を持ちうるのだろうか。

そこで、このテーマセッションでは、政治学の分野における民主主義論の展開を視野に収めながら、戦後日本で展開された「家族の民主化」論を再検討するとともに、近代家族論が想定していた<民主的>家族の理想に対しても、批判的な検討を加えたい。

「民主的家族」とは何か

田村哲樹（名古屋大学）

1. 問題関心と目的

「民主（主義）的」あるいは「民主主義」という用語は、頻繁に、かつ、しばしば規範的に望ましいものとして用いられている。しかし、この用語が用いられる場合に、具体的にどのような意味で用いられ、また、何故に望ましいとされているのかは、必ずしも自明ではない。「家族」についてこの用語が用いられる場合も同様である。川島武宜やアンソニー・ギデンズが「民主（主義）的家族」と言う場合、その「家族」はどのような意味で「民主的」なのだろうか。

本報告は、「民主的家族」に関するいくつかの考え方について、報告者の専門である政治学・政治理論の立場から、概念的・理論的な考察を行う。その際、本報告では民主主義を、集合的な拘束的意思決定としての政治を行う一つの方法として定義する。このような定義に依拠することで、本報告は以下のことを主張する。第一に、「民主的家族」論のいくつかは「民主的」家族を十分に把握することができていない、ということである。第二に、「家族における民主主義」を真剣に受け止めるならば、その必要性と困難が明らかになる、ということである。

2. 構成

1) 本報告は、まず、「民主的家族」は「リベラルな家族」とは異なることを述べる。ここで「リベラルな家族」とは、「法の支配」または「正義」が適用される家族、あるいは、その構成員が「自立した個人」であるような家族のことである。たとえば、スーザン・オーキンは、標準的なリベラリズムの公私二元論を批判し、ジョン・ロールズの「正義」の原理は「私的領域」とされてきた家族にも適用されるべきと論じた。また、川島武宜は、「家族的原理」と「民主主義の原理」との対立を説くが、彼の主題は、「合理的自主的反省」を行うという意味で「独立した個人」を擁護することにある。しかし、オーキンは「正義」や「独立した個人」の意義を説くが、「家族における民主主義」そのものの意義を説いているわけではない。その意味で、彼女たちの議論は「リベラルな家族」を論じたものと理解することができる。

2) 次に、「家族における民主主義」は、「家族構成員の間の平等な地位の保障」に還元されるものではないことを述べる。ロバート・ダールやキャロル・ペイトマンが述べるように、平等が民主主義の重要な条件であることは確かである。しかし、「平等な地位」そのものが民主主義を意味するわけではない。前者は後者そのものではなく、後者

の条件と考える方が適切なのである。

3) 第三に、「家族における民主主義」は、よりマクロなレベル（典型的には国家）における民主主義との関係に注目する議論には還元されないことを述べる。この中には、「私的な」場での政治に関する議論がより「公的な」場での議論のための必要条件であるとする、パメラ・コノーヴァーらの研究や、ある種の「家族主義」が国家レベルの「民主主義」の条件となり得る可能性を指摘する阪井裕一郎の議論が含まれる。本報告は、これらの議論が「家族における民主主義」のあり方の一つ、あるいは、それを論じる視点の一つを提供していることを否定するものではない。ただし、これらは「家族〈からの〉民主主義」の側面のみを扱っており ゆえに「家族における民主主義」の全体像を論じるものではない。

4) 最後に、冒頭で述べた民主主義の定義に基づいた「民主的家族」像と、それをめぐる諸問題について検討する。ここでは、まず、本報告の考える「民主的家族」の像を示す。「民主的家族」とは、民主主義によって集会的決定が行われる家族のことである。「家族」の構成員も「異なる他者たち」である以上、そこで「政治」——意見や利害の対立、その調整、その結果としての集会的決定——が発生することは不可避である。「政治」の一連のプロセスが民主主義によって行われる場合、その「家族」を「民主的家族」と見なすことができる。政治学においては、その拘束性を重視するがゆえに集会的決定は国家によって行われるものとして、したがって政治＝国家であると見なされてきた。しかし、本報告は、政治学の標準的な理解とは異なり、家族もまた集会的決定が行われる場であると捉える。このように理解された「民主的家族」は、①構成員の主体性に注目する「リベラルな家族」とは異なっており、②地位の平等だけではなく、構成員による集会的意思決定が民主主義によって行われ、③その集会的意思決定は家族外部に媒介されなくとも意義を持つ、ような家族である。

このような「民主的家族」理解の含意は次のとおりである。第一に、家族は常に紛争と対立をはらんだ場だということである。すなわち、家族における民主主義を語ることは、「異性愛近代家族」に限らずどのような形態の家族においても対立や紛争が不可避であることを認識するがゆえである。第二に、家族を単純に非対称的な関係を構造化する場——その意味での支配と服従の場——として捉えるべきではないということである。本報告の観点からは、このような家族把握は、やや単純化された「政治」理解——すなわち、「支配」や「暴力」と同一視されたそれ——に基づいており、結果的に家族における民主主義の可能性を消去するものである。

以上のように、本報告は、「政治」と民主主義を真剣に考慮することで、「民主的家族」像をより明確化する試みである。

(キーワード：民主主義、政治、家族)

家族の民主化と脱政治化 ——合議体としての〈民主的〉家族

久保田裕之（日本大学）

1・問題の所在

封建的なイエ制度から脱却し、個人を基軸としたより対等で民主的な家族関係を構築することは、戦間・戦後の日本において不可欠なものとして議論されてきた。とりわけ、いわゆる「家族の民主化」論においては、イエ制度的な秩序から愛情に基づく民主的な単婚小家族への移行が、私的な家族関係の変革を超えて、日本社会の近代化・民主化と深く関連づけて論じられてきたのである（c.f.川島[1950]2000 など）。

のみならず、その後の近代家族論の文脈においても（民主的という語が明示的に用いられずとも）、対等で民主的な家族関係はむしろ強力に要請されてきたとも考えられる。たとえば近代家族論が、戦後の「家族の民主化」論が想定したような愛情に基づく家族の理想が不可避に要請しつつ隠蔽してきた家族内のジェンダー化された権力を告発するとき、そこには、〈真に〉対等で民主的な家族関係の理想が対置されていた。すなわち、お互いを個人として尊重し、他方が一方に経済的に従属することなく、ともに家事育児責任を担い、意思決定に際して夫婦や親子の相互理解と話し合いを重視する理想の〈民主的〉家族と対比したとき、近代家族はそれが「民主的である」ことを批判されたのではなく、それが「〈真に〉民主的でない」ことを批判されたのである（c.f.上野 1994）。

しかし、もともと政治学の用語である「民主化」が、単なる近代化を超えて、従来の封建的／独裁的な権力を民主的な権力によって置き換えることを意味するならば、「家族の民主化」とはいったい何を意味していたのだろうか。すなわち、もし家族という共同生活体が利益の異なる対等な成員の間で共同的意思決定を行い、一定の範囲で成員をその決定に拘束することが不可避であるならば、家族は他の民主的組織と同程度に権力を要請するはずである。だとすれば、「（驚くべきことに）家族の中にも権力関係が存在した」という暴露の先に、では家族の中に要請される権力とはいかなるものなのか、〈民主的〉家族の民主的内実が訪われなければならない。

2. 目的と構成

そこで本報告では、〈民主的〉家族とはいったい何を意味していたのか、そして、何を意味し得たのかを理論的に検討することを通じて、理想としての〈民主的〉家族が直面する困難について考察したい。具体的には、まず、シェアハウスを含む非家族的共同居住に関する調査（久保田 2009）を元に、共同的意思決定における「二人性」の問題を抽出することで、家族が民主的な合議の前提を欠いている可能性について検討する。

次に、北欧における離婚関連訴訟と子どもの処遇に関する詳細な聞き取り調査（善積 2013）を援用することで、合議体としての家族が依存的な立場の成員の意思決定を代理しなければならぬゆえの「利益相反」問題について検討していく。

3. 議論

1) 合議体としての家族と「二人性」問題

報告者は、日本におけるシェアハウスの実践から反射的に近代家族の構造的困難を抽出する中で、共同居住の正員が2人しか存在しないことに起因する問題を「二人性」として定式化した。すなわち、「最小限度の規模の経済」「家事の非匿名性と互酬への圧力」と並んで、正員（full-member）が2人のみで運営される共同居住は、共同の意思決定に際して多数決も仲裁も存在しえないという「合議体としての機能不全」という欠陥を抱えており、夫婦2人を中心に運営される家族も同様の困難を免れない（久保田 2009:126-9）。とすれば、現実の家族がこうした合議体としての構造的な困難をどのように乗り越え（損ね）ているのかは重要な検討課題である。

2) 家族内代理における「利益相反」問題

のみならず、幼少や高齢のために家族内で依存的な立場に立つ成員は、誰かに意思決定を補佐／代理してもらわなければ、合議に自分の利害を反映させることができない。しかし、こうした依存者の利害を最もよく知る家族成員はまた、最も利害が対立する成員でもあるという構造的なディレンマを抱えざるを得ない。たとえば北欧におけるような子どもと関わりの深い家族外のソーシャルワーカー抜きに、家族における意思決定の代理はどの程度可能なのだろうか（善積 2013）。

3) 民主化の名を借りた家族の脱政治化

以上を踏まえると、戦後日本の家族は家父長的権力を民主的権力によって置き換えるという意味での「民主化」に向かわず、民主的意思決定が不可能なサイズ的生活共同体へと閉塞してしまったことが問題なのではないか。利害の異なる複数の個人からなる対等な合議と共同的意思決定の場として＜民主的＞家族を再構成するためには、改めて合議体のサイズ・離脱可能性・非対称性といった観点から検討していく必要があるだろう。

4. 文献

川島武宜, [1950]2000, 『日本社会の家族的構成』岩波書店.

久保田裕之, 2009, 「若者の自立／自律と共同性の創造——シェアハウジング」牟田和恵編『家族を超える社会学——新たな生の基盤を求めて』新曜社:104-136.

上野千鶴子, 1994, 『近代家族の成立と終焉』岩波書店.

善積京子, 2013, 『離別と共同養育——スウェーデンの養育訴訟にみる「子どもの最善」』世界思想社.

（キーワード：民主的家族、近代家族、二人性）

有賀喜左衛門の民主化論 ——「家」の民主化と「家族」の民主化——

本多真隆（慶應義塾大学大学院・日本学術振興会）

1. 問題の所在

有賀喜左衛門は、モノグラフ的調査を駆使した「家」についての実証的研究で名が知られるが、その政治的立場に着目されることは少ない。それどころか有賀は、戦前戦後を通して農村というフィールドにこだわったこと、また高度成長がはじまり、「核家族（近代家族）」が本格的に浸透し始めた 1960 年代以降においても「家」の残存を主張していたことなどから、「『家と同族』のような伝統的親族集団は前近代のもので、それらは近代化とともに解体していく」ことが「有賀によって理解されていなかった」（富永 2004: 113）といった、いわば「保守的」な社会学者という評価すらなされている。それでは、戦後の農村の観察を通して、「『近代化された』家」と「民主的慣習」について述べた、1963 年の有賀の以下の発言は、どのように位置づけられるだろうか。

（現在の）家の多くは、夫と妻と未婚の子供によって構成された核家族であり、ある条件の下においては二世以上以上の成員を含む家族でもある。いずれにしても、これらの家には、すでに多くの民主的慣行が見られる。すなわち、家長権は弱められるか、なくなるかしている。それは、世帯主はもはや子供の成長後の生活を保障する必要が大幅になくなったからである。だから、嫡系成員と傍系成員も平等となった。彼らは家に同居して通勤すれば、家計を助けなければならないこともあるが、彼らの個人的私有財産は家産のほかにみとめられているのが通例となった。このような家を『近代化された』家であるということができると私は思っている。（有賀 [1963]1967: 155、傍線、括弧内筆者）

有賀の「家」についての評価は、「家＝封建的／近代家族＝民主的」という図式で捉えるのは難しい。たとえば有賀は、こうした発言の一方で「労働者も小作農も、さらに自営中小工業者も、自作農も、すべて日本人が何らか封建的であるということが出来る」（有賀 [1947]1967: 111）と記し、敗戦直後の日本社会の「文化水準」を批判している。しかし、1940~50 年代の近代化論、民主化論を担った論者が、「家」を「前近代的」な「封建遺制」と位置づけることには強く反対し、「家」は「封建遺制」ではないと終始一貫して主張し続けていた。そし

て戦後の有賀の論考は上述の引用にみたように、彼が述べる意味での「民主主義」をひとつの基準として、「家」の変容について議論しているという面があったのである。

本報告はこうした多面的な有賀の議論から、彼の一貫した問題意識を抽出する。その検討は、有賀が使用する「近代」や「民主主義」、「封建制」といった言葉と「生活条件」といった有賀の学問的キーワードの関連の検討からはじめられる。有賀が「家」と「民主主義」について語ったのならば、なぜ彼は戦後に多くの社会学者が展開した民主化論（「家族の民主化」論）とは見解を異にしたのか。またその議論は、有賀のどのような体験から醸成されたものであったのか。本報告は、有賀が戦後の農村の観察を通して展開した議論の一端を「家の民主化」と位置づけ、その独自の立ち位置を明らかにする。

2. 分析の資料と視角

資料は基本的に『有賀喜左衛門著作集』から抽出する。並行して、著作集に収録されていない文献、また有賀の議論と同時期に展開されていた近代化論、民主化論も取りあげる。分析視角は第一に、有賀の「家の民主化」についての議論は、彼のどのような体験や問題意識に根差すものであったのか、第二に、その議論は同時期に展開されていた民主化論とどのような差異があったのか、第三に、有賀の議論の現代的な意義とは何か、といった検証が主なものになる。

3. 議論

有賀が展開する「家の民主化」の射程は、①「家」の構成員の身分的格差の問題、②「家」を変容させる原動力となる、人々の主体性や戦略の問題、③大規模な共同経営などにあらわれる「家」同士の連帯の問題、などに及ぶ。有賀はこうした議論を設計的に展開するのではなく、あくまで彼がフィールドとする農村の観察を通しておこなっていた。

4. 文献

有賀喜左衛門, [1947]1967, 「日本農村における封建制」『有賀喜左衛門著作集 IV』未来社, 72-112.

——, [1963]1967, 「日本の近代化に関する社会学的研究」同上, 143-170.

富永健一, 2004, 『戦後日本の社会学 一つの同時代学史』東京大学出版会.

(キーワード: 家、生活、民主主義)

「民主的家族」論の歴史と現在 ——家族と権力の問題を中心に——

阪井裕一郎（慶應義塾大学）

1・問題の所在

戦後日本の家族研究は「民主化」を理念に掲げ出発した。これまでの家族社会学では、この「民主化」の理念が多くの問題を含むものであったことが批判的に語られてきた。批判は主に、それらが近代主義的なイデオロギーに無自覚であったことに向けられる傾向がある。しかし、家族研究における「近代」や「民主」の意味内容は一様ではなかった。また、「近代」と「民主」の二つは決して同一のものではない。民主主義には、自由や平等のほか、対話や代表制などさまざまな内容が含まれている。こうした点に留意して、今一度「民主的家族」とは何を意味するかを検討することが重要である（飯田 2003, 阪井ほか 2012）。

もちろん、戦後さまざまに描かれてきた「民主的家族」には、特定の家族形態や結婚を特権化するなどの問題があった。とはいえ、はたして家族関係における民主主義の理念そのものを否定し去ることはできるのだろうか。そもそも家族関係に民主主義を適用するとはいかなる事態を意味するのだろうか。この点に関しては十分な検証がなされてこなかったように思われる。戦後家族研究の学説史的検討を通じて、この点を明らかにすることが本報告の目的である。

報告者は、「家族の民主化——戦後家族社会学の〈未完のプロジェクト〉」と題した論文で、現代においても理念としての「家族の民主化」を捨て去るべきではないと主張した（阪井 2012a）。しかし、そこでは「家族の民主化」が具体的に何を意味するのかについて、必ずしも十分に説明したとはいえなかった。本報告ではその反省も踏まえ、より具体的に民主化とはどのような意味をもち、家族関係に適用することはいかなる有用性があるのか／そもそも可能なのかといった点を議論していきたい。

2. 構成

本報告では、戦後の家族研究における「民主化」「民主主義」の意味を、特に家族と権力の関係を中心に検討していく。

第一に、戦後の家族法学者ないし法社会学者の民主的家族論の内容を検討する。民主的家族論の代表格である川島武宜においては、民主化が「権利の体系」や「法の支配」といった言葉で表現され、家族と権力に関する複雑な議論が展開されていた（阪井 2012b）。磯野誠一・磯野富士子は、民主化とは「権利義務の調整」を意味し、「家庭の民主化と円満な家庭とは、常にめでたく合致するものではなく、むしろたがいに緊張

関係に立っている」との認識から、民主的家族における権力関係とその調整の問題を扱っている（磯野・磯野 1958 : 159）。こうした議論から家族における民主主義とそこにおける「権力」の位置づけを探る。

第二に、戦後家族社会学における「民主化」の意味内容を検討する。特に、夫婦関係の民主化と親子・親族関係の民主化がそれぞれどのように語られていたのかに焦点をあてる。姫岡勤がブラッドに依拠しながら、勢力（power）と権威（authority）の概念を区別するように、夫婦関係の「権力」は単純に否定されていたわけではない（姫岡 1970）。親子関係に関する研究でも、親から子への民主的な権力のあり方が議論されていた。こうした研究において、民主化（近代化）がどのような評価軸によって調査・議論されていたのかを探る。

そのほか、民主的家族、近代家族、平等主義家族といった諸概念の異同についても検討する。家族と権力の問題を中心に「民主的家族」の意味内容を検討し、その問題点を明らかにしつつ、それが現代の家族研究にいかなる示唆を持つのかを示す。

3. 議論

「民主主義」という多義的ではあるが、豊かな広がりを持った概念・理念を家族研究にも適用することは重要な意味を持つと思われる。本報告では、これまでの近代主義批判を離れて、家族関係における民主主義の意味を検討し、さらには、現代社会における家族関係の変容も視野に入れたうえで、新たに求められる「民主的家族」とはいかなるものであるかを議論していきたい。

4. 文献

Giddens, Anthony, 1992, *The Transformation of Intimacy*, Cambridge: Polity Press.

姫岡勤, 1970, 「内部構造 (1) ——夫婦の勢力構造」山室周平・姫岡勤編『現代家族の社会学——成果と課題』培風館, 41-58.

飯田哲也, 2003, 『現代日本家族論 [第二版]』学文社.

磯野誠一・磯野富士子, 1958, 『家族制度——淳風美俗を中心として』岩波書店.

阪井裕一郎, 2012a, 「家族の民主化——戦後家族社会学の〈未完のプロジェクト〉」『社会学評論』63 (1) : 36-52.

———, 2012b, 「事実婚と民主主義——視座の変容から考える現代的課題」『慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要』70 : 1-17.

阪井裕一郎・藤間公太・本多真隆, 2012, 「戦後日本における〈家族主義〉批判の系譜——家族国家・マイホーム主義・近代家族」『哲学』三田哲学会, 128 : 145-177.

(キーワード : 民主的家族、近代家族、権力)

ゲイカップルの関係性と生活領域における民主主義 ——意思決定プロセスに着目して——

神谷悠介（中央大学）

1. はじめに

本報告では、同性パートナーと同居する男性同性愛者に対するインタビュー調査に基づき、平等／不平等な関係性に着目して、ゲイカップルの生活領域における意思決定プロセスを解明することを目的とする。

近年、民主制としての親密な関係性に関する研究において、相対的に対等な立場で形成されてきた同性愛者の関係性に焦点を当てて、「純粋な関係性」の行方が議論されている（Giddens 1992=1995）。このような議論を背景の一つとして、同性愛者の意思決定プロセスの内実が解明されつつある。例えば、レズビアンやゲイ男性が子どもを持つか否かを決定するファクターとして、①子どもを持つことを望むか否かなどの個人的な問題、②サポートネットワークや情報、資源へのアクセス、③仕事に関する問題、④親密なパートナーとの関係が明らかにされている（Mezey 2012）。また、子どもを持つレズビアンカップルと異性愛カップルにおける仕事と家事の分担に関する研究において、両カップルの意思決定プロセスが異なることが明らかにされている。すなわち、レズビアンカップルは理想的な家事分担についての意識などのイデオロギー的要因が、仕事と家事の分担についての意思決定に関わる。これに対して、異性愛カップルは夫の仕事時間などの構造的要因が、仕事と家事の分担についての意思決定に関わる（Patterson et al. 2004）。

しかし、これらの研究において、同性カップルのパートナー間で意見の相違が生じた場合に、意思決定プロセスはどのように展開されるのか、またどのような問題が生じるのかが十分に解明されていない。本報告では、このような問題関心に基づき、ゲイカップルの意思決定プロセスを明らかにしたい。

2. 分析の視点

以下では研究に際しての分析の視点について述べる。まず、平等／不平等な関係性に着目して、意思決定プロセスを分析するというアプローチについて述べる。民主主義において構成員全員が意思決定に関わることが重視される。また、民主主義が成立する条件として、構成員が平等（対等）であることが必要とされる。したがって、ゲイカップルの平等／不平等な関係性に着目して、意思決定プロセスを分析することは、パートナー関係における民主主義を考察す

る際に有効であると考えられる。

次に、同性カップルを扱うというアプローチについて述べる。従来の家族社会学において、パートナー関係における意思決定プロセスに関する研究は主として異性愛者を対象として行われてきた。しかし、パートナー関係は異性愛者のみならず、同性愛者によっても形成される。したがって、異性愛カップルだけでなく、同性カップルの意思決定プロセスを扱うことによって、パートナー関係における意思決定のメカニズムに対する理解を深めることができると考えられる。

なお、本報告では、生活領域における意思決定プロセスを扱うが、その際に、家事分担、家計管理、生活費負担、仕事などに焦点を当てて、分析を行う。

3. 議論

インタビュー調査に基づく質的データを分析した結果、ゲイカップルの意思決定プロセスには様々なパターンが存在することが明らかになった。すなわち、①交渉によって合意が成立するパターン、②対話による交渉に基づかずに決定が行われるパターン、③パートナー間の力関係が意思決定に関わるパターンなどが挙げられる。これらの多様な意思決定プロセスを、欧米と日本の文化的差異、レズビアンカップルとゲイカップルの差異、ヘテロノーマティビティなどに留意しつつ、考察する。そして、パートナー関係と民主主義の関係について解明したい。

引用文献

Giddens, Anthony, 1992, *The Transformation of Intimacy: Sexuality, Love and Eroticism in Modern Society*, Cambridge: Polity Press. (=松尾精文・松川昭子訳, 1995,『親密性の変容——近代社会におけるセクシュアリティ, 愛情, エロティシズム』而立書房).

Mezey, Nancy J., 2012, “How Lesbian and Gay Men Decide to Become Parents or Remain Childfree,” Abbie E. Goldberg and Katherine R. Allen eds., *LGBT-Parent Families: Innovations in Research and Implications for Practice*, New York, Springer, 59-70.

Patterson, Charlotte. J., Erin L. Sutfin and Megan Fulcher, 2004, “Division of Labor among Lesbian and Heterosexual Parenting Couples: Correlates of Specialized Versus Shared Patterns,” *Journal of Adult Development*, 11, 179-189.

(キーワード：ゲイカップル、民主主義、意思決定プロセス)

第 1 日目 2014 年 9 月 6 日 (土)

午後の部 14:00～16:30

自由報告 (2)

専業主婦の母親に対する育児支援の現状と課題 一時保育をめぐる東京都港区の事例を通じて

柳田ゆう花（東京大学大学院人文社会系研究科博士課程）

1. 研究課題

日本の母親の約半数を占めるとされる「働いていない」母親は今、どのような子育て環境におかれ、どのような支援を受け、どのような支援を望んでいるのか。働く母親の仕事と育児の両立を支援することから始まった少子化対策は、その主たる対象を働いていない母親層にまで拡大し、様々な対策が急がれつつある。本報告者の住む東京都港区は、働く母親に対して緊急暫定保育施設や私立認可保育園を誘致する等して、年々待機児童数を大幅に減じる成果を出してきた。他方、働いていない母親に対しては、児童館や幼稚園などの環境を整備してきた他、近年は「港区次世代育成支援対策行動計画」の中で更なる支援を検討している。本報告は特に一時保育事業に着目し、働いていない母親に対する一時保育事業を通じた支援の現状を把握することとした。

2. 研究対象と方法

本研究の対象は、東京都港区在住で、未就学児を持ち、現在は就労していない母親（産休・育休・介護休業中の者は除く）とした。本研究ではこのような母親を「働いていない母親」、それ以外の母親を「働く母親」と定義した。

本研究の方法としては「港区子ども・子育て支援ニーズ調査」と、本報告者らによるインタビュー調査から、上記の母親の一時保育に関する情報を収集した。「港区子ども・子育て支援ニーズ調査」は、港区が2013年11-12月に未就学児の保護者3000名（無作為抽出）を対象に行った質問紙票調査で、回収数1470件・回答率49.0%である（2014年5月27日取得、<http://www.city.minato.tokyo.jp/kodomo/kodomo/shinseido/needstyosa.html>）。また、インタビュー調査は2014年3月に本報告者と知人が25名の上記同様の条件の母親を対象に行った調査である。本研究はこれらの調査から、働いていない母親の規模、子育てをめぐる現在の環境、育児支援に対するニーズを把握した。

3. 研究結果

「港区子ども・子育て支援ニーズ調査」からは、「以前は就労していたが、現在は就労していない」母親と「これまで就労したことがない」母親を加算し、働いていない母親は671名、全体の45.6%であることが確認された。育児支援に対するニーズとしては、既存の児童館などの育児施設や育児プログラムの充実というよりも、リフレッシュ、通院、冠婚葬祭、学校行事の理由等、定期的な保育や就労、病気以外の目的のための一時

的な託児へのニーズが高くみてとれた。これらの目的に対しては、現在のところ定まった事業を利用していないものが多いが（65.8%）、今後の事業の利用を 69.5%が希望しており、より具体的な託児の目的としては「私用・リフレッシュ目的」が 80.5%、次いで「冠婚葬祭・学校行事・子どもや親の通院等」が 55.6%であった。希望形態としては、年間に 10～20 日程度、地域住民が近所で保育するというよりは、保育のプロが「大規模施設」（64.9%）及び「小規模施設」（全体の 64.7%）で保育することが望まれていた。このように施設型の一時保育に対するニーズが高い一方で、実際に過去 1 年で託児の必要があった際には親族（同居人を含む）もしくは知人にみてもらったケースが高かったり（80.8%）、「日常接していない人に預けるのが不安」（25.7%）、「事業の利用方法がよくわからない」（17.5%）、「事業の利便性がよくわからない」（17.5%）等の声も聴かれた。総じて一時保育をめぐる理想と現実が十分にマッチングしていないことが推測された。

本インタビュー調査では、調査対象者全員が今後一時保育を利用したいと回答した。特に子どもが複数いる母親からは「幼稚園・保育園の送迎、習い事、病院通いが独りではまわらない」「二人目以降の妊娠時の通院やつわりの間の支援」、「極限まで無理をすれば自分（母親）独りでゆりきれなくはないが助けてほしい」際の短時間短期間の「隙間を埋める」一時保育が多々求められていた。また、利便性に関し「1 週間前までに申し込まないといけなかったり、競争率も高く」、「一時保育を利用するための事前登録に 1 か月待ちで」スムーズに利用しにくいとの意見が聴かれた。また保育の質については、「港区ブランド」という信頼性が公的に保証されると、不定期な保育に対する不安解消になるとの意見が聴かれ、保育の質や信頼感の向上が望まれていた。インタビュー調査からは、リフレッシュ等、母親のゆとりにつながる目的というよりは、未就学児の母親が必ずや直面する非常事態の受け皿のような支援が求められていた。

4. 考察と課題

本調査からは、働いていない母親は一時保育を求めながらも、利便性、信頼感、実際の必要性等様々な課題に直面し、結果として一時保育を十分に利用してはいないことが推測された。母親が働く時代が到来しているとはいえ、未就学児の母親の約半数は家庭で育児に携わり、時として奮闘し、その家庭のニーズに沿った一時保育を求めている。そのような母親に対しても十分な支援を整備すべき時にきていよう。港区は 2015 年度より本格的に実施される「子ども・子育て支援新制度」に向けて「港区子ども・子育て会議」を開催し、「働いていない」母親の住民も交えて支援のあり方を検討している（報告者も右記母親として参加中）。あらゆる家庭の育児環境がより充実したものになるよう、更なる支援のあり方が模索されることを願う。

（キーワード：育児支援、一時保育、専業主婦）

保育所の利用に伴う新家事労働とその課題

尾曲美香（お茶の水女子大学大学院）

1. はじめに

子どもを持つ共働き世帯にとって、保育サービスの利用は生活を営む上で必要不可欠となっている。とりわけ保育所は一日を通して子どもを保育する施設として、母親の就業継続を支えてきた。しかし現在、都市部では保育所不足が恒常化かつ深刻化しており、2013年にはなお約 23,000 人の待機児童が発生している（厚生労働省「保育所関連状況取りまとめ（平成 25 年 4 月 1 日）」）。

このような状況を背景に、保育所に入所できるかどうかを左右する一連の入所申込み手続き（以下、入所手続き）は、都市部に住む入所希望者にとって大きな課題となっている。選考の際に有利になるように働き方を変える、育児休業を切り上げる、入所しやすい保育所の近くに引っ越しするなどの保育所に入るために行なう活動を示す「保活」という言葉が話題になったり、入所選考に落ちた母親たちによって異議申し立てのデモが行なわれたりするなど、厳しい現状が浮き彫りとなってきた。さらに、2015 年度から導入される子ども・子育て新システムによって、保育制度はさらに「契約」の側面を強め、入所を希望する親たちが行なわなければならない入所手続きが増えるとも見込まれている。

そこで本研究では、保育所に入所するための一連の入所手続きを、保育所の利用に伴い発生する「新家事労働」（Thiele-Wittig 1992=1995; 伊藤 2001）と捉え、その内実を明らかにすることを目的とする。

2. 生活の社会化と新家事労働

生活の社会化とは家事、育児、教育、介護、世話といった家庭生活における様々な機能が、民間のサービスや公的な福祉の利用、商品を購入することなどによって社会的に代替されることをという。新家事労働とは、このような生活の社会化の過程で必要となる諸行動を指し、「生活の社会化によって新たに発生する労働」と定義されている（伊藤 2001 など）。

例えば「生活（ここでは育児）の社会化」の一形態である保育所の利用によって発生する新家事労働には、入所手続き、保育所グッズの手作り・購入、毎日の持ち物の準備、送り迎え、洗濯、連絡帳の記入、保護者会への参加などがある。本研究では、そのなかでも昨今の待機児童問題を鑑み「入所手続き」に着目することとした。

2. 方法

2013年6月から8月にかけて「現在、東京都A区の保育所に通う子どもを持つ母親・父親」へ15件の半構造化インタビューを実施した。調査対象者の内訳は、12名の母親、1名の父親、2組の夫婦である。インタビューでは「入所に至る経緯」「入所手続きの際に行なった行動の詳細」「入所手続きの感想」「入所手続きの分担」「普段の家事・育児分担」などを質問し、得られた語りデータを継続的比較法に基づいて分析した。

3. 結果と分析枠組み

保育所の入所手続きを新家事労働として捉えた場合、従来の家事と異なる点として、1) 情報を収集・把握し、より良いサービスを選択し、書類仕事をこなすといった「管理的な家事」が多いこと、2) 役所や職場とのやり取りなど「家族外部との接触」が多いことが挙げられる。対象者たちは、情報収集能力、ITスキル、交渉力などを動員し、多忙な時間をマネジメントしながら入所手続きをこなしており、新家事労働の遂行には伊藤(2001)が指摘した「生活福祉経営能力」が必要となることが示唆された。また、そのような対処を行なう／求められるのがもっぱら母親であることも明らかになった。

本報告では、入所手続きを「新家事労働」として捉えることで、育児の社会化の結果生み出される諸問題を検討する契機としたい。

主要参考文献

Thiele-Wittig, M., 1992, “Interfaces between Families and the Institutional Environment”, Leidenfrost, N. B. Edt., *Families in Transition*, International Federation Home Economics, 169-175. (=マリア・ティーレ=ヴィッティヒ, 1995, 「家族と生活関連の諸機関との相互関連」, ナンシー・B. ライデンフロスト編, 松島千代野監修, 家庭経営学部会訳『転換期の家族』産業統計研究社, 254-266.)

伊藤純, 2001, 「介護保険制度化における『介護家事労働』の社会化と生活福祉経営」『日本家政学会誌』52(11):1061-1068

厚生労働省, 2013, 「保育所関連状況取りまとめ(平成25年4月1日)」

キーワード：新家事労働、生活の社会化、保育所入所申し込み手続き

地域子育て支援拠点の利用者が支援者との関係を築くプロセス —配偶者以外による支援に注目して

○加藤邦子・牧野カツコ（宇都宮共和大学子ども生活学部）

I. 問題と目的

日本では地域子育て支援拠点事業、保育などの整備が進み、子どもを養育する役割を複数の大人が担うようになったが、親と支援者との間に葛藤が生じる事例も報告されている（井上，2013）。一方で牟田(2009)は、夫婦を家族の核とみなすことが、ひいては外部に対する排他性を強め、夫婦が子育ての責任を一手に担うような閉塞状況を招き、かえって家族の孤立を高めると指摘している。孤立しがちな未就学児をもつ母親は、配偶者以外にも自身の親、きょうだいなどの親族による支援、友人や子育て支援施設などの非親族による支援を得ていると考えられが、子育てを取り巻く関係は重層的であり、相互的な関係を築くこともある一方で、葛藤を生み出すこともあると考えられる。

そこで本研究の目的は、子育て期の母親の配偶者以外との関係性に注目し、関係への動機づけについてコミットメント概念（加藤，2007；2009）を援用して、自分の親族との関係、非親族との関係など、互いの調整や歩み寄りが必要な関係について、子育てを手助けしてくれる人との間に関係を構築するプロセスを明らかにすることである。

II. 方法

(1) 調査協力者：関東 22 ヶ所、関西 14 ヶ所の地域子育て支援拠点の利用者 894 名（未就学児を持つ母親）平均年齢 33.6 歳（SD=4.76 18 歳～47 歳）。

(2) 調査時期・調査方法

調査実施は 2013 年 11 月～12 月であった。調査は、各地域子育て支援拠点に協力を要請し、質問紙を送付し留め置き、協力していただける利用者が記入後封筒に入れ、回収したのち、取りまとめて返信してもらった（無記名）。

調査項目：年齢、性別、配偶者の年齢、子どもとの続柄、家族構成、子どもの数、仕事の有無、配偶者の仕事の有無、子どもの年齢と性別、コミュニケーションの相手と頻度
子育てを手助けしてくれる人について：続き柄、配偶者の育児頻度、配偶者以外でもっとも手助けしてくれる人の続柄、年齢、性別、関係認知項目（コミットメント項目を含む）
地域子育て支援拠点での支援者について：年齢、性別、出会った時期、関係項目。
子どもとの関係項目、実父母・義父母の年齢、居住地と自宅の距離、仕事の有無など。

III. 結果

(1) 最も手助けしてくれる人の続き柄の違い

最も手助けしてくれる人について、利用者からみて、親族か（700 名）非親族か（129 名）、記述がない（65 名）の回答によって 3 群に分けて、違いについて検討した。

親族群の手助けしてくれる人の年齢が有意に高く、「自分の親」とした回答者が多かった。コミュニケーション頻度は実の親、きょうだいとの頻度が他群より有意に多い。非親族群は有職者が多く、実母の年齢が高く、友人とのコミュニケーション頻度が多い。

(2) 各対象との関係の因子構造の検討

最も手助けしてくれる人、利用する子育て支援拠点において気軽に相談したり助けてくれる人（ひろば支援者とする）、わが子との関係の認知に関する 35 項目の回答について、分布の偏りのない項目について主成分解を用いプロマックス回転により因子分析を実施した結果、①最も手助けしてくれる人②ひろば支援者③子どもへの各コミットメント、④関係による制約感、⑥対人的苛立ちの 5 因子を抽出した。

(2) 因子間関係の仮説的モデル

最も手助けしてくれる人が利用者からみて親族か非親族かによって、コミットメントの程度には有意差が見られた。親族である場合には対人的苛立ちが有意に高くなるが、非親族の場合は関係による制約感が有意に高かった。Rusbult (1983)の投資モデルに基づき、属性、各対象へのコミットメント、関係による制約感、対人的苛立ち、コミュニケーション頻度について、最も手助けしてくれる人との関係がひろば支援者との関係に影響を及ぼし、さらに子どもへのコミットメントの程度を規定するとした仮説的パスモデルを作成した。

(3) パス解析結果

最も手助けしてくれる人が親族である場合、その人へのコミットメントが高いほど、友人とのコミュニケーションを高め、その結果ひろば支援者へのコミットメントを高める。また関係による制約感を低めることによって、対人的苛立ちも低められ、子どもへのコミットメントは高くなることが示唆された。一方、最も手助けしてくれる人が非親族である場合には、その人へのコミットメントが高いほど、ひろば支援者へのコミットメントも高められる。関係による制約感が強いほど、対人的苛立ちが高まることが確認されたが、子どもへのコミットメントに有意なパスは確認されなかった。

IV. 考察

地域子育て支援拠点の利用者について、配偶者以外で最も手助けしてくれる人が親族、非親族、該当の記述がない群によって、関係の構築のプロセスの違いが示唆された。手助けしてくれる人が存在しない利用者や、最も手助けしてくれる人との関係が良好とはいえない利用者も存在する。利用者を中心とした支援のネットワークのあり方やその続き柄、その人へのコミットメントの程度によって、ひろば支援者へのコミットメントや子どもへの関係に影響を与えることが示唆されたことから、利用者を中心とした関係構築に向けた支援について検討することが必要である。

キーワード：コミットメント、子育て支援、親族・非親族

注) 本研究は科学研究費補助金課題番号 24530887 研究代表加藤邦子の助成を受けた

子育て支援者のネットワーク促進機能

NPOでのケーススタディより

遠山景広（北海道大学大学院）

1.現代の子育てとネットワーク

子育て支援における諸政策のうち、現在地域の子育てには社会的なネットワークの構築が期待されている。例えば「地域子育て拠点支援事業」では、目的の1つとして子育てにおけるネットワークの拡大を明示しているが、実質的にはどのようなプロセスで拡大するのか、明確には言及されていない。このような事業目的が設定された背景には、都市化に伴う個人の移動(mobility)性の向上から始まり、既存の地域コミュニティのネットワークの使用が困難になることから生じている、現代の子育ての困難さが存在すると考えられる。従来は、地縁などを利用した日常生活における相互支援が可能であり、子育てもそこに組み込まれていたが、現代は近隣よりも外部への委託が中心となっている。また、松永(2006)の指摘するように、親子の「居場所づくり」の文脈でも、子育てにおけるネットワークの意義は少なくない。現在も、札幌市の児童会館型常設子育てサロンが、平成24年度の10箇所から平成26年5月現在で26箇所に増加するなど、公的な支援は拡大している。しかし、このような支援の「拡大」は、子育ての現場、利用者の視点からはどのような意味を持つのか。確かに、子育てのための公的な空間があることで、私的なネットワークを形成する機会となるが、ただそこに人が集まるだけではネットワークは形成・拡大せず、利用者が個々に活動するだけにとどまるのではないか。

2.公助による支援の社会化

市場も含めると、子育て支援の形態は多様化しているが、その中で特に公助に着目する理由は2点ある。1つは、支援の社会化に関する点である。これは、支援体制そのものの社会全体で構築することと、地域レベルでの支援による個人の精神面・身体面での負担の軽減という2つの側面から捉えられる。今回の報告では、主に個人の負担軽減に焦点を当てる。もう1つの点は、支援の広範性を保障する、社会の公共財としての性質である。支援を公的な枠組みの中で行うことで、利用者の属性に関りのない広範な支援体制を構築することができる。また、このような公的支援・施設を、個人の社会生活に密着した社会的共通資本に位置付けることで、支援体制を全体社会により構築するという第1点目を補強するものとして認識される。

3.調査結果

本報告では、札幌市の認定する子育てサロンにおいて、施設が実際に担う機能、あるいは利用者が期待する機能に目を向け、それらをどのように補強・促進することができるかを検討する。まず利用者の見解から施設が実際に期待されている機能を提示する。更に、1件のNPO施設で行った参与観察より、施設特にサービス提供者であるスタッフが担う機能について考察する。支援施設のスタッフに求められる役割には、第一に経験を含む専門職としての信頼が存在する。先行研究においては、この専門性に関する分析、またスタッフ側に限定された研究が見受けられる。本調査においても、この専門性への信頼は挙げられていたが、その一方で支援者にネットワーク形成の仲介者としての役割を見出すことができた。この役割について、井上他(2008)は親に着目し地域の子育ての担い手の中心に据える視点から言及しているが、本報告では支援者である施設スタッフに焦点を当て、利用者との関与・介入の仕方からのアプローチを試みた。また、育児における困難の解決にとどまらず日常的な行為としての子育ての共有と、利用者間だけでなくスタッフとの相互作用をもつこと、支援者—被支援者という枠組から離れた関係がみられた。

4.結論

子育て支援者の仲介により、利用者がその施設コミュニティの子育てにおける主体的存在、参加者となることで、互助及び共助の契機となる。即ち、公助は支援者を媒体として互助・共助を生み出す可能性を得るのである。また、社会的共通資本における社会関係資本の獲得という視点からは、施設の支援者は2つの資本の交点として位置付けることができる。本報告での事例は、社会的な子育て支援の1つのケースに過ぎないが、既存のネットワークが必ずしも保障できない状況下で子育てにおけるネットワーク形成への寄与、公的な支援が私的な支援へとつながるプロセスの1つのパターンとして提示したい。

主要参考文献

井上大樹 他(2008),「子育て支援センターの機能と地域子育て協同への可能性」『北海道大学大学院教育学研究院紀要』,第105号,北海道大学大学院教育学研究院:118-150

松永愛子,(2006),「地域子育て支援センターにおける「居場所」創出の必要性について」『日本女子大学大学院紀要』,第12号,日本女子大学:35-44.

(キーワード：子育て、社会関係資本、互助・共助)

④ 家族に関する規範

④-1

英米生殖技術事例にみる「家族性」諸特徴の立体的編成

佐野俊幸（首都大学東京客員研究員）

本報告では、「家族的なるもの」を構成する諸特徴のあいだの、立体的な関係構造を考える。分析対象としては英米における生殖技術関連の新聞報道ないし判例を用いる。

「家族的なるもの」をいかに把握するかについて、たとえば森岡は生殖・経済・生活の共同の3つの特徴を取り上げている。しかし上野（1996）は家族概念の恣意性を指摘し、山田（1994）はたかだか「個人の近傍」と定義しうるに過ぎないことを指摘している。すなわち「家族的なるもの」を構成する特徴はこれであると統一的に定義することができない。よって、動員できる諸特徴について、事例ごとにそれらを編成する、という戦略をとらざるを得ない。

このとき、その編成法については、久保田（2009）は家族を関係性（ニーズ）の束として把握すべきことを指摘し、そうした諸特徴を和集合的に、あるいは積集合的に捉えて家族概念が成立する場合があります。しかしこうした諸特徴はそうした平面的・相互対等な関係性として捉えることが果たして適切であろうか。

本報告では、「家族的なるもの」を構成する諸特徴を、立体的（垂直的）に編成することが適切である事例を提示する。立体的（多層的）な把握としては、たとえば Verdon（1981）が、行動的・規範的・集合的水準に層別し、山田（1986）は生物的・集団的・意識的水準に分けて検討をおこなっている。しかしこれらはいずれも、諸特徴の垂直的關係は考慮しているものの、その具体的位置関係にまで言及してはいない。本稿ではこうした諸特徴のうちのいくつかについて、その上下關係を検討する。

事例として生殖技術に関連する記事を対象とするのは、これによって生まれる人工授精児の存在が、intended parent と biological parent の不一致などによって、（たとえば豪州では）「家族の『結婚・生殖・性愛』の三位一体を崩す」（南 2010）など、家族的なるものを分節化する作用があることによる。さらにこれについて、英米の事例を取り上げるのは、（1）生殖技術が英米で広く用いられていること、とくに英国では同性パートナーシップが公的に認められているなど、生殖技術の利用に関する社会的状況がもっとも極端な水準にある地域の一つであることによる。同様にして米国も、各州ごとの多様性を考えたとき、同様な状況にあると考えられる。一方で、（2）両国は互いに類似した法体系を持っていること、にもか

かわらず異なった判例が積み上げられ、互いに相違する点を持っていることが、本稿の比較視点にとって有効であると考えます。

そうした事例の比較の一例として、本要旨では以下の事例を取り上げる。これは英紙デイリー・ミラーによる、米国での係争に関する記事の要旨である。

「Amy Kohoe (41、アメリカ・ミシガン州 Grand Rapids 在住) とその夫 Scott (40) の許から、児が surrogate mother に連れて行かれた。児が生まれて一ヶ月ほどたったころの 9 月 3 日、surrogate mother の Shelly Baker (デトロイト在住) が、その母に付き添われて現れ、Ethan と Bridget を連れ去った。

Amy は 2006 年に子宮外妊娠をして流産し、その後も流産を繰り返した。そこでネットで egg donor をみつけ、Shelly に懐胎・出産してもらうことにした。初め会ったときから Scott は Shelly が気に入らなかったが、Amy には心の余裕がなかった。

2008 年 7 月 28 日に双子が生まれたが、Shelly が二人を Amy に引き渡すのが当初予定より 6 日も遅れた。その後、8 月 21 日、弁護士から Amy に連絡があり、Shelly が[双子と Amy たちとの]養子縁組を取り消そうとしていると聞いた。Shelly は、Amy の長年の薬代と、精神科医の懸念を知って、双子を取り戻す裁判を起こした。なお、英国では、genetic link が重視される。しかし surrogate mother が児を渡さない場合はそれが考慮される。また、いったん彼女が児を intended mother に渡した後であれば、intended mother の立場が強化される。」(The Daily Mirror, 2010-02-03, p.36)

上記記事では、(1) 米裁判では、子の福祉に基づき、その親権 (custody) が遺伝的つながりのある親よりもつながりのない代理母に認められることがあること、(2) しかし英国ではまず遺伝的つながりの有無が優先的に検討されることが述べられている。すなわちこの記事から見出されることとして、(1) この事例では親権が遺伝的関係性と子の福祉に基づいて形成されていること、(2) しかし英国と米国ではこの二つの側面の優先順位(上下関係)が逆転していること、が挙げられる。すなわち、これら二つの特徴は、垂直的に編成されていること、それも英米両国で異なったように編成されていることを示している。

報告ではこのほかの諸特徴も含め、諸事例を検討・報告する。

キーワード：家族の定義、生殖技術、親権裁判。

明治期から戦後初期の医学的言説における人工授精

○由井秀樹（立命館大学衣笠総合研究機構）

1. はじめに

1949年の最初の非配偶者間人工授精（Artificial Insemination by Donor; AID）児誕生（慶應義塾大学病院）が日本における生殖補助医療技術のはじまりとして捉えられることがある。しかし、白井（2004）や新村（1996）は、明治期の医学書において配偶者間人工授精（Artificial Insemination by Husband; AIH）、当時の用法では「人工妊娠」に関する記述が存在することに言及する。また、由井（2012）は1910-20年代に人工妊娠研究に積極的に取り組んだ生理学者や人工妊娠の施術を積極的に公表する開業医が存在したことを指摘した。

しかし、AIDが導入される戦後初期と1920年代を繋ぐ戦中期の展開は検証されていない。本報告では、明治期から戦後初期の医学書や医学雑誌における人工授精言説を検討し、戦後初期、AIDが導入されたことで、提供精子の使用やそれに伴う社会的問題が出現したこと以外に、人工授精に関する言説にどのような変化が生じたか考察する。

2. 精液採取法の変遷

明治期の医学書には、性交を通して射精された精液を膣内から吸い取る方法やコンドームをつけて性交を行い、コンドーム内に出された精液を採取する方法が紹介された。

1910-20年代には、それらに加え、マスターベーションによる採取や、性交を中断して容器内に射精する方法が紹介される。マスターベーションによる採取については、論者により判断が分かれた。

1930-40年代前半にも、膣内から吸い取る方法への言及が少なくなる以外は、1910-20年代と同様の採取法が紹介された。そこでは、マスターベーションによる採取については判断が分かっていたが、コンドームに付着する粉末が精子に有害であるという理由でコンドームによる採取を否定する言説も出現してくる。

戦後、人工授精研究の最先端を担った慶應義塾大学医学部産婦人科学教室員の言説では、マスターベーションによる採取のみが推奨された。そこでは、膣内から吸い取る方法は言及すらされなくなり、性交を中断して容器内に射精する方法は、性交時に無意識に射精することもあるという理由で、コンドームによる採取は、1930-40年代前半と同様の理由で否定された。

3. 人工授精に関する評価の変遷

明治期の日本人医師による医学書では、今日でいう AIH の実施は積極的に公表されなかった。なかには、今日でいう AIH 自体を低く評価する言説も存在した。今日 AIH は精液性状不良の男性不妊に対して行われることが多いが、明治期には主として子宮の位置や形状の異常により精子が子宮内に達しない場合の対処法として捉えられていた。子宮の位置や形態異常には、主に外科的手術による矯正が行われており、今日でいう AIH はそうした手術療法が奏功しなかった場合の代替処置と捉えられていた。

1910-20 年代には、今日でいう AIH を積極的に擁護する生理学者や、実施を積極的に公表する開業医が登場するが、彼らは外科的手術に比べ、侵襲性が圧倒的に低いことを主張し、今日でいう AIH を正当化していた。また、この時期には子宮の形態、位置異常の他に精液の性状不良も適応に加えられるようになってくる。

1930-40 年代前半には、今日でいう AIH に対する産婦人科医学者たちの評価は概ね低かった。その理由は、不妊への対処法としての有効性が高くなかったことにあったが、後に AID を導入する慶應義塾大学教授の安藤晝一は 1940 年代前半の時点で重度の男性不妊への対処法として AIH に期待をかけていた。しかし、安藤も人工授精自体を「不自然」なものとして認識していた。

戦後、慶應義塾大学において AID が導入される。このとき、AID に対する判断は分かれたが、AIH の有効性が見直されつつあった。それは、基礎体温法などの排卵期推定法＝人工授精の施術時期の決定法に関する知見の蓄積により、人工授精の有効性が再評価されつつあったことによる。しかし、不妊への医療的介入の「最終手段」として位置付けられており、AIH も合わせた人工授精自体が特殊な医療処置と捉えられていた。

4. おわりに

戦後初期、人工授精に関する医学的言説における特徴として、以下の二点が挙げられる。

一つは、マスターベーションによる精液採取が主流になったことである。これは、医学的な理由の他に、AID を導入するために避けて通れないことであったともいえる。

もう一つは、人工授精技術自体が特殊な医療処置とみなされていたことである。このことは、提供精液を使用する AID が二重の特殊性を帯びていたことを意味している。

文献

白井千晶，2004，「男性不妊の歴史と文化」，村岡潔・岩崎皓・西村理恵・白井千晶・田中俊之『不妊と男性』青弓社，151-192 頁◆新村拓，1996，『出産と生殖観の歴史』法政大学出版局◆由井秀樹，2012，「日本における初の人工授精成功例に関する歴史的考察——医師の言説を中心に」『コア・エシックス』第 8 号，423-432 頁。

(キーワード：人工授精、精液採取法、二重の特殊性)

農村出身労働者における家族規範の形成

—『家の光』都市版の検討から—

木村未和（お茶の水女子大学大学院）

1.はじめに

本報告の目的は、農村出身の都市労働者に対して示された「理想の家族」像を明らかにするにあたり、1935年9月号に創刊された『家の光』都市版の検討をおこなうことである。

産業組合の機関誌である『家の光』については、いくつかの研究があげられるが、とりわけ板垣（1992）や小柳（2006）、古久保（1990）らによって戦前・戦中期の農村家族に関する知見が明らかにされてきた。しかしながら、これらの研究では農村家庭向けに刊行されていた『家の光』通常版への言及にとどまっている。したがって、『家の光』都市版の記事についてはほとんど言及がされていない。都市版の読者は「都市の労働者とその家庭を対象とするが、農村出身者も多い」（家の光協会 2006:19）ため、農村出身の都市労働者の家族についての検討が可能であると考えられる。そこで本報告では、農村出身でありながら都市で生計を立てていた労働者の家族に対し、『家の光』都市版の記事をつうじてどのような家族像が語られていたのか明らかにしていきたい。

2.『家の光』都市版について

『家の光』は、農村向けの家庭雑誌として産業組合中央会より1925年に創刊された。そして、産業組合の普及運動の一環として行われた「産業組合拡充五ヶ年計画」によって普及部数が100万部を達成した。そのような中で、1935年に創刊されたのが『家の光』都市版である。『家の光』都市版は、大部分の記事は『家の光』通常版と同内容の記事が掲載されていたが、毎号一部が都市向けの記事に差し替えられた。都市版は、1935年の創刊以降徐々に売り上げを伸ばしていったが、1941年に戦局の悪化による用紙制限の影響を受け廃刊となった。

3.方法

『家の光』都市版は、通常版とともに毎号225ページ前後（広告ページは除く）で構成されており、そのうちの約2割が都市向けの記事に差し替えられている。つまり、通常版と異なる差し替え記事の部分にこそ、都市の労働者に対して限定的に語られていた言説であると考えられる。そこで、差し替え記事を対象に、家族および家庭に関する記事を選定し検討を行う。なお、簡単に記事の傾向を概観するために、都市版創刊号（1935年9月号）の差し替え記事と

通常版（1935年9月号）の記事のタイトルを表1に示した。

表1 1935年9月号差替え記事タイトル一覧

都市版	通常版（農村向け）
佛法やめれば商賣潰れる	働いただけが報酬に歸る
『都會の家庭の缺陷』に就て語る會	亡き親のほんたうの偉さを知った話
苦惱から脱れる道	私どもの金庫は大地だ
知らぬと損する買い物知識	田地の所有權争ひ
花ひらく（小説）	有畜農業の役割を語る座談會
働きに出る子を持つ家（主婦に代つて社會見學）	試験場利用の農家は榮える
誌上花嫁準備學校 盛花の挿し方	世帯持を一變させる記帳の習慣
家庭園藝の手引	屑野菜でできる保存食物
すぐ役立つ家庭科學ノート	季節料理の實習會
おいしく簡単につくるライスカレーの料理法	農業の實驗

4. 考察

通常版と都市版は、ともに多くの農村出身者に対して向けられているにもかかわらず、その記事内容には特徴的な違いがみられた。表1の都市版創刊号の差し替え記事と、同月号の通常版の記事とのタイトル比較からも明らかなように、都市版の差し替え記事の多くは家庭記事であった。この傾向は創刊号以降も継続的にみられる。当日の報告では、具体的に記事内容を示しながら検討を行う。

【参考文献】

家の光協会編，2006，『家の光八十年史』家の光協会。

板垣邦子，1992，『昭和前期・戦中期の農村生活—雑誌「家の光」にみる』三嶺書房。

古久保さくら，1990，「昭和初期農村における母親役割規範の変容—雑誌『家の光』をとおして」『女性学年報』11: 55-64。

小柳康子，2006，「雑誌『家の光』にみる昭和初期農村における育児の変容—育児・衛星記事及び『健康相談』欄の検討を通して」『九州教育学会研究紀要』34: 281-288。

牟田和恵，1996，『戦略としての家族』新曜社。

産業組合発達史編集会編，1965，『産業組合発達史大4巻』産業組合史刊行会。

【資料】

『家の光』都市版 1935年9月号～1941年11月号

『家の光』通常版 1935年9月号～1941年11月号

キーワード：『家の光』都市版、理想の家族、農村出身労働者

④ 家族に関する規範

④-4

ポスト社会主義時代の都市家族における性別役割分業に関する研究 —モンゴル国の首都ウランバートル市を調査対象に—

○烏^ウ日^リ麗^リ格^グ（島根県立大学大学院）

【はじめに】本研究は政治体制移行後のモンゴル国の都市家族における性別役割分業に関する研究である。先行研究によれば、遊牧地域におけるモンゴル人は「家庭の筆頭者である父は、家庭生活と関係する問題を自らが解決し、体力が求められる重労働（家畜の放牧、荷を運んで狩りをする、など）を行っていたのに対し、家庭生活においてその妻は少なくない義務を果たしてはいたただし、家畜の売買は二人で決めることだ。女性は家事をする、ミルクを用意する、乳製品を作る、家族全員の衣服を縫う、編む、育児する、小家畜（羊、山羊）を放牧するなどのことをしていた。もし夫が狩りに行ったら妻が家の内外のすべてのことを担っていた」（Dondog 1977 : 50）とされている。社会主義時代になってから、「特に男女の区別なく、国民は義務及び権利として就労するという社会主義の考え方は女性の就労機会を拡大し、女性自身が収入を得ることで女性の平等意識と自立意識を高めた」（鯉淵 2005 : 54）とされている。統計資料によると、モンゴルの全労働者の中の女性の比率は 1985 年現在 51.3%を占めていた（*BNMAU-yn Uls Ardyn Aj Ahui 65 Jild* : 32）。かつては夫婦関係の離婚の主要な要因として、「男性が家事に参加したくない、家事を女性一人に任せる、とくに育児に参加しないことによるケースが多い」（Bor 1988 : 39）が挙げられていたように、男性の家事不参加は問題視されていた。しかし 1990 年までの社会主義時代には、社会主義の理念として、男女平等に関して制度的支援があったが、ポスト社会主義時代には体制移行に伴う経済、社会の混乱により福祉政策が縮小された。このような中、家族内部での性別役割関係がどうなっているかを検討する必要がある。鯉淵信一は 2004 年にモンゴル国で行った『家族関係の現状』のアンケート調査の中の「息子・娘への親の関与比重（%）」の結果から、モンゴルでは、「財産分与や家庭内の決定権は男が持つべきだとし、家事は女のものという伝統的な意識が根強くあることが分かる」（鯉淵 2007 : 22）とし、「家庭生活への夫婦の関与度合（%）」の結果から、夫の関与が大きいのは家計収入のみで妻が多くの面で役割分担を担っていること、家事・家計の管理・日用品の買出しが女性の役割が高いが他の項目はどれも夫婦が同じように関与しており、厳格に役割を定めるというのではないことを指摘した（鯉淵 2007 : 25）。しかし家族内部の役割分業の実態と役割分業観との関係を考察した研究は未だ現れていない。

【研究目的】そこで本発表では先行研究の家庭内の性別役割分業の実態を踏ま

えて、先行研究がまだ考察していない家庭内の性別役割分業の実態と性別役割分業観との関係を明らかにし、将来の高度経済成長が期待されているモンゴルにおける男女役割分業および女性の社会進出の行方を明らかにすることを目的とする。

【研究方法】 文献資料を検討したうえ、家族変動論、近代家族論の枠組みで分析を行う。定性分析と定量分析を用いて、本人がモンゴル国の首都ウランバートル市で行ったアンケート調査、聞き取り調査で得た一次データ、統計データにより実証する。アンケート調査は 2011 年 7 月～10 月まで行った。本調査では全 300 部の調査票を配布して、239 部を回収し、有効調査票は 237 部、有効回収率は 79%であった。聞き取り調査は 2011 年 8 月から 10 月、2012 年 8 月から 9 月、合わせて 42 人を対象に実施した。

【現段階での分析と結果】 現段階では、クロス集計および相関分析を行って以下の結果を得ている。ポスト社会主義時代のモンゴル国における都市家族には共働き家族が多く、家族内部の家事と育児を女性が担うことが多い。サンプルのうちの 40～70 代の者は社会主義時代に生まれ育ち、20～30 代の者は社会主義時代の影響をあまり受けていないので、年代を変数として体制移行前後の性別役割意識の差を導いてみた。分析の結果、社会主義の影響を受けた 40 代以上のサンプルの役割分業意識は 20～30 代の者よりも強く、年齢が上がるにつれて強くなる傾向にある。これは、外来的社会規範である社会主義に影響されていない伝統的規範が根強く存在していることを示しているのではないか。さらに、20～30 代の対象者を 5 年層に分けてポスト社会主義時代の対象者の性別役割分業観をみると、全回答者の中の賛成度のうち、社会主義時代の影響を全く受けていない 20 代前半の若者のうち、女性の賛成度が一番低い。うち未婚者は 74.4%を占めている。職業別に見ると女性大学生の性別役割分業観に関する平均値が最も低い (2.76)。つまり、ウランバートルの未婚女性は、将来の生活において性別役割分業を期待していないことがわかる。

【参考文献】

Dondog, Ts. *Ger Bül Soyol Irgenshil*. Ulaanbaatar, 1977.

BNMAU-yn Uls Ardyn Aj Ahui 65 Jild. Ulaanbaatar, 1986.

Bor, B. *Gerlelt Ger büliin Tuhai Zaluuchuudad Ügüüleht ni*. Ulaanbaatar, 1988.

鯉淵信一「モンゴルの社会主義下における伝統的家族の変容」『現代社会における家族の変容Ⅱ：東アジアを中心に』亜細亜大学アジア研究所、2005、37-60。

鯉淵信一「現代モンゴルの家族関係とその諸問題」『現代社会における家族の変容Ⅲ：東アジアを中心に』亜細亜大学アジア研究所、2007、5-30。

(キーワード：ポスト社会主義時代、家族役割分業、家族役割分業観)

第 1 日目 2014 年 9 月 6 日 (土)

午後の部 14:00~16:30

テーマセッション (3) 企画全体提案型

子どものいない有配偶・無配偶男女の「子どもを持つこと」について

オーガナイザー：白井千晶（静岡大学）

【企画趣旨】

現代日本社会では、晩産化が進行し、母親の第一子出産時年齢は 30.3 歳（2012 年）と 30 歳を超えた。合計特殊出生率も 1.41（2012 年）と依然低い水準にある。2012 年頃からメディアでは「卵子老化」が話題となり、国からの不妊治療費助成に年齢制限が設けられる等、出産年齢に伴う問題が取り上げられることが多くなった。

こうした時代において、これから子どもをもつ可能性のある人びとが、どのように子どものいる暮らしを想像し、親になることについて考えているのか、親になる希望や予定（挙児意向）の規定要因は何かを知るために、ベネッセ教育総合研究所と関連領域の研究者が合同で、量的・質的調査を 2013 年 9 月～10 月に実施した。本「子どもを持つことについての調査 2013」は子どものいない 25～45 歳の有／無配偶・男女約 4,100 人を対象におこなったインターネット調査である。調査項目は、結婚意向、挙児意向とその理由、不妊への気がかり、子どものいる暮らしのイメージ、妊娠・出産・育児支援策への要望、健康行動等である。本調査の結果は、2013 年 12 月に「未妊レポート 2013」として公開した。また、質的に捉えるために、30～37 歳の有配偶・無子女性 12 名に対して、約 60 分の面接調査を実施した。面接調査では、調査協力者の挙児意向およびその変化、どのような要素が挙児意向を後押し、または阻んでいるのか、子どものいる暮らしをどのようにイメージしているのかを詳しく尋ねた。

本企画セッションでは、子どものいない男性の挙児意向および親になりたい時期に影響を及ぼす要因（有配偶・無配偶別に）、有配偶男女の「妊娠・子どもを持つことに向けた活動（妊活）」の実態や意識の計量分析結果を報告する。また、面接調査から、有配偶・無子女性の親になることに対する距離とその要因について KJ 法を中心にして分析した結果も報告する。政策や施策は子どもをもっていない男女の「子どもをもつこと」についての意識や意向と一致しているだろうか。セッションを通して議論したい。

子どものいない未婚男性における 「挙児意向」に影響する要因

吉田穂波（国立保健医療科学院 主任研究官）

1. 問題

わが国では少子化対策としてエンゼルプラン、新エンゼルプラン、そして 2012 年の子ども・子育て応援プランまでさまざまな少子化対策が打ち出されてきたが、わが国の出生率低下の原因として若年層を中心とした晩婚化、未婚化の上昇が挙げられており、明確な対策が出されていないのが現状である。婚外子を認めない文化のある我が国においては、これまでに非正規雇用（契約・派遣）の増加等経済的要因が未婚男性の増加につながっているという指摘が行われてきたが、結婚や出産は人生における個人の選択であり、出生率上昇のために結婚を促す政策は行われて来なかった。また、2013 年に話題となった政府の「女性手帳」企画も、「女性だけを対象にした」「国のため」の少子化対策であるとの批判を受けたが、それでは国民の幸せや QOL の向上と、家庭を持つ、子どもを持つということは両立しえないものであろうか。

本報告では、未婚男性の「結婚意向」および「挙児意向」に関して社会経済的要因、もともと未婚男性が持つ「子どもに対するイメージ」、きょうだい数等の要因がどのような影響を及ぼすのかについて解析を行った。未婚男性が子どもを欲しくないのであればその要因は何か。子どもを欲しいと思う要因は何か。それを検討することにより、個人の幸せに寄り添った形の家族像を模索することを目的としている。

2. データと変数

本報告の対象は、2013 年 9 月にベネッセ教育総合研究所が実施したインターネット調査の対象者のうち、子どもがおらず、パートナーが妊娠をしていないという条件を満たした未婚男性 1,037 名を本報告の分析対象とした。その 1,037 名に対し、「子どもが欲しい」かどうかについて尋ね、「子どもが欲しい」という回答をアウトカム、社会経済的要因や本人の主観的な健康状態、基本属性（年齢、在住地域、学歴、きょうだいの有無）、労働環境（収入、就業形態、勤務時間、やりがい）、交際状況（交際相手、同居している人、結婚意向）、子どもを持つことに対するイメージ、子どものいる暮らしのイメージを独立変数とし、変数ごとにカイ二乗検定及び二変量解析をおこなうとともに、「子どもが欲しい」を従属変数とする多重ロジスティック回帰分析を実施し、その関連要因の検討をおこなった。

3. 結果およびインプリケーション

本研究では、未婚男性 1037 名のうち、“ぜひ子どもが欲しい” 239 名 (23.1%)、“できれば子どもが欲しい” 268 名 (25.8%)、“子どもはいてもいなくてもよい” 201 名 (19.4%)、“子どもは欲しくない” 90 名 (8.7%) もしくは“子どもを持つことについて考えていない“(239 名、23.1%)”という回答を得た。本報告では、この“ぜひ子どもが欲しい”と“できれば子どもが欲しい”という変数(507 名、48.9%)を主たる結果変数として位置付けた。対象者のうち 20 代は 351 名 (33.8%)、30 代は 511 名 (49.3%)、40 代が 175 名 (16.9%)であり、有職者が 850 名 (82.1%)を占め、学歴では大卒以上が 583 名 (56.2%)、正社員が 482 名(有職者のうち 46.5%)を占め、年収 200 万円以下が 283 名 (27.3%)、交際している人が 270 名 (26.0%)、一緒に住んでいる人で最も多いのは母親(541 名、52.1%)、“結婚したい”と回答したのは 524 名 (50.6%)、“生活にゆとりがある”と回答したのは 322 名 (31.1%)、きょうだいがい一人以上いるのは 921 名 (88.8%)であった。

「子どもが欲しい」との二変量解析では、大卒以上、年齢が 25 歳から 34 歳まで、きょうだいがいる、年収が 200 万円以上、正社員であること、仕事に対する意識が「やりがい・自己実現のため」であることや交際している人がいること、子どもを持つことに対するイメージが肯定的であること(豊かさ、自然、成長、安定、支え、憧れ)、子どものいる暮らしに対する肯定的なイメージを持っている(幸せ、喜び、楽しい、温かい、憧れ、成長、希望)方が、「子どもが欲しい」と回答する割合が高いことが示された。子どもを持つことに対するイメージが否定的であること(自由な時間が制限される、両立が大変である、経済的負担が重くなる)や、子どものいる暮らしに対する否定的なイメージ(不安、責任、忙しい、お金がかかる)とは優位な関連は見られなかった。

同様に多変量解析では、25-29 歳と比べて、年齢が高いカテゴリーのオッズ比が低く、35-39 歳では 0.55 倍(95%信頼区間:0.30-0.98)、40-45 歳では、0.44 倍(0.23-0.88)と優位に低下が見られた。本人の学歴が大卒以下のカテゴリーに比べて、大卒以上のカテゴリーは 1.75 倍(1.11-2.76)と高くなった。子どもを持つことに対して「生活が豊かになり楽しくなる」というイメージを持っているものは、持っていないものに比べて 1.7 倍(1.2-2.7)、「憧れる」というイメージを持っているものは、同様に 6.39 倍(3.85-10.60)、「楽しい」というイメージを持っているものは 2.5 倍(1.52-4.13)、「結婚意向」のあるものは 19.17 倍(12.56-29.24)“子どもが欲しい”と回答することが明らかとなった。就業形態、年収、実働時間や、交際相手の有無については、多変量解析では関連が見られなかった。

以上の解析結果から、未婚男性においては年齢や学歴といった事柄に加え、子どもを持つことに対する肯定的なイメージが経済状態や就業状態よりも「挙児意向」と関連することが示唆された。

(キーワード: 挙児意向、子どもイメージ、未婚者の意識、量的解析)

子どものいない有配偶男性における
「父親になるタイミング」に影響する要因
竹原健二（（独）国立成育医療研究センター研究所政策科学研究部）

1. 問題

1990年代ごろから、「立ち会い出産」の全分娩に占める割合が増加し、2010年には、「イクメン」が流行語大賞にランクインするなど、妊娠・出産・育児といった領域において、男性が注目されるようになってきている。ところが、こうした領域において、男性が調査対象になることは、女性と比べて少ないのが現状であろう。たとえば、結婚と出産に関する代表的な調査の一つといえる「出生動向基本調査」も、独身者調査では、男性と女性がそれぞれサンプリングされ、調査対象となっている。一方、夫婦調査では、調査対象は夫婦という位置付けだが、回答者は妻とされており、既婚男性は調査対象者から外されている。

男性を対象とした調査の中でも、育児期の男性や妊婦のパートナーとして、これから父親になろうとしている男性を対象にした調査は散見される。しかし、有配偶かつ子どものいない男性を対象に、「子どもを持つこと」に関する調査は十分におこなわれているとは言えない。

妊娠は言うまでもなく、男女による性交渉もしくは生殖補助医療の帰結である。いつ子どもを授かるか、もしくは、もうけるかという意味決定は夫婦間でおこなわれる。こうした前提に立つと、男性が子どもを欲しいと思う要因やそのタイミングについて検討することは、女性のそれと同様に重要な知見となりえるものとする。

そこで、本報告では、子どもがおらず、育児希望のある有配偶男性を対象に、「子どもを持つタイミング」を規定する要因について、探索的に検討をすることを目的とした。

2. データと変数

本報告で使用したデータは、2013年9月にベネッセ教育総合研究所が実施したインターネット調査「子どもを持つことについての調査2013」のデータの一部である。

子どもがおらず、パートナーが妊娠をしていないという条件を満たした有配偶男性1,035名を抽出し、「子どもを持つこと」について、“ぜひ子どもが欲しい”もしくは“できれば子どもが欲しい”と回答した701名（67.3%）を本報告の分析対象とした。その701名に対し、「子どもを持つタイミング」について尋ね、“今すぐにでも持ちたい”もしくは“いつかは持ちたいが今ではない”のいずれかの回答を得た。本報告では、この変数を主たる結果変数として位置付け、年齢や結婚期間（実年齢－結婚時年齢で算出）、居住地域、年収といった社会経済的要因や、就業形態をはじめとする労働環境、

子どものいる暮らしや現在の結婚生活に対する主観的なイメージ、本人の主観的な健康状態などとの二変量解析をおこなった。また、「子どもを持つタイミング」を従属変数とし、上記の項目をもとにモデルを構築し、多重ロジスティック回帰分析によって、その関連要因の検討をおこなった。

3. インプリケーション

本研究では、育児希望がある男性 701 名のうち、“今すぐにもでも持ちたい”と回答した者が 506 名 (72.2%)、“いつかは持ちたいが今ではない”と回答した者が 195 名 (27.8%)であった。対象者の平均年齢は 34.3 (Standard Deviation(SD) 4.9) 歳、平均結婚期間は 3.8 年 (SD:3.7)、正社員が 594 名 (86.6%) を占め、年収 400 万円以下が 129 名 (20.2%)、中卒・高卒が 125 名 (18.3%)、大卒・大学院卒が 322 名 (47.0%) であった。

「子どもを持つタイミング」との二変量解析では、年齢が高くなることや結婚期間が 2 年以上経過していること、両親が近くに住んでいること (同居ではなく)、子どものいる暮らしや結婚生活に対する肯定的なイメージを持っている方が、“今すぐにもでも持ちたい”と回答する割合が高いことが示された。

同様に多変量解析では、25-29 歳と比べて、年齢が高いカテゴリーのオッズ比が高く、40-45 歳では、3.3 倍 (95%信頼区間: 1.5-7.2) となった。結婚期間が 1 年以下のカテゴリーに比べて、結婚期間が 2-3 年のカテゴリーは 2.4 倍 (1.5-4.0) ともっとも高くなった。子どもを持つことに対して「幸せ」というイメージを持っているものは、持っていないものに比べて 1.7 倍 (1.2-2.7)、「お金がかかる」というイメージを持っているものは、同様に 0.6 倍 (0.4-0.9)、結婚生活について「幸せな結婚生活を送っていると思う」というイメージを持っているものは 2.6 倍 (1.5-4.6)、“(子どもを)今すぐにもでも持ちたい”と回答することが明らかとなった。年収や、二変量解析では関連が認められた両親の家との距離については、多変量解析では関連が見られなかった。

以上の解析結果から、既婚でまだ子どもがいない男性においては、年齢や結婚期間といった事柄に加え、結婚生活や子どもを持つことに対する幸福感が「子どもを持つタイミング」を判断する際に、関連することが示された。

(キーワード: 出生意欲、夫婦関係、既婚者の意識調査)

子どものいない挙児意向のある有配偶者の
妊娠に向けた活動の実態と意識
— 「妊活」はどのような人がどのような場合に行っているのか—
持田聖子（ベネッセ教育総合研究所）

1. 問題

本報告の目的は、挙児意向のある有配偶者を対象として、妊娠に向けた活動（いわゆる「妊活」）を促進する要因を、実証的な分析結果から示すことである。

近年、晩婚化・晩産化が指摘されているが、女性の妊孕力は年齢が上がるにつれて下がっていくことを考慮すれば、晩婚化・晩産化社会において、妊娠成立を望み、様々な活動に取り組む女性が多いことが推察される。そこで本報告では、「妊活」を促進する要因を実証的に分析していく。

分析には、子どものいない男女の子どもを持つことに関する意識、妊娠に向けての行動実態等を把握するためにベネッセ教育総合研究所が2013年に行った「子どもを持つことについての調査2013」データを用いる。それによれば、挙児意向のある有配偶女性（全体の58.8%）が「今すぐにでも持ちたい」と回答した比率は75.2%であった。この「今すぐ派」に対して、「妊活」に関わる31の質問項目を準備し、取り組んだ経験があるものを複数回答で選んでもらった。その結果、活動項目数の平均は8.7項目で、何も活動を行っていない人はわずか5.0%であった。

本報告では、さらに踏み込んで、31の「妊活」項目の中から、妊娠成立に直接および間接的に効果のある活動を探索的に分析し、どのような社会的・経済的・身体的・心理的要素が「妊活」を促進させるのかを探った。

2. データと変数

本発表の分析で使用するのは、「子どもを持つことについての調査2013」データの有配偶女性1,048人のうち、挙児意向があり、かつ、子どもを持つタイミングを「今すぐにでも持ちたい」と回答したサンプル463人である。妊娠に向けた活動についての4項目を従属変数として、活動を促進させる要素を独立変数に入れた二項ロジスティック回帰分析を行った。（欠損データを除いたため、分析サンプル数は389人である。）

●従属変数：

【カップルで行う妊娠成立に直接効果のある活動】

1. セックスの頻度を増やす：選択=1、非選択=0
2. 妊娠しやすいタイミングでセックスをする：選択=1、非選択=0

【女性のみが行う妊娠成立に直接効果のある活動】

3. 基礎体温を記録する：選択＝1、非選択＝0

【妊娠成立に直接の効果はないが、最も選択率が高い活動】

4. 書籍や雑誌、ムック、インターネットなどで情報収集する：選択＝1、非選択＝0

●独立変数：

1. 欲しい子どもの数（1=1人／2=2人／3=3人／4=4人／5=5人以上）

2. 冷え、婦人科系のいずれかのトラブルの有無（ダミー）

3. 自分または配偶者の不妊への気がかりの有無（ダミー）

4. 夫婦関係（夫婦関係に関する4件法×8項目の設問の合計を得点化 8点~32点）

5. 子どものいる暮らしポジティブダミー（7個の形容詞のうち4個以上＝1）

6. 子どものいる暮らしネガティブダミー（7個の形容詞のうち4個以上＝1）

その他、年齢(25-29歳を基準としたダミー)、学歴（四年制大学以上＝1／短大以下＝0のダミー）、世帯年収(200万円未満を基準としたダミー)、就業の有無（就業有＝1／就業無＝0のダミー）、結婚年数（現在年齢－結婚時年齢）。

3. インプリケーション

「セックスの頻度を増やす」、「妊娠しやすいタイミングでセックスをする」を促進する要因については、①自分または配偶者の不妊への気がかりがある場合、②夫婦関係が良好な場合が有意となった。セックスの頻度については、学歴がマイナスに有意であった。また、「妊娠しやすいタイミングでセックスをする」については、不妊への気がかりがある場合、そうでない場合との対比において4.5倍そのオッズが向上する。

「基礎体温を記録する（性周期を知り、排卵のタイミングを予測することで、妊娠しやすい時期を知るための活動）」ことを促進するのは、①不妊への気がかり、②夫婦関係の良好さに加えて、③学歴、④冷えや婦人科系の健康不安があることが有意であった。

「書籍や雑誌、ムック、インターネットなどで情報収集する」については、①不妊への気がかり、②夫婦関係の良好さ、③学歴、④就業の有無が有意となった。⑤就業の有無は、有職がマイナスに作用している。これは、妊娠期の情報収集源について調べた他の調査（ベネッセ教育総合研究所「第2回妊娠出産子育て基本調査」2011年）でも、有職者は無職者に比べて、情報収集する頻度が少なかったのと整合的な結果である。時間に余裕がある方が、情報収集活動を行っていることが示唆されよう。

以上、妊娠に向けての活動は、自分または配偶者の不妊の可能性を感じている場合と夫婦関係が良好なことによっていずれの活動も促進されることがわかった。

謝辞：竹内正人氏（産科医・東峯婦人クリニック）、河合蘭氏（出産ジャーナリスト）

（キーワード：妊娠に向けた活動、夫婦関係、不妊気がかり）

子どものいない有配偶女性の親なりに対する距離とその要因 — 「子どもを持つことについての調査」インタビューより

白井千晶（静岡大学）

1. 本報告の背景と課題

結婚と親になること（以下親なり）（典型的には出産）が結びついている社会においては、（未婚化・晩婚化が進んでいる中であえて）結婚する女性は、少なからず親なりについてイメージしていることが予想できる（婚姻内出生率は一定割合低下しているが）。

実際、「子どもを持つことについての調査2013」（ベネッセ教育総合研究所）の結果では、既婚女性の58.8%が「子どもがほしい」と回答し、その75.2%が「今すぐにも持ちたい」と回答していた。一方で、「子どものいる暮らしイメージ」は、ネガティブであることが浮かび上がった（ポジティブ7項目、ネガティブ7項目の複数回答で、最も割合が高かったのは「お金がかかる」68.1%、次に「責任」65.8%、「忙しい」57.1%、ポジティブなイメージは「幸せ」55.2%で4位）。子どもを持つこと、持つ時期についてはレディネス（受け入れ・スタンバイ状態）であるものの、障壁を感じていたり、歓迎していないのかもしれない。

子どものいない有配偶女性は、親になることについて、どのように感じているだろうか。その背景には何があるだろうか。当事者の語りから質的に検討したい。

2. データ

「子どもを持つことについての調査2013」のインタビュー調査

調査時期 2013年10月19日～20日

調査時点で有配偶・無子・妊娠していない女性12名

30～32歳、33～35歳、36～37歳の年齢区分各4名で、社会での分布にあわせ、事前アンケートで子どもがほしい人3：ほしくないと思わない人1、有職2：無職1、結婚2年以内2：結婚3～5年以内1の割合で割付をおこなった。

半構造化面接法

調査者 ベネッセ教育総合研究所および報告者

倫理的配慮、調査協力者の属性について、詳細は報告中で示す

3. 主な知見

KJ法によって抽出されたグループとその関係性は次の通りである。

小さな子どもがいる生活を体験してきた人、子どもに現在接している人は、親なりに

ついて具体的なイメージを持っている。

子どもがいる生活を体験してこなかった人、子どもに現在接していない人は、親なりのイメージを具体的にもちづらい。子どもに接する機会の少なさは、きょうだいの無子、きょうだいとの接触頻度の少なさがある。子どもがほしいと思ってこなかった人は、子どもに共感しづらかったり、育児の大変さに共感しづらい。

これとは別に、親なりのイメージをもっている人も、子育てイメージに小さい乳幼児のイメージがなく、高年齢子のイメージであったり、抽象的なイメージをもっていて、ちぐはぐであることがわかった。

親なりの意向が生殖年齢のリミット認知による群がある。

教育費の心配、経済的問題を感じている人は、親なりについてネガティブなイメージをもっているが、ネガティブなイメージをもつのではなくて、親なりについて具体的なイメージをもち、教育費・経済的問題に具体的に対処しようとしている人もある。

教育費の心配、経済的問題の認知の背景には、経済的不足、仕事と育児の両立、多忙、育児の不足は「子どもがかわいそう」という認知がある。「ちゃんと育てなくては」「子どもがかわいそう」という規範が、子育てへの構えを構築している。

親なりへのネガティブなイメージの中で、「変化の回避」という群が発見された。夫婦関係の変化、環境の変化、身体の変化、生活の変化への忌避感である。

親なりの意向は、配偶者の意向や状況による群がある。配偶者が親なりについて具体的にイメージをもっていたり、意向をもっていたりすると、親なりが肯定的になるし、配偶者に就労・経済的問題があるなど親なりに不適切だと感じている場合は否定的になる。

KJ法による図解は報告で示す。

本報告は、ベネッセ教育総合研究所「子どもを持つことについての調査2013」を使用している。

参考文献

牧野カツコ 2010『国際比較にみる世界の家族と子育て』ミネルヴァ書房

ベネッセ教育総合研究所 2013『未妊レポート 2013』

キーワード：有配偶女性の親なりイメージ、質的調査、語り

第 1 日目 2014 年 9 月 6 日 (土)

午後の部 14:00~16:30

国際セッション (1)

【共催】 ステップファミリー・アソシエーション・オブ・ジャパン

【協力】 National Stepfamily Resource Center (米国)

このセッションは国際交流基金日米センターによる助成事業の一部です。

What Are Important Issues in Stepfamily Research? : Perspectives on Social and Cultural Contexts

Organizer: Shinji Nozawa (Meiji Gakuin University)

【Abstract】

Although divorce and remarriage are becoming increasingly common and it is estimated that the number of stepfamilies is growing, stepfamily research is only emerging in Japan. Institutionally based social support for stepfamily members by clinical/social work/legal professionals has been scarce as well. In Japan, there is only vague understanding about what is unique about stepfamily dynamics and what should be done to support stepfamily members, even among family researchers and clinicians. Stepfamily research as well as clinical and educational practices for stepfamilies in the United States, however, have a long history and have been leading the rest of the world. In this session, we invite an up-and-coming U.S. stepfamily researcher, an outstanding U.S. educator/researcher, and a leading U.S. clinician to provide us with a summary map of findings from stepfamily research, stepfamily life educational programming, and clinical practice. In addition, new research findings on stepfamily dynamics in Japan will be reported by a Japanese family sociologist to give some comparative perspectives. Overall, important issues in understanding stepfamily dynamics will be discussed, with an emphasis on social and cultural contexts.

This International Session is part of a Japan Foundation's Center for Global Partnership Project, The Japan-US Project for Understanding and Supporting Stepfamilies in Social and Cultural Contexts: Toward New Family Policy Proposals, sponsored by Stepfamily Association of Japan (SAJ) in cooperation with National Stepfamily Resource Center (NSRC) at Auburn University and Japan Society of Family Sociology (JSFS).

Stepfamily Research in the United States: An Overview and Future Directions

Chelsea Garneau (University of Missouri)

Stepfamilies have become an increasingly common family form in the United States over the past 50 years. Prior to the 1950's, most stepfamilies were formed when a parent remarried following the death of a spouse. Since the 1950's, divorce rates have increased and so have remarriages following divorce (Coontz, 2002), leading to significant increases in the number of children and adults who experience life in a stepfamily. More recent trends in stepfamily formation in the United States include an increase in the number of stepfamilies formed following a non-marital birth of at least one partner, and stepfamilies formed through cohabitation (e.g., Carlson & Furstenberg, 2006). Stepfamilies became a major focus of research in the United States in the late 1970s and early 1980s. Early stepfamily research emphasized the demography of remarriage and stepfamilies, making basic comparisons to intact first-marriage families (Coleman & Ganong, 1990). Throughout the 1990s and 2000s, the focus shifted to examine variation in outcomes within stepfamilies, and more nuanced aspects of family structure experiences, such as the timing and frequency of family structure transitions, patterns of stepfamily relationship development, and stepfamily relational processes, were examined (Coleman, Ganong, & Fine, 2004; Sweeney, 2010). Recent research has utilized more qualitative approaches, and greater emphasis has been placed on family processes within stepfamilies that lead to positive adjustment.

Overall, findings from the United States suggest that couples in stepfamilies are at greater risk for relationship instability and divorce compared to those in nuclear two-parent families (Bumpas & Raley, 2007), yet cohabiting stepfamilies experience the greatest risk for relationship dissolution (Poortman & Lyngstad, 2007). A primary explanation for stepcouples' greater instability is their increased risk for conflict due to the greater complexity in family relationships (e.g., Fine, 2001; Pasley & Lee, 2010). Interactions with non-resident parents, disagreements over parenting and stepparenting, and difficulty forming stepparent-stepchild relationships are common experiences in stepfamilies which can increase stress and the opportunity for conflict (e.g., Martin-Uzzi & Duval-Tsioles, 2013; Shelton, Walters, & Harold, 2008).

Regarding child outcomes, living in a stepfamily is associated with increased risk for a variety of poor academic, health, behavioral, and emotional outcomes (e.g., Hofferth, 2006; Jeynes, 2006; Ziol-Guest & Dunifon, 2014). Recent findings show that children in cohabiting stepfamilies may experience greater risk compared to those in married stepfamilies (e.g., Artis, 2007; Manning & Lamb, 2003). Suggested reasons for the negative effects of stepfamilies on children include fewer economic resources in stepfamilies, stepparents investing less in stepchildren than biological children, and increased family stress associated with complex family relationships (see Sweeney, 2010). Recent research also indicates that the cumulative experience of family structure instability for children residing in stepfamilies may be more important for their well-being than current stepfamily status (e.g., Cavanagh & Huston, 2006).

The utility of current research findings to inform stepfamily interventions, education programs, and policies will be addressed. Recommendations for future directions in stepfamily research in the United States will be discussed, including the use of more mixed-methods research designs, continued focus on within-group variation, and the use of a strengths-based approach toward better understanding factors and processes associated with positive outcomes for stepfamilies.

Key Words: remarriage, stepfamilies, United States

What is Unique about Stepfamily Dynamics? A Clinical View of American Stepfamilies

Patricia Papernow (Harvard Med School)

Stepfamilies *look* like any other family. However, what I call “stepfamily architecture” actually makes a fundamentally different foundation upon which to build family relationships. This presentation aims to help researchers understand five challenges this structure creates:

1. Insider/outsider positions in the adult stepcouple are stuck and they are intense.

Every time a child (or an ex-spouse or, sometimes, a grandparent) enters the room or the conversation, the stepparent is a “stuck outsider” and the parent is a “stuck insider.”

2. Children struggle with losses, loyalty binds, and too much change too fast.

Losses: The new adult couple is a wonderful gain for adults. Children often experience it as a loss. Loyalty binds: Even children in very cooperative divorces can feel caught in a loyalty bind. “If I care about my new stepparent, I have betrayed my parent.” However, when the adults are in conflict, these loyalty binds can be unbearably painful. The pace of change: The adults are happy and eager to move forward with their new lives. However, research on American children finds that for many children adjustment to a stepfamily takes longer and is harder than adjustment to divorce. How do successful stepcouples manage the pace of change?

3. Parenting tasks divide the adults.

Stepparents often want more limits. Parents want more love and understanding. Stepparents feel parents are too weak. Parents feel stepparents are too harsh. In fact, cross-cultural research suggests that the best parenting for children is “authoritative”—both loving *and* moderately firm. When this difference goes well, stepparents can help parents become firmer. Parents can help stepparents to be more understanding. When this goes poorly, parents and stepparents get caught in repeated cycles of painful polarization.

4. The new stepfamily must build a shared culture in the presence of at least two previously established cultures.

The English phrase “blended family” implies that building a stepfamily like whipping up a “smoothie” out of yogurt and a few different kinds of fruit. In fact, first-time families develop shared values, habits and rituals over time. Becoming a stepfamily is actually a lot more like asking group of Japanese to live intimately with a group of Italians. It takes time, curiosity, and a considerable amount of patience to understand and work through their differences.

5. There is another parent, dead or alive, acknowledged or not, outside the stepfamily.

Although adults may wish to exclude the other parent, children feel the loss. Western research finds that children fare best when they feel connected to and cared about by all of their parents and stepparents. Conversely, conflict between ex-spouses is toxic for children.

We can help stepfamilies to meet these challenges on three different levels:

- I. Psychoeducation: Provide information about what is normal, what works and what doesn't.
- II. Interpersonal Skills: Help stepfamilies deal with differences in ways that build connection and caring.
- III. Intrapsychic Work: Healing family-of-origin wounds is sometimes necessary to free resources to meet the challenges.

We will look briefly at what Western research and practice tells us about what works to meet these challenges on each of these three levels, and what doesn't. I invite us all to think about the way in which Japanese cultural norms may affect these five challenges.

Key Words: stepfamilies, stepparents, clinical work with stepfamilies

Dimensions of Sub-Cultural Norms in the United States and Potential Implications for Stepfamily Life and Community Education and Practice

Francesca Adler-Baeder (Auburn University)

In each decade of social science research in the U.S. since the 1970's there has been an exponential increase in the numbers of studies focused on stepfamilies. However, consecutive decade reviews of this stepfamily literature included the observation that the vast majority of what we know about stepfamily development and functioning comes from studies of higher-income European-American ("White") stepfamilies. The emphasis in research and practice has been on micro-processes within the family. Little attention has been paid, either in research or in practice with stepfamilies, to broader cultural and subcultural norms that exist in the U.S. based on ethnic minority populations with differing socio-historical backgrounds and the potential influences of these norms on individual and family functioning (Coleman & Ganong, 1990; Coleman, Ganong, & Fine, 2000, Stewart, 2010). Culture norms may be based on ethnic background, religious background, or socio-economic status and exist at the national, regional, and community levels. This presentation highlights the state of research on stepfamilies in the U.S. that considers the cultural background and context of individuals. Using an ecological family systems perspective that considers multiple levels of contextual influence on individual development, recent research on variations in stepfamily roles, expectations, and family processes by sub-culture in the U.S. (Adler-Baeder & Schramm, 2006) will also be presented. This information, along with broader theory and research on culture and the family (e.g., Lansdale, Oropesa, & Bradatan, 2004; Skolnick & Skolnick, 1992) informs the development of an emerging *Conceptual Framework for Cultural Influence on Stepfamily Functioning* and will be the central focus of the presentation.

Broad demographic observations note that family transitions that create stepfamilies (i.e., divorce and re-coupling through cohabitation or marriage and first marriages with children from previous nonmarital relationships) are more prevalent in cultures with more fluid family boundaries and less emphasis on traditional family forms, and are less common in cultures with a strong emphasis on traditional nuclear family forms and social policies discouraging divorce. The framework to be presented considers three dimensions of cultural norms regarding *Parental Involvement*, *Acceptance of Family Structure Change*, and *Authority/Power* in the family. At the macro-level and community level norms develop regarding the fluidity and flexibility of parental models from strict 2-parent models - to the expansion and allowance of multi-parental involvement. There also exists a continuum for tolerance or acceptance of family structure changes (i.e., divorce/separation and remarriage) from rigidity and low tolerance of change once established - to fluidity and movement in and out of differing configurations and structures for family membership. A third dimension of norms regarding the family is focused on the authority/power in the family and can be conceptualized as a continuum from male head of household - to a parent-child hierarchy with a balance between spouses - to balance of power between parents and children - to a reverse child-centered hierarchy. The conceptual model will be used to highlight the norms that likely present challenges or support for stepfamilies based on inherent structural characteristics of stepfamilies. Recommendations will be offered on use of the model to inform research designs as well as clinical and psycho-educational practice.

Key Words: stepfamilies, culture, conceptual framework

Japanese Adult Stepchildren's Views on Stepchild-Stepparent and Child-Parent Relationships in Social and Cultural Contexts

Shinji Nozawa (Meiji Gakuin University)

With an increasing number of studies on stepfamilies in Japan and other East Asian societies, there is an increasing academic interest in comparative analyses of stepfamilies across the East and the West (Nozawa forthcoming, Pryor 2008). There is also growing awareness among researchers as well as educational and clinical professionals on stepfamilies in the United States that cultural diversity among stepfamilies should be taken into more serious consideration. In this regard, social and cultural contexts are increasingly important in understanding stepfamilies in any society.

The dominant stepfamily model in any society, however ambiguous or implicit it might be, is one of the key socio-cultural contexts to be considered in understanding actual stepfamily dynamics in that society. Based on findings from our recent study of adult stepchildren's views on stepchild-stepparent and child-parent relationships in Japan (Nozawa and Kikuchi 2014), I discuss variation in these relationships and the potential influence of what I call *scrap & build household model* of stepfamilies, which is dominant in present Japan (Nozawa 2011). This stepfamily model assumes that separation of parents will lead a co-parenting nuclear family household to its dissolution with a child being forced to belong to only one of the parents' households and kinship networks, and to lose ties to the other parent and his/her kinship network. This model is also based on an assumption that re-partnering of the custodial parent means an act of rebuilding the lost nuclear family household with a new partner who is replacing the lost parent's position and substituting the parenting role.

Meanwhile in many Western societies, "indissolubility of parenthood" in spite of parental separation and/or re-partnering has become new social norms under the strong principle of the best interest of children (Parkinson 2011). Under the present socio-cultural contexts, stepfamilies in the West tend to be formed based upon what I call *expanded and interconnected network model*. This model assumes that both parents and their kin members on both sides keep in touch with children after parental separation and re-partnering.

I also argue that cultural factors regarding stepfamily relations are transitional rather than static not only in historical but also in social and political contexts. What I call *family subculture* (a group of people connected around and through self-help organizations with distinct family values and resources supporting a particular minority family lifestyle including stepfamilies) is functional in shifting and/or stabilizing cultural aspects of any emerging family lifestyle through certain domestic, and possibly international, social processes (Nozawa 2009). This kind of newly created stepfamily subculture would potentially affect cultural and social (institutional) conditions for stepfamily dynamics as well and should also be taken into consideration in future research and educational/clinical practices.

Key Words: stepchildren, stepfamilies, socio-cultural contexts

第 2 日目 2014 年 9 月 7 日 (日)

午前の部 1 9:00~10:30

自由報告 (3)

上海における日本人海外駐在員家族の適応と人間関係

叶尤奇（明治大学大学院）

グローバル化の進展に伴い、多国籍企業では世界各地に派遣する海外駐在員の数が年々増加している（Brookfield GRS, 2013）。その中で、既婚の海外駐在員の5割以上は配偶者を伴って海外へ赴任する。4割以上は子どもを伴い海外へ赴任する。日本人海外駐在員の中では、家族全員で海外に赴くことを選択する者も多いと考えられる（労働政策研究・研修機構、2008）。

海外に長期滞在する駐在員の増加に伴い、彼らの海外における仕事の失敗、現地への不適応などの問題が顕在化するようになり、海外駐在員を対象とするさまざまな研究が行われてきた。そのような中で、海外駐在員の言語能力や精神的安定性というような個人的要因だけではなく、海外駐在員の家族、特に配偶者の適応状況は彼らの海外における仕事の成否を左右する重要な要因であると指摘されている（Black & Gregersen, 1991; Black, Mendenhall, & Oddou, 1991; Hay, 1971, 1974; Harvey, 1985; Shaffer & Harrison, 1998; Shaffer, Harrison, & Gilley, 1999; Tung, 1981, 1982）。その一方で、海外駐在員の適応状況と夫（駐在員）からのソーシャル・サポートは、海外駐在員配偶者（妻）の適応に大きな影響を与えていることが明らかになっている（Ali, Zee, & Sanders, 2003; Black, 1988; Black & Stephens, 1989; Copeland & Norell, 2002; Mohr & Klein, 2004; Shaffer & Harrison, 2001）。さらに、Caligiuri と共同研究者は、海外駐在員の仕事と家族の相互作用が、国内で生活している時と比較して海外で生活する際に大きくなっている点に着目し、家族システム理論、二重 ABCX 理論と流出理論を理論的基盤とし、海外駐在員家族全員を一つのユニットとして取り上げ、海外駐在員本人の仕事上の適応と家族（配偶者と子ども）の生活適応の交差効果を検討している（Caligiuri, Hyland, & Joshi, 1998a; Caligiuri, Hyland, Joshi, & Bross, 1998b）。その後、Caligiuri らの研究アプローチに基づき、海外駐在員の仕事上の適応と配偶者の生活適応の流出効果と交差効果を分析する研究が行われてきた（Shaffer, Harrison, Gilley, & Luk, 2001）。

近年、日本人海外駐在員とその家族の適応問題に関する研究も徐々に行われている。欧米の研究と同様に、家族の事情、特に配偶者（主に妻）の適応は海外駐在員の仕事の成功に影響を与える重要な要因であることが明らかになった（Fukuda & Chu, 1994; Takeuchi, Yun, & Tesluk, 2002; 永井、1999、2002）。また、海外での生活の間、お互いに協力し合えた夫婦はそれ以前と比べて夫婦関係が良

好となり、特に夫からの援助は、日本人海外駐在員妻の適応にプラスの影響を与えていることが報告されている（Ozeki & Knowles, 2009；井村、2007；小林、2001、2002；小林・明田、2003；小山、2008；佐藤、2001a、2001b；叶、2013、2014）。また、Takeuchi, Yun, & Tesluk（2002）は日本人海外駐在員と妻を対象とし、駐在員の仕事のパフォーマンスと妻の適応との相互関係について分析を行った。

これまでの日本人海外駐在員と妻の研究は、駐在員と妻の異文化での生活や人間関係の実態を把握するための貴重なデータである。しかし、調査対象者の多くが欧米諸国に在住する日本人海外駐在員と妻であったことから、地域的な偏りが見られる。特に現在、日系企業が数多く進出している中国に在住している日本人駐在員妻を対象とした研究は少ない。管見の限りでは、Ozeki & Knowles（2009）と三善（2009）が北京地域で行った調査研究、ならびに拙稿（叶、2013、2014）の上海における日本人駐在員妻を対象とした研究以外に、学術的な視点から調査研究されたものは見当たらない。また、これまでの欧米人を中心とした海外駐在員と家族の研究、ならびに、日本人海外駐在員と妻の研究では、多数の定量分析が行われているが、海外駐在員と家族はお互いの適応状況および相互の関係性をどのように捉えているかについて探索する質的アプローチを採る研究は少ない。そこで本報告では、上海は長期滞在する日本人が最も多い都市であるという点から、上海に在住している日本人海外駐在員と妻に焦点を当てる。日本人海外駐在員と妻が、上海でどのような異文化適応の問題に直面しているのかを明らかにした上で、彼らが自身の上海における人間関係、すなわち夫婦関係とパーソナル・ネットワークをどのように捉えているのか、また彼らの適応状況と人間関係の関連性について明らかにすることが本報告の目的である。本報告では、上海に在住している日本人海外駐在員と妻の6ペアの聞き取り調査のデータを用いて分析を行い、その分析結果を述べる。

引用文献は省略。

キーワード：日本人海外駐在員家族、人間関係、異文化適応

アジア人男性と国際結婚をした日本人女性の家族形成

—家族のコミュニケーションに日本語を選択する事例—

開内 文乃（中央大学文学部兼任講師）

1. 目的

本発表の目的は、アジア圏（＝香港、タイ、シンガポール、トルコ）で現地人男性と国際結婚をし、夫の国で暮らしている日本人女性が、家族の使用言語を現在、どのように選択しているかを明らかにするものである。そして家族の使用言語が今後の家族のあり方、さらには子供の将来とどのように関係しているかを分析するものである。

現在、日本国内の婚姻件数は減少している。しかし、日本人が関係している婚姻件数を国外まで含めると、国外における外国人男性と日本人女性という組合せの国際結婚は、過去 20 年で 2～3 倍に増加している。ここ 5 年間では毎年約 8 千組いる（2013 年の日本国内婚姻件数は推計 66 万 3 千組）。つまり近年の国外での現地人男性との国際結婚によって、日本人女性は、現在、多文化のなかで新しい家族を形成していることになる。そして多文化のなかでグローバル社会に適したグローバル・ファミリーを模索していると考えられる。よって、本発表はグローバル・ファミリーの形成を家族の使用言語の選択という観点から分析するものである。

2. 方法

2. 1 データーの概要

「グローバル化する社会における国際結婚の実証研究」のデーターを使用する。この調査は、近年のグローバル化によって、国籍の異なる男女がどのように出会い、交際をし、さらには結婚して家族形成しているかを、アジア圏で現地人男性と国際結婚をしている日本人女性の事例で検討したものである。対象者を国外の日本人女性の国際結婚に焦点化したのは、現在、国内外で日本人のかかわる結婚において婚姻件数が増加しているのが、国外における外国男性と日本人女性の国際結婚だからである。結婚相手をアジア人男性に焦点化したのは、アジア人男性と日本人女性の国際結婚がグローバル化の流れを受けた国際結婚の一形態であると仮定されたからである。

2. 2 調査の方法と調査対象者

調査は 2010 年 4 月から 2013 年 1 月で計 13 回にわたって実施した。調査対象者は機縁法で募った 77 人のアジア人男性と国際結婚をしている日本人女性で、半構造化面接法を用いて、それぞれに 1 回、2 時間から 3 時間かけてインタビューをした。主な質問項目は、生年月日、生育歴、学歴 職歴、渡航歴、国際結婚される前の恋愛と恋愛観、現在の配偶者と出会ったきっかけ、結婚にいたる経緯と結婚したきっかけ、現在の家族構成・職歴・育児の状況・家族の使用言語、今後の家族のあり方・子供の教育方針と子供

の将来についてである。

3. 結果

分析の結果、日本人女性 77 人中、子供がいる女性 57 人、子供がいない女性 20 人（インタビュー当時）で、子供がいる女性 57 人中、母と子のコミュニケーションに日本語を使用している親子が 54 組で、ほとんどの日本人女性が日本語を使用することを選択していることが判明した。また、父と子のコミュニケーションに日本語を使用する親子が 6 組（シンガポール 1 名、タイ 2 名、香港 0 名、トルコ 3 名）で、この組合せは家族全員のコミュニケーションにも日本語を使用していた。また、父と子のコミュニケーションに現地の言葉を使用している場合、父親が日本語が堪能な場合、家族全員のコミュニケーションに日本語を使用する家族が 9 組（タイ 1 組、香港 4 組、トルコ 4 組）あった。よって、合計 15 組＝約 28%の家族が家族全員のコミュニケーションに日本語を使用することを選択していた。

4. 結論

以上から、アジア圏で現地人男性と国際結婚をし、夫の国で暮らす日本人女性の家族は日本語を使用する傾向にあると結論づけられる。この背景は 6 つに整理できた。①グローバル社会において複数言語が話せることが子供に有利であるという判断②子どもが二重国籍を有しており、将来、子供が日本国籍を選択した場合、日本語力が必要という判断③日本での教育もあり得ることを前提にし、日本語力を身につけさせるという判断④日本文化を理解し、日本人としてのアイデンティティも持つために日本語力が重要という判断⑤日本人女性が日本に帰国するような場合、子供との関係を持ちつづけるために日本語力が必要という判断⑥日本人女性の定住家族とコミュニケーションがとるために日本語が必要という判断の 6 つに大別できた。

[文献]

開内文乃, 2011, 「グローバル・ファミリーの出現——国際結婚の新しい形」『比較家族史研究』26: 43-64

山田昌弘・開内文乃, 2012, 『なでしこ姫と絶食系男子——国際結婚の現在・過去・未来』東洋経済新報社。

[付記]

本発表は平成 23~25 年度科学研究費基盤 (C) (課題番 23530687) による研究成果の一部である。

(キーワード: 国際結婚、親子関係、グローバル社会)

滞日ムスリム留学生における世帯構成とハラール食品消費行動

小島 宏（早稲田大学アジア・ムスリム研究所）

早稲田大学アジア・ムスリム研究所では Muslim Student Association-Japan の協力を得て、2013年10月から2014年1月にかけて滞日ムスリム（イスラーム教徒）留学生調査を実施した。本調査は店田廣文教授（早稲田大学人間科学総合学術院）ほか、マレーシアの東方政策元留学生協会（ALEPS）会員を対象として2007年に実施したALEPS調査と2005～2006年にかけて滞日ムスリム調査の調査票の設問にかなりの程度依拠したものであった。また、同研究所では最近、滞日ムスリム調査にかなり依拠して韓国、台湾等でもムスリム国際移動者の調査を実施した。

小島（2009）ではALEPS調査の個票データ（136ケース）を用いてマレーシア人ムスリム元留学生の滞日中の宗教実践の差異を明らかにすることを試みた。その分析結果からハラール（イスラームで許された）食品購入頻度については女性であること、高専卒業証取得、49ヶ月以上の滞在、九州居住が正の効果をもち、日本への興味が留学理由であることが負の効果をもつことが明らかになった。また、ハラール料理店訪問頻度には女性であること、35歳未満の年齢、1990年以前の入国、49ヶ月以上の滞在、関東居住、アルバイト経験が正の効果をもち、日本への興味が留学理由であること、学生寮居住が負の効果をもつことが明らかになった。後者については学生寮居住という居住形態が影響をもつことが明らかになった。

他方、小島（2013）では日本、韓国、台湾の国際移動者ムスリムのハラール食品消費行動の関連要因を比較分析したが、日本では社宅・持家居住がハラール食品店訪問を抑制する傾向がみられた。また、韓国ではハラール居住がハラール・レストラン訪問を抑制する傾向がみられた。台湾では持家居住がハラール・レストラン訪問を促進する傾向がみられた。しかし、小島（2014）によれば、台湾の中国人ムスリムではムスリム配偶者との結婚がハラール食品店訪問を促進し、持家居住が抑制する傾向がみられたものの、ムスリム配偶者との結婚と持家居住（共同住宅）がハラール・レストラン訪問を抑制する傾向もみられた。

そこで、本研究では滞日ムスリム留学生調査個票（368ケース）に2項ロジット分析を適用し、他の変数（性別、年齢、国籍、入国年、地方ブロック）の影響をコントロールした上で、世帯構成・配偶関係がハラール食品消費行動にどのような影響を及ぼしているのかを明らかにすることを目的としている。また、世帯構成も日本におけるものだけでなく、出身国の実家における世帯構成の影響も明らかにしたい。ハラール食品消費行動に関する多変量解析があまり多くない上、ムスリム留学生に関するものは見当た

らないので、特に仮説等は設定しない。

予備的分析の結果によれば、ハラール食品店訪問頻度に対して配偶関係そのものは有意な効果をもたらず、配偶者・子どもとの同居も逆の有意でない効果しかもたない。しかし、同国人のムスリムとの同居は有意の正の効果をもっている。出身国の実家における男キョウダイの存在が負の効果をもつが、かろうじて 10%水準で有意にならなかった。

ハラール・レストラン訪問頻度に対しては、有配偶であることが負の効果をもち、ハラール食品店訪問頻度と同様、同国人ムスリムとの同居が正の効果をもっている上、単身居住が正の効果をもっている。出身国の実家における祖父母、女キョウダイの存在が負の効果をもっており、子どもの存在は 10%水準で有意でないもののやはり負の効果をもっている。

大学食堂でのハラール・ランチ利用に対しては出身国実家での子どもの存在が負の効果をもつ一方、同国人ムスリムとの同居と出身国の実家での男キョウダイの存在が 10%水準では有意にならないものの正の効果をもっている。大学へのハラール弁当の持参に対しては配偶者・子どもとの同居と出身国の実家での祖父母の存在が正の効果もち 10%水準では有意にならないものの有配偶であることも正の効果をもっている。

現在の世帯構成のハラール食品消費行動に対する影響についてはある程度、説明がつくが、出身国の実家における世帯構成については社会化、性別役割分業、留学生の兄弟姉妹順位、経済状況等の影響等が考えられるが、今後、検証すべき仮説である。

謝辞

本研究が分析対象とする滞日ムスリム留学生調査は平成 23～25 年度科学研究費補助金基盤研究（B）（23330170）「東アジア諸国におけるムスリムと非ムスリムの共生：ライフスタイル変容の比較研究」研究代表者：小島宏）の一環としてなされたものである。調査に多大な協力をしてくださった Muslim Student Association-Japan（Dr. Fady S. Alnajjar）と各大学の責任者、調査対象者に深甚な謝意を表する次第である。

文献

小島宏（2009）「マレーシア人ムスリム元留学生の滞日中の宗教実践」日本中東学会第 25 回大会、広島市立大学（2009.5.17）。

小島宏（2013）「日本・韓国・台湾のムスリム移動者におけるハラール食品消費行動の関連要因」『早稲田社会科学総合研究』，第 14 巻,第 1 号, pp.1-22.

小島宏（2014）「東アジアのムスリム移動者におけるハラール食品消費」International Symposium “Halal Food Consumption in Western Europe and East Asia,” Waseda University, Tokyo, 4 March 2014 (2014.3.4).

（キーワード：ムスリム留学生、世帯構成、ハラール食品消費）

「複合的な差別」を実証する試み －被差別部落の子づれシングル女性の場合－

神原 文子（神戸学院大学）

1 問題意識

従来、ひとり親家族の親や子どもが被る差別や社会的排除の実態に関する学術的な調査研究はほとんどなされてこなかったと言っても過言ではない。大阪市や奈良市による「ひとり親家庭等調査」において、その実態がようやく捉えられたに過ぎない（大阪市 2009、奈良市 2012）。ましてや、被差別部落のひとり親家族が被っている差別や社会的排除に関する学術的な調査研究は皆無に等しい。

ちなみに、題目にある「子づれシングル」とは、「子どもを養育しているシングルの一生活者」を意味する私の造語である（神原 2013:230）。ひとり親であることは、生活者にとってはさまざまな地位のひとつであるという“あたりまえ”の事実を反映した、また、ひとり親の成り方、性別などによる処遇の格差に対して棹さす意味でも、ユニバーサルな表現ではないかと考えて、近年、用いている。

被差別部落の子づれシングル女性は、被差別部落の関係者であることによって、女性であることによって、夫との上下関係によって、そして、ひとり親家族であることによって、まさに、複合的な差別を経験している可能性が高い。それゆえ、被差別部落の子づれシングル女性の生活実態をふまえて複合的な差別の実態やその構造を明らかにすることは、差別研究としても極めて重要と考える。

ここで、「差別とは、ある社会の中で、勢力を持っている集団とその成員が、その社会のなかで低く位置づけられた他の集団や成員を不当に（たとえば、低く、排除、蔑み、剥奪など）扱うことによって利益を得、欲求を充足させる行為と、それを容認する制度である」と、神原は暫定的に定義している（神原 2011）。

「複合差別」とは、上野千鶴子の定義によれば、「社会的弱者が経験する複数の差別が単に蓄積した状態（重層的差別）とは異なり、差別が互いに絡み合い、複雑に入り組んでいる状態」を意味する（上野 1996）。熊本理抄は、早い時期から複合差別に着目し、国連など国際的な人権擁護の会議では 1970 年代から指摘されており、わが国については、マイノリティ女性（アイヌ・部落・在日朝鮮人・琉球民族・移住労働などの女性たち）の複合差別が解決すべき喫緊の課題であり、なによりも実態調査が必要であるが、実態調査を実施すること自体が困難をとまなうと指摘している（熊本 2003）。それでも、1999 年の「IMADR-JC マイノリティ女性に対する複合差別研究会」の発足を出発点として、2005 年に、アイヌ、部落、在日コリアンのマイノリティ女性の複合差別に関する実態調査が行

われことの意義は大きい（反差別国際運動日本委員会 2007）。サンプルとしての代表性があるとは言えないが、アンケート調査により、マイノリティ女性たちが体験した、日本社会におけるマイノリティゆえの就職や結婚に際しての被差別、および、マイノリティ内部での、恋人や夫からのDV被害の実態が捉えられた。ただし、マイノリティゆえの被差別経験とDV被害との関連までは分析されていないため、厳密な意味で「複合差別」の実態を明らかにできたとは言いがたい。

本報告の内容は以下のとおりである。被差別部落の子づれシングル女性を対象に実施したアンケート調査データをもとに、まず、(1)被差別部落の子づれシングル女性の生活実態を把握するとともに、『部落解放同盟大阪府連合会女性調査報告書』（部落解放同盟大阪府連合会 2009）や、『全国母子世帯等調査』（厚生労働省 2011）などのデータと比較することにより、被差別部落の子づれシングル女性の特徴を示す。(2)彼女たちがこれまでに被ってきた差別や不利益の実態を明らかにする。そのうえで、(3)被差別部落出身による差別、女性であることによる差別、配偶者による人権侵害に他ならないDV被害、そして、ひとり親であることによる差別などがからみあった「複合的な差別」の類型を提示する。

2 分析に用いるデータ

データは、日本学術振興会の科学研究費補助金（研究代表者：神原文子）を得て、2011年4月から2012年2月にかけて、大阪、福岡、徳島、鳥取の部落解放同盟女性部と共同で実施した「今日の被差別部落におけるひとり親家族の生活実態調査」である。調査対象者の抽出、および、アンケート調査の配布と回収はそれぞれの女性部にお願した。なお各支部では、母子世帯の数を正確に把握できているわけではなく、それぞれの女性部関係者が手分けをして、知り合いに協力依頼をするという機縁法で実施された。有効回答者数は472人であった。この調査データは、無作為抽出の調査ではない。それゆえ、今回のデータは、わが国の被差別部落のひとり親家族を代表するデータとは言えないことをお断りしておこう。とはいえ、過去にこのようなデータは皆無であり、データ収集自体が非常に困難であることもあり、極めてデータ価値の高いものであると言えるだろう。

<参考文献>

- ・神原文子 2010『子づれシングルーひとり親家族の自立と社会的支援』明石書店。
- ・反差別国際運動日本委員会他 2007『立ち上がりつながるマイノリティ女性-アイヌ女性・部落女性・在日朝鮮人女性によるアンケート調査報告と提言』解放出版社。
- ・上野千鶴子 1996「複合差別論」井上俊編『差別と共生の社会学』岩波書店 203-232

キーワード：複合差別、被差別部落、子づれシングル

「母になること・母であること」
ー発達障害児の母親のライフヒストリーよりー

大久保麻矢（お茶の水女子大学大学院 博士後期課程）

1. 問題の背景と本研究の目的

「母性」という言葉が日本に定着して以来、その言葉は一般化し多くの場面で使用されてきた。しかし、その概念をみると極めて不明確であり、用いる人により多義的であることがわかる。（大日向 1988）母性をめぐる問題点として、大日向（1988）は、その概念が不明確で多義的であることに加え、「母性」は絶対的なもの、崇高なものという社会的通念が存在していることを指摘している。「母性」という言葉が定着するにしたがい、その意味は女なら本来当然もつべきものとなり、自己犠牲と無限抱擁を含意することとなった。（加納 1991）このような社会的背景に伴い、1980年以前の子育て研究では子どもの発達に焦点が当たり、親は子どもの養育者、言い換えると子どもの発達に最も影響を与える存在としてのみとらえられていたことを山口は指摘している。（山口 2010）

1980年代に入り、「母子相互作用」や「母と子の絆」などといった親と子のつながりを重要視する概念が育児現場に広がる一方、育児不安や育児ストレスなど母親が抱くネガティブな心理状態に関する研究を契機に、母親役割と「自己」の関係に目が向けられるようになった。言い換えると、今まで女性の内で処理してきた感情や不安が外へ発信されるようになってきた。（山口 2010, 小沢 1989, 井上 2013）

今日、女性のライフコースは多様性をみせている。女性の社会進出に伴い、結婚や出産・育児をライフコースの軸に置かない女性も増えてきた。家族の形態も変化し、親子特に母子の関係も多様化している。また、社会の富裕化により、個人単位・家族単位で生活を自己完結できる社会となり（畠中 2006）、多様化している親子関係を支える地域の基盤も崩れてきている。現在の母親には、「よい母親規範」が根深く残っている一方、母親としてではなく自己を尊重したい気持ちも混在しており、その矛盾が葛藤を生んでいることも推測される。山口（2010）は乳幼児の母親との面接で、「あなたはいつ自分が母親になったと思うか」との質問に対し、「まだ母親にはなっていないと思う」と複数の対象から回答を得たことから、「母親になるということ」の研究を始めた。このことから、模索しながら子育てをしている母親像が浮かんでくる。

生まれた子どもに障がいがある、もしくは成長途中で子どもの障がいがあると、親の状態や子育てに変化が起こる。中根（2006）は「知的障がい者家族の親」を対象にその親子関係をみることにより、現在の社会において特別なニーズを抱えたものの

親であることの意味や、当該家族のケアをめぐる課題を考察した。また、加藤（2012）は、知的障がいを持つ母親の内的変容を母子関係に着目し、母親に対しインタビュー調査を行い、母子関係の変化の様相を明らかにした。

母子関係や「母親になる・母親である」状態は、社会の流れに大きく影響をうけていることは先述とおりである。本研究の目的は、発達障がい児の母親のライフヒストリーから、「母になる・母である」ことに焦点を当て分析を行う。特に、子どもの診断を受けた前後の時期に着目し、子どもの診断に伴い変化した環境と、母親としての自分、個としての自分の三つの柱で考察を試みることである。

2. 調査対象と方法

調査対象は発達障害児の母親とする。発達障害とは自閉症スペクトラム (ASD) や学習障害 (LD), 注意欠陥・多動性障害 (ADHD)などの総称として捉えられている。本研究の対象は、その診断名までは問わない。その理由として、子どもの年齢の変化・発達により診断名は変化するからである。加え、発達障害自体が比較的新しい障がいであること、それに伴い呼称、制度等が現在も変化しており、その社会の変化が母子関係に影響していることが推測されるため、発達障害児の母親を対象とした。

調査は、子どもの成長過程と社会の発達障害の捉え方の二つの視点から、半構造化インタビューにてライフヒストリーの聴取を行う。

3. 参考文献

- ・ 畠中宗一, 2006, 「富裕化社会の家族」 諏訪春雄編『非婚・崩壊・少子化：どこへ行く日本の家族』 勉誠出版.
- ・ 加納実紀, 代原ひろ子, 1991 「『母性』の誕生と天皇制」 天野正子ら編, 『新編日本のフェミニズム (母性)』 岩波新書.
- ・ 加藤のぞみ, 2011, 「知的障がい児を持つ母親の内的変容—母子関係に着目して—」 『京都大学大学院教育学研究科紀要』 58.
- ・ 中根成寿, 2006, 『知的障害者家族の臨床社会学—社会と家族でケアを分有するために—』 明石書店.
- ・ 大日向雅美, 1988, 「母性概念をめぐる現状とその問題点」 天野正子ら編, 『新編日本のフェミニズム (母性)』 岩波新書.
- ・ 小沢牧子, 1989, 「乳幼児政策と母子関係心理学—作られる母性意識の点検を軸に—」 天野正子ら編, 『新編 日本のフェミニズム (母性)』 岩波新書.
- ・ 山口雅史, 2010, 『母親になるということ—母親アイデンティティをめぐる考察—』 あいり出版.

4. キーワード

発達障害・母親・ライフヒストリー

見つけられる実親

—デンマークにおける実親の子どもへの養育義務と責任に注目して—

青木 加奈子（奈良女子大学）

1. 本研究の背景

パートナー関係の流動化が進み、家族のかたちが多様化するデンマーク社会において、子どもは必ずしも生物学上の実両親（biological parents）と暮らしているわけではなく、また常に同じ大人と同居しているとは限らない。このような社会を反映して、デンマークの「親権法（forældreansvarslov）」では、「子どもの最善」を目指すために、原則として子どもの生物学上の親を親権者と定め、実両親の共同親権制を採用している。ここでは、子どもと同居しているか別居しているかにかかわらず、子どもの生活のすべてを保障することが親権者の義務であり責任であることが規定されていると同時に、離れて暮らす親からの経済的支援や面会は子どもの権利とみなされている（Lov om forældremyndighed chapter1, 2）。実親が特定されない場合は、「子ども法（Børneloven）」にしたがい、遺伝子検査による生物学上の親が“見つけられ特定される”。つまり実親であることから逃れることができない社会システムとなっている（青木, 2013）^{1, 2}。

本報告では、上述したようなデンマークの家族政策における生物学上の親の位置づけが、どのように実践されているかを聞き取り調査で得られたデータをもとに検証していく。結論を先に言うならば、同／別居にかかわらず生物学上の親が子どもの養育にかかわっていくことは、子どもにとっての権利であること以上に、性行為の背後にある親になる可能性とそれによって生じる責任の重さがあることをデンマークの家族政策は示唆していると考ええる。

2. 使用データについて

今回使用するデータは、実子と同居するひとり親の女性 X（40代）のものである。これは報告者が2013年3月にデンマークへ渡航したさいに収集した聞き取り調査データのひとつである。女性 X のデータを採用した理由は、本人の意志にかかわらず子どもの誕生によって生じる実親としての責任の重さを問うのに適当な事例であると考えからである。

なお、2013年3月調査の概要を記しておく。調査の目的は、パートナー関係が流動するデンマーク社会のなかで、実親や継親をはじめとする大人たちがどのように役割を決めて子育てを実践しているかを聞き取ることであった。そこで調査

対象者は、同／別居にかかわらず実子があり、生殖家族が（異性愛の）初婚核家族以外の家族経験を持っている者とし、現地に居住する報告者の知人を通して、条件に合う対象者を集めていった。最終的に、実子と別居している男性1名、実子と同居しているひとり親2名（どちらも女性）、レズビアンカップルである者2名（どちらも女性）から調査の承諾を得ることができ、調査倫理に配慮したうえで、ひとり当たり約90分の聞き取り調査を半構造化面接で行った。

3. 結果と考察

女性Xは、調査当時3歳の誕生日を間近に控えた長男を育てるシングルマザーであった。女性Xは子どもの父親である男性Yと関係を解消したあとに妊娠が判明したが、男性Yの承諾が得られずひとりで出産した。長男の誕生後、男性に認知を求めたが拒否され続け、最終的には国家介入のもと遺伝子検査を行った。結果、男性Yが長男の父親であることが正式に判明し、男性からは養育費の支払いが開始されたが、男性Yは長男の存在を認めておらず、面会も拒否した状態である。

注目したいのは、長男の誕生は女性Xの独断によって行われたものであったということである。しかしながら男性Yが認めずとも、「子ども法」にしたがって父子関係を明らかにするための遺伝子検査は行われ、子どもの父親であることが“見つけられた”。ひとたび“見つけられた”ら、本人の認知の有無にかかわらず、少なくとも子どもの経済的な養育義務が課されることになったのである。

長男からみれば、自分の人生をスタートさせた者である実親から、生活していくための養育費を受け取ることは権利であると主張することは理に適っている。これは「親権法」でも明記されている通りである。一方、この「子どもの権利」を実現するためには、国が介入してまでも、子どもの生物学上の親を特定し、実親としての義務や責任を遂行させなくてはならない。女性Xの経験は、デンマーク社会が規定する実親の子どもへの義務と責任の重さを示すひとつの事例といえる。

1) 青木加奈子, 2013, 「デンマークの家族政策における「親」の位置づけとその実践」『第33回 家族関係学セミナー 自由報告要旨集』 一般社団法人日本家政学会家族関係学部会

2) 本報告は、一般社団法人日本家政学会家族関係学部会30周年記念助成事業「デンマークの家族政策と親子関係 一親の子どもへの『養育責任』から考える『親観』『子ども観』」の研究成果の一部である。デンマーク家族政策における親の位置づけにかんしては、「デンマークの家族政策における「親」の位置づけとその実践」のテーマで第33回家族関係学セミナー（2013年10月5、6日 於奈良大学）にて報告した。

（キーワード：デンマーク、実親、養育義務と責任）

未就学児をもつ共働きの母親における マターナル・ゲートキーピングの規定要因と育児不安との関連性

中川 まり（カリタス女子短期大学）

1. 目的

本研究の目的は、未就学児をもつ共働きの母親を対象に、父親に対する育児や家事への参加促進の規定要因を明らかにし、さらに父親に対する育児参加の促進と母親自身の育児不安との関連性を明らかにすることである。父親の育児参加に関する先行研究では、母親が家族における育児や家事の監督者であり、門番であるために、父親の育児参加を制約または促進するというマターナル・ゲートキーピング仮説（Fagan & Barnett 2003: 中川 2010）が示されてきた。日本では、父親の育児・家事時間は徐々に増加しつつあるが、共働きの母親がマターナル・ゲートキーパーとして育児・家事への参加を父親に働きかけることの要因に関する研究はほとんど見られず、研究課題となっている（加藤ほか 2012）。本研究ではこの要因を明らかにする中で、母親の育児不安（牧野 1982）が父親の育児参加によって弱まることと関連して、母親のマターナル・ゲートキーピングにおける父親への促進行動が、育児不安を弱めるのかを明らかにする。

2. 対象と方法

方法は二次データ分析である。使用データは 2007 年 8～10 月に実施された「共働き夫婦の子育てに関する調査」である。本調査は東京都内の保育所に通う子どもをもつ共働き夫婦 198 組 396 名から得られた質問紙調査から得ている。サンプリングは、筆者の知人である保育者に 8 カ所の都内保育所を紹介してもらい、調査の主旨に同意を得られた 7 カ所の保育所を通じて行った。調査対象者数は 567 組、有効回収数は 207 組であり、有効回収率 36.5%であった。分析はパス解析によって行った。パス解析で用いる最終従属変数であるマターナル・ゲートキーピングは、母親の回答から得ており「妻は夫によく育児を頼みますか」「妻は夫によく家事を頼みますか」「妻は夫が育児・家事をやることをあてにしていますか」という 3 項目から構成した。

3. 結果

パス解析による分析の結果、次の二点が明らかになった。はじめに、マターナル・ゲートキーピングの要因として、子どもの要因、母親の属性、父親の属性などを投入した結果、父親の学歴が高いほど、また父親の帰宅時間が早いほど、そして父親の育児参加がより多いほど、母親のマターナル・ゲートキーピング行動としての父親への育児参加の促進がより多いことが明らかになった。子どもの要因としての末子年齢や子ども数な

どは有意な要因にはならなかった。また、母親の属性としての年齢や学歴、父親の年齢も有意な要因とはならなかった。次に、母親のマターナル・ゲートキーピングとしての父親への育児の促進行動は、育児不安の程度を低減するという効果があることが明らかになった。

4. 考察と結論

分析の結果から、マターナル・ゲートキーピングの規定要因および母親の育児不安との関連について次の示唆が得られた。本研究では未就学児をもつ共働き夫婦の母親の回答をマターナル・ゲートキーピング変数として用いたが、その規定要因として母親の学歴や年齢は有意な規定要因にはならず、父親の学歴だけが有意な規定要因となった。この結果から、母親が父親に育児参加を促すことは、母親の年齢や学歴がもたらす勢力によってもたらされるのではなく、父親がより高い学歴によって非伝統的な家庭内役割を受容する可能性があるためにもたらされることが推察される。この結果は、母親がより高い学歴をもつことで家庭役割意識が弱まるという結果（中川 2010）とは異なり、母親が家庭役割意識を強くもつことと、実際の父親への促進行動は異なる要因があることも示唆される。そして本研究は二次データの制約上、母親と父親の収入に関する項目がなかったため、母親の勢力との関連性についてはさらなる調査が必要である。次に父親の帰宅時間がより早く、また父親の育児参加が多いほど母親の促進行動は多いことが明らかになった。この結果も前述した内容と整合的であり、父親が日常生活で育児を行うことが可能な帰宅時間であり、また実際にも育児を行っていることが母親の父親に対する育児参加への促進行動を強めることが示唆された。

母親の育児不安とマターナル・ゲートキーピングの促進行動との関連性は、促進行動がより強いほど、育児不安の程度が低いという結果であった。この結果から、母親が一人で育児を行おうとせず、父親に育児の分担を働きかけることが、育児不安の低減にも有効である可能性があることが示唆された。

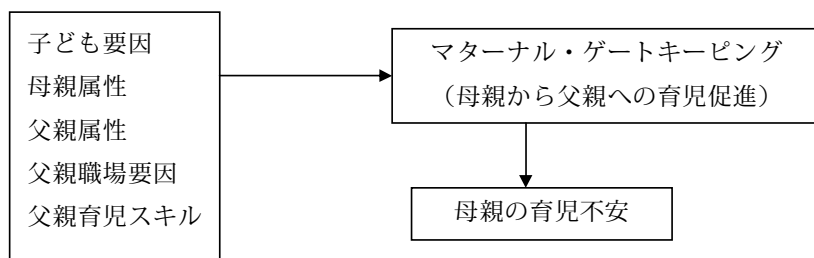


図 1. 研究概念図

キーワード：マターナル・ゲートキーピング、父親の育児参加、共働き夫婦

父親の子育て・仕事と男らしさ — インタビュー・データからみる性別役割分業と公私領域 —

巽 真理子（大阪府立大学女性研究者支援センター、
大阪府立大学大学院人間社会学研究科）

1. 研究の背景と目的

本発表では、父親へのインタビュー・データから、子育てや仕事についての性別役割分業とそれに関わるジェンダーを考察する。その際、性別役割分業を規定している公私領域、および父親自身と各領域内のメンバーがもつジェンダー規範に注目する。

これまで、父親の子育てと仕事については家庭か職場どちらかに焦点が当てられ、個人・家庭・職場のすべてを同時に含んだ研究は少ない（石井クンツ 2013）。その中で多賀（2011）は、子育てと仕事の両方に注目し、その間の葛藤を明らかにした。そして、職業領域が男性領域であるために父親がもつ、稼ぎ手役割や仕事を通じた自己実現・社会的成功への志向を指摘した。これは、父親の子育てと仕事に「領域」を合わせて考察したことによる知見だと考えられる。このことから、父親の子育て・仕事とともに、公私領域および領域間の境界と、各領域内のメンバーにも注目していくことにより、性別役割分業とそれに関わるジェンダーを、これまでとは違う視点から考察できると考える。

巽(2014)では、ワーク・ファミリー・ボーダー理論（Clark 2000）に、(1)公私領域の区分を性別役割分業の規定要因とする、(2)公領域として「地域領域」を加える、(3)各領域内の「父親の居場所」の有無に注目する、という視点を加えた上で、父親の意識・行為と各領域内のメンバーとの関係・交渉のあり方などを分析し、領域間の境界の浸透性の変容をみることによって性別役割分業の変容を考察した。その結果、父親が男らしさにこだわらず母親同様に主体的に子育てに関わることによって境界の浸透性が高まり、性別役割分業が解消に向かうことが確認された。しかしその一方で、家庭領域では妻の期待に応えること、地域領域では父親が子育てに主体的になりすぎないことが父親の居場所の得やすさにつながっており、実際に父親が主体的に子育てに関われるかどうかは、各領域内のメンバーからの承認が重要であることも明らかになった。

そこで本発表では、①父親の子育てや仕事に男らしさがみられるか、②父親が主体的に子育てをしているか、③各領域内の父親の居場所の有無（メンバーからの承認）、④それらによる境界の浸透性の変容を分析視点とした。

2. 方法と対象

2013年12月より、会社員または公務員で、末子が小学生以下の有配偶の男性を対象にインタビュー調査を行っている。このうち本発表では、父親が子育てに関わる機会が最も多くなると考えられる、夫婦ともに正社員の3名のデータを分析・考察する。

スノーボール・サンプリングで得られたインタビューは 44～45 歳で、半構造化インタビューを行った。彼らは中学・高校では男女別修で家庭科教育を受けておらず、高校在学中に「男女雇用機会均等法」が施行されたものの、就職時、女性は総合職／一般職のコース別採用であり、その後に育児施策やワーク・ライフ・バランス施策が積極的に進められるようになっていった。つまり、育っていく過程では男女の区別がはっきりしていたが、子育ての時期には男女平等が推奨されるようになったという、性別役割分業の大きな変化を経験している世代である。そのため、父親自身はもちろん、父親をとりまく領域やメンバーも、多様なジェンダー規範をもつと予想される。

3. 結果と考察

分析の結果、本発表の分析対象について次のことがわかった。①男らしさにこだわらずに子育てしている父親は、自身の「仕事の責任」を「稼ぎ手役割」とは分けて考えている、②どの父親も家庭領域では主体的に子育てをしているが、そのために仕事を調整するかどうかは働く母親とダブルスタンダードになりがちである、③職場・家庭の各領域には父親の居場所があるが、地域領域とは関わりがほとんどない、④父親が子育てをすることや仕事の家庭への持ち帰りによって境界の浸透性が高まるが、その際に子育てと仕事のどちらを優先するかで性別役割分業のあり方が変わる。

また、本発表での新たな発見は、次の 2 つである。(1)家庭領域の妻のジェンダー規範に職場領域の影響がみられることから、家庭領域に対して職場領域の影響が大きいことが示唆される、(2) 職場領域における父親の仕事量や責任は、母親同様に子育てをしても減らすなどの調整がされないため、父親は子育てしながら他の男性メンバーと同様に仕事の責任を果たす努力が必要である。したがって様々な面から、父親は職場領域において規定される男らしさから逃れることが難しく、そこに「父親の子育て」の限界があるといえよう。

文献

Clark, S.C. 2000 Work/Family border theory: A new theory of work/family balance, *Human Relations* 53, 6 : 747-770.

石井クンツ昌子 2013 『「育メン」現象の社会学 — 育児・子育て参加への希望を叶えるために —』 ミネルヴァ書房.

多賀太 2011 「育児するサラリーマン — 育児できないつらさ、仕事ができないつらさ」 多賀太編著 『揺らぐサラリーマン生活 — 仕事と家庭のはざままで』 ミネルヴァ書房：99-126.

巽真理子 2014 「父親の子育てによって公私領域がゆらぐ可能性：父親の居場所と性別役割分業」 『人間社会学研究集録』9：23-43.

キーワード：父親、公私領域、ジェンダー

食事作りからみる既婚男性の家事参加

○高山 純子（お茶の水女子大学大学院）

【背景】

近年、男女共同参画の観点から男性の家庭参加が推奨されているが、成人の平日1日あたりの平均家事時間は、女性が4時間25分に対し、男性が50分と、男女の家事時間の差は依然として大きい（NHK,2010,「国民生活時間調査」）。

一方、若い男性を中心に家事に対する関心の高まりの兆しもみられる。2010年、育児を積極的に行う男性を指す「イクメン」という言葉が、ユーキャン新語・流行語大賞のトップ10にランクインし、男性の育児参加に対する認識が急速に広まった。そしてその「イクメン」に類似した言葉として、家事に積極的な男性が「カジダン（家事男）」、「カジメン」等と称する動きがある。また、男性向けの料理雑誌がここ数年のうちに相次いで創刊され一定の人気を誇っていること等もふまえれば、着実に男性の家事、特に料理に対する関心は高まってきているとも考えられる。しかし、それらはこだわりを持ち、手間暇をかけた「非日常的な家事」や「男の料理」として日常的な家事とは一線を画す側面を持つ可能性も否定できない。そこで、実際に男性は家庭でどのような意識を持ち、どのように家事を行っているのかを詳細に明らかにする必要があると言える。

【研究の目的】

これまで男性の家事参加を規定する要因については多くの研究がなされてきたが、家事参加の実態や家事に対する意味づけに焦点を当てたものは少ない。そこで本研究では、夫が日頃どのように食事作りを行っているかについて詳細な聞き取りを行うことで、彼らの家事参加の実態や家事遂行に対する意識を明らかにすることを目的とした。

そして本研究では、従来女性が担ってきた「家事」を男性が担うということに対する意味づけをより鮮明に描き出すため、家事の中でも特にジェンダー化された家事と言われている「食事作り」（DeVault,1994）に焦点を当てた。

【調査手法】

2012年5月から10月にかけて、「週に1回以上、自宅で食事作りを行う30代から40代の既婚男性」11名を対象に半構造化面接調査を実施した。「食事作

り」については「朝食、昼食、夕食のいずれかについて自分が1品以上の調理を担当すること」と定義した。

対象者の職業については、常時雇用されている一般従業者が7名、自営業が2名、公務員が2名（うち1名は非常勤公務員）であった。婚姻期間はもっとも短い人で11か月、最長で24年であった。妻の年齢は30代から40代であった。妻の就労状況については、1名を除き全員が就労していた。子どもを持つ人は11名中8名であった。

【結果】

分析の結果、食事作りの実態には「イベントとしての食事作り」と「生活手段としての食事作り」の2つがあることが明らかになった。前者の場合は、家族から喜ばれることが食事作り参加への動機となっており、家族からの反応がなくなると葛藤が生じていた。一方の「生活手段としての食事作り」には、身近にある材料でうまく調理したり、手早く無駄のない食事作りを心掛けたりする生活をマネジメントする意識が伴っていた。

そして夫は継続的な家事参加によって、家族から認められていることを感じたり、仕事にはないやりがいを見出したりと多様な意味づけを獲得することが明らかになった。

本文末にキーワードを3つ程度（キーワード：夫の家事参加、性別役割分業）

第 2 日目 2014 年 9 月 7 日 (日)

午前の部 1 9:00~10:30

テーマセッション (4) 企画全体提案型

ライフイベントと家族——NFRJ-08Panel による分析

オーガナイザー：西野理子（東洋大学）

【企画趣旨】

本学会の全国家族調査(NFRJ)委員会による全国家族調査パネルスタディ(NFRJ-08Panel)は、2013年に最終調査を終え、データクリーニング作業を経て、5波にわたるデータセットを作成した。2009年実施の第3回全国調査(NFRJ08)の応諾者1,879名を起点とし、有効回収率は8~9割を確保、訪問留置による2度の調査(wave 1とwave 5)の有効回収数は1,594、5波すべてに有効な回答があったのは1,317である。これらの標本には、20歳代後半から70歳代半ばまでの男女が含まれている。本テーマセッションでは、このデータセットを用いた研究成果を報告したい。

パネルデータの活用が見込まれる分析には、個人の発達研究、夫婦や親子など関係性の変化を明らかにする研究など複数ありうるが、まずはライフイベントによる影響をテーマとした報告でセッションを構成する。結婚、出産、就職など、人生上の出来事(ライフイベント)の経験がその人生ならびに家族生活に及ぼす影響は、横断的なデータでは分析が困難で、パネルデータが適している領域の1つとっていいだろう。個々人のイベントの発生前と発生後を捕捉し、分析に必要な文脈の情報を収集することにより、精度のより高い分析が可能になる。

本セッションでは、3つの報告を予定している。1つは、性別役割分業意識の変容とライフイベントとの関連をとりあげた報告である。性別役割分業意識は横断データを用いてその推移が指摘されてきているが、パネルデータを用いてイベントとの関連を検証し、その変容のダイナミックな過程を明らかにする。第2は、介護の経験と就業との関係である。近年、親の介護のために離職や転職、地理的移動などをせざるを得ない状況が報道されている。そこで、全国データを用いて、親の死を代理変数として家族の介護経験を設定し、人々が実践した就労調整に関する分析成果を報告する。第3に、定年退職と夫婦関係の変化との関連を取り上げた報告を行う。

これらの報告を通じて、家族研究にパネルデータを適用することの意義を議論しあう場となることを願っている。

ライフイベントによる性役割態度の変化

○多賀 太（関西大学）

○筒井淳也（立命館大学）

1. 問題の所在

性役割態度の変化の実態やその規定要因の解明は、近年の家族やジェンダー平等に関わる政策立案のための基礎作業として重要な課題の1つである。例えば、政府の第3次男女共同参画基本計画（2009）は、「固定的性別役割分担意識」が男女共同参画社会の形成を阻害する社会制度や慣行の背景にあるとの認識に基づき、そうした意識の解消を最重要課題の1つとして掲げている。

もともと、家族社会学では、そうした政策動向が顕著になる以前から、性役割態度についての研究が数多くなされてきた。例えば最近でも、JGSS のデータを用いたマルチレベル分析から、日本人の性役割態度は年々リベラル化しているものの近年ややその傾向が鈍っていること、40代以降で加齢に伴う保守化が見られること、1945～1960年生まれ世代はその前後世代よりもリベラルな意識を持っていることなどが明らかにされている（佐々木 2012）。また、NFRJ データを用いた研究の中にも、年齢、家族段階、学歴、経済資源、夫婦の就業状態や家計貢献度など、様々な個人の属性と性役割態度との関連を探求したものが多く見られる（福田・西野編 2011）。

しかし、性役割態度に関する従来の実証研究のほとんどは、横断的調査データを用いて行われている。そのため、態度の個人内変化については必ずしも十分に把握されておらず、規定要因分析においても、因果の特定や、とくにライフイベント経験による個人内変化への効果の解明は、いまだ十分とはいえない。

そこで本発表では、パネルデータを用いて性役割態度の個人内変化とそれに対するライフイベントの効果についての分析を行った。リサーチクエスションは次の2つである。1) 時代効果の推定：調査時点によって性役割態度に個人内変化が見られるか。2) ライフイベントによる効果の推定：結婚、親なり（出産）、妻の就業状態の変化といったライフイベントによって、個人内で性役割態度がどう変化するか。

2. データと分析方法

今回使用したデータは、NFRJ-08Panel である。分析に先立ち、応諾と脱落に伴うバイアスに対処するための重みづけを行った（詳細は当日説明）。

被説明変数としての性役割態度については、家族観についての意見のうち「性別分業」（男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである）、「母親役割」（子どもが3歳くらいまでは、母親は仕事を持たずに育児に専念すべきだ）、「男性役割」（家族を（経済的に）養うのは男性の役割だ）の3設問を用いた。

時代効果については「調査時点」を説明変数とし、ライフイベント効果については、「婚姻状態」（有配偶、離別、死別、未婚）、「子どもの有無」、「妻就業状態」を説明変数とした。そして、「婚姻状態変化」と「親なり」の効果をみる〈モデル1〉と、有配偶者限定で「妻就業状態変化」の効果を見る〈モデル2〉を設定し、3つの被説明変数それぞれについて、w1（NFRJ08回答者のうちパネル応諾者）のみを対象とした通常の回帰分析と、w1-w5を対象とした固定効果推定の両方を行った。その際、個体内で変化する要因に起因するバイアスに対応するため年齢階層を統制した。

3. 結果の概要

- ・3つの性役割態度のいずれについても、〈モデル1〉〈モデル2〉の両方で「調査時点」の推移に伴うリベラル化効果が見られた。
- ・「婚姻状態変化」と「親なり」の効果については、回帰モデルでは「性別分業」において「有配偶」に比べて「離別」の方が、「性別分業」と「母親役割」の両方において「子なし」に比べて「子あり」の方が保守的な傾向が見られたが、個人内変化を見る固定効果モデルでは効果が見られなかった。
- ・「妻就業状態変化」の効果については、3つの性役割態度すべてにおいて、回帰モデルでは「妻無職」に比べて「妻正規雇用」の方がリベラルな傾向が見られたが、個人内変化を見る固定効果モデルでは、逆に妻が「正規雇用」から「無職」になった場合にリベラル化効果が見られた。

【文献】

佐々木尚之，2012，「JGSS 累積データ 2000-2010 にみる日本人の性別役割分業意識の趨勢—Age-Period-Cohort Analysis の適用」『日本版総合的社会調査共同研究拠点 研究論文集』12 (JGSS Research Series No.9), 69-80.

福田亘孝・西野理子編，2011，『家族形成と育児』（第3回家族についての全国調査（NRFJ08）第2次報告書 第3巻）.

【謝辞】 NFRJ-08Panel データの使用にあたっては、日本家族社会学会全国家族調査委員会からの許可を得た。

キーワード：性役割態度、個人内変化、ライフイベント

家族介護と就労調整

西野勇人（立命館大学大学院）

1. 問題設定

本報告では NFRJ-08Panel のデータを用い、親の介護と介護のステージが子世代の労働時間に与える影響を検証する。

近年、家族介護者の就労問題が政策課題として認識されてきている。例えば、家族の介護を理由とした退職が増加傾向にあり、2007年には年間14万件の介護離職があったとされる。未婚者や男性の離職も多く、中には親子心中に結びつく事件も起こっている。こうした事態から、家族介護者の生活保障の一つの策として、介護と仕事の両立支援策が求められている。

本報告では、親の介護に伴う就労調整が行われているか、行われているとしたら家族の誰によって行われているのか、介護のステージの中のどこで重点的に行われているか、ということを検証する。それを通して、介護休業などの休業制度がどのような時に、どのような人に求められるのかを明らかにする。

2. 理論仮説

先行研究の分析では、(1)女性や非正規雇用といった、特定の介護提供者の属性、(2)自分の親の介護の場面といった、介護・要介護者の関係、(3)病院に入院中など、介護中の状況などの要素が、介護を行う家族の労働時間に影響を与えることが明らかになってきた (Lilly 2007; 池田 2010; 西本 2012)。

しかしこれまでの研究は、クロスセクションデータによる検証が多く、ライフイベントによって、個人の労働時間がどのように変化するのかについては、あまり詳しく検証ができなかった。本報告では、NFRJ-08Panel のデータを分析することで、先行研究が検証できなかった、介護に関連するライフイベントと個人の労働時間の関係を、より詳しく検証する。

3. データと方法

本報告で使用するデータは、「全国家族調査パネルスタディ(NFRJ-08Panel)」の wave1 から wave5 までの5地点のデータを用いる。親もしくは配偶者の親と同居または近居(15分以内の移動距離に居住する場合)に限定して分析を行い、推定はさらに性別を分けて行った。

回答者の労働時間を被説明変数とし、月あたりの労働時間、労働日数、1日あたりの

労働時間をそれぞれ推定した。年齢や雇用形態などの基礎的な情報、親(もしくは配偶者の親)の健康状態、親(もしくは配偶者の親)の死亡イベント、配偶者の労働時間を説明変数として用いた。

親の死亡イベントについては、親の死亡を翌年に経験するか否かを変数として用い、介護の終末期に特有の影響を検証する。先行研究ではクロスセクションデータを用いて、親が病院に入院している場合に就労時間が少ないことなどが明らかになっている(西本2012)。この結果を通して、介護の終末期の「看取り」の場面の影響が類推されているが、今回のパネル分析により、介護終末期に特有の効果を直接分析することができる。

固定効果モデルと変量効果モデルによる推定を行い、Hausman 検定によりモデルの選択を行った。

4. 結果

結果は以下の点に要約できる。(1)親の死亡直前に労働時間の調整が行われること、(2)その就労調整は主に要介護者の娘によって行われ、子の配偶者によっては行われぬ点、(3)就労調整が主に日数の調整によって行われている点が明らかになった。

【謝辞】

NFRJ-08Panel データの使用にあたっては、日本家族社会学会全国家族調査委員会の許可を得た。

【文献】

池田心豪, 2010, 「介護期の退職と介護休業」 『日本労働研究雑誌』 52(4).

Lilly, M. B., A. Laporte, & P. C. Coyte, 2007, “Labor Market Work and Home Care’s Unpaid Caregivers: A Systematic Review of Labor Force Participation Rates, Predictors of Labor Market Withdrawal, and Hours of Work.,” *Milbank Quarterly*, 85(4): 641-690.

西本真弓, 2012, 「介護のための休業形態の選択について : 介護と就業の両立のために望まれる制度とは?」 『日本労働研究雑誌』 54(6): 71-84.

【キーワード】 高齢者介護、家族介護、就労調整

退職と夫婦関係の変化

○永井暁子（日本女子大学）

本報告では、退職というライフイベントが夫婦にいかなる影響を与えるのかを明らかにすることを目的としている。ロバート・C.アチュリーの『退職の社会学』にみられるように、個人にとって退職は人生の大きな転機であり、それとともに夫婦にとっても大きな転機になるのではないかという疑問に答えるものである。

退職は、中年期と高齢期を分けるイベントの一つである。退職によって生活、役割の見直しが行われたり、夫婦の情緒的な関係に変化がみられることが考えられる。中年期の夫婦関係については長津（2007）が、高齢期の男性の家事増加については岩井（2004）が、松田ら（2000）は中高年期のソーシャル・ネットワーク夫妻のずれについて焦点を当てている。しかし、日本の夫婦研究においてライフステージの移行に係るライフイベントの影響について、十分な議論が行われているとは言えないだろう。特にパネルデータを用いた研究はまだ非常に少ない。パネルデータを用いた研究の一つには、竹内（2012）が退職による家事の変化について分析している。

本報告では、NFRJ-08Panel データを用いて、夫婦の会話時間、家事分担、夫婦関係満足度に対する退職の効果を分析する。

使用データ：全国家族調査パネルスタディ（NFRJ-08Panel）データ

分析対象：w1-w5 有配偶継続、w1 時点で夫か妻が 58 歳以上、w1 時点で夫か妻が就労

主な変数

退職：W2-W5 の間で定年退職を経験した時点から 1、経験していなければ 0

（本報告では、回答者が定年したとの回答を持って、「退職」とする。必ずしも無職になることを意味しない。この調査期間に「退職」を経験する夫は約 4 分の 1、妻は約 1 割である。）

会話時間：選択肢の中央値で実数化、平日会話時間と休日会話時間を用い、平日×5 + 休日×2 を週あたり会話時間として計算

家事遂行：夫の家事遂行、妻の家事遂行をそれぞれ 1 か月あたりの日数に調整

夫婦関係満足度：

分析

分析方法：マルチレベル分析

被説明変数：平日会話時間、休日会話時間、週あたり会話時間、家事遂行、夫婦関係

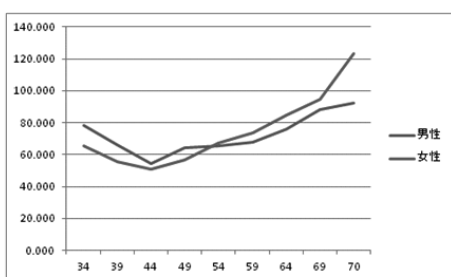
満足度

説明変数：退職、年齢、結婚年数、収入、労働時間、会話時間、家事遂行

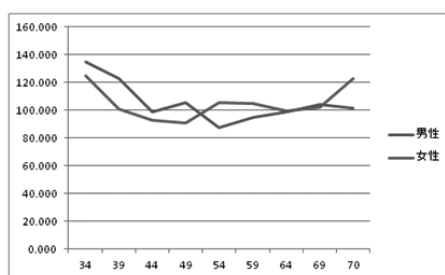
夫の退職は平日の会話時間を長くすることがわかった。平日の労働時間が短くなったことが最も大きな原因であろうが、家事遂行には影響を与えていなかった。学会当日は、会話時間や家事遂行が夫婦関係満足度にどのように影響しているのかを含め、さらに分析を進め精緻化させる。

参考：w1 時点の年齢別会話時間

夫婦の平日会話時間(w1)



夫婦の休日会話時間(w1)



参考文献

- 岩井紀子（2004）「高齢期の夫婦における夫の家事参加」渡辺秀樹・稲葉昭英・嶋崎尚子『現代家族の構造と変容』293-309.
- 片桐恵子・菅原育子（2007）「定年退職者の社会参加活動と夫婦関係--夫の社会参加活動が妻の主観的幸福感に与える効果」『老年社会科学』29(3), 392-402.
- 松田智子・玉里恵美子・杉井潤子（2000）「中高年期の夫婦関係とソーシャル・ネットワーク--夫と妻のズレを中心に」『生活協同組合研究』(289), 27-35.
- 長津美代子（2007）『中年期における夫婦関係の研究』日本評論社.
- 竹内麻貴（2012）「定年退職が家事分担に与える影響」第5回 NFRJ-08Panel 研究会発表資料.

本文末にキーワードを3つ程度（キーワード：夫婦関係、退職、パネルデータ）

第 2 日目 2014 年 9 月 7 日 (日)

午前の部 2 10:45~12:45

自由報告 (4)

若者の恋愛行動と「対人関係能力」 -未婚男女に対するインタビュー調査を通して-

大森 美佐（お茶の水女子大学大学院）

【研究の背景と目的】

国立社会保障・人口問題研究所による「第14回出生動向基本調査・独身者調査」（2010）において、18歳から34歳の未婚者の約半数（男性61.4%、女性49.5%）が交際相手を持たず、またその割合は年々増加傾向にあることが明らかになった。また、同調査では、独身にとどまっている理由の一つとして「異性とうまくつきあえない」を挙げるものが増加したことが報告されている。2013年に発表された厚生労働白書では、近年の「若者の結婚離れ」という現象について、「未婚率の上昇や、異性とうまく付き合えず結婚に至らないといった若者の増加は、結婚規範の薄まりや恋愛結婚の増加といった、いわば『結婚自由化』状況の行き詰まりとも言える。こうした状況の背景には、若者の対人関係能力の低下だけでなく、自力で結婚相手を探さなければならなくなっている、すなわち対人関係能力の必要性が増しているという側面があるかもしれない」（厚生労働省 2013）と結論づけている。このような現代の「若者」の対人関係能力を問題とするまなざしは、地方自治体による「出会い」の場の提供やコミュニケーション能力を高めるためのセミナー開講、あるいは政府による「少子化危機突破タスクフォース」などの形で政策展開されている。

このように、若者の「対人関係能力」を問題視する傾向は、高度経済成長期以降の若者論において継続して言われてきたことである（辻 1996）。「基本的な人間関係ができていない」「内向的で、友達もいない」「ネットやケータイのなかだけで、リアルな世界ではコミュニケーションができない」など、現代の若者を揶揄する言説は数多く存在する（田中 2010）。そしてこれらの認識を支える論拠としてしばしば挙げられるのは、インターネットや携帯電話など、人と人とのコミュニケーションを規定するツールの急速な普及であった。冒頭で紹介した『厚生労働白書』のなかで「若者の対人能力の低下」が未婚化・晩婚化の要因の一つとして議論されているのも、上記のような若者をめぐる言説の流れのなかにあるといえるだろう。

そこで本報告では、若者たちの恋愛行動と「対人関係能力」に焦点を当てる。若者たちは彼らの恋愛行動において「対人関係能力」をどのように価値付け、内面化しているのか、そして、それらに男女差はあるのかを明らかにすることを目的とする。

【調査対象と調査方法】

本報告では、現在20代半ば～30代前半の未婚の男女を対象とする。調査方法は半構

造化面接法によるインタビューを採用し、できるだけ調査対象者に自由に語ってもらえるようにする。インタビュー調査の時間は1～3時間である。尚、インタビュー内容は対象者の了解を得て、ICレコーダーで録音し、後日。対象者のサンプリングは、スノーボールサンプリング法で紹介してもらい、今のところ4名に実施している。本研究が使用するデータは、2012年3月～11月に実施したインタビュー調査で得たデータと2014年7月～8月に実施予定のインタビュー調査で得るデータである。

【分析】

本報告では、20代半ばから30代前半までの未婚の男女の「対人関係能力」と異性とのコミュニケーションに対する意識に注目し、彼らがどのように「恋愛関係」を構築するのかを帰納的に捉えたい。また、男女による「恋愛」コミュニケーションの差異を明らかにすることによって、「恋愛」とジェンダー構造の関係を考察したい。

【参考文献】

- 厚生労働省、2013、『平成25年版厚生労働白書—若者たちの意識を探る』2013年12月19日閲覧。<<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/13/>>
- 国立社会保障・人口問題研究所、2011、「第14回出生動向基本調査・独身者調査」
- 田中慶子、2010、「未婚者のサポート・ネットワークと自立」岩上真珠編『<若者・と親>の社会学 未婚期の自立を考える』青弓社。
- 辻大介、1996、「若者におけるコミュニケーション様式変化—若者語のポストモダニティー」『東京大学社会情報研究所紀要』51:42-61

(キーワード：恋愛行動、対人関係能力、ジェンダー)

女性の結婚への移行における年齢と規定要因の再検証 ——夫婦の【出会い方】に注目して——

茂木暁（東京大学）

問題設定

本報告は、女性の結婚への移行について、夫婦の出会い方の違い（以下、【出会い方】）に注目することによって、結婚への移行について、どの年齢で結婚への移行が起りやすいかという側面（以下、「年齢」と）、どのような要因が移行を促進／阻害するかという側面（「規定要因」）を再検証する。結婚への移行に関するほとんどの先行研究では、移行元として未婚という状態から、移行先として既婚という状態への単一の移行を分析対象とする移行像（単一移行）を想定する。そして典型的には、この想定を、結婚のハザード率を従属変数として、「年齢」や「規定要因」を独立変数とする回帰モデルの分析枠組みに適用することで検証を行ってきた。

単一移行の想定は、直感的な理解のしやすさという利点をたしかにもつ。ただ、結婚への移行の実態を検証する上では、単純化されすぎている可能性がある。このことに関して本報告では、夫婦の【出会い方】の違いに対応して、「年齢」と「規定要因」が異なる可能性に注目する。関連する少数の分析例として、『出生動向基本調査』の公表結果は、【出会い方】ごとに、夫婦が出会った平均年齢や平均結婚年齢に違いがあるという集計結果を、また（結婚への移行を直接分析対象としてはいないものの）岩澤・三田（2005）の分析は、【出会い方】の違いによって「規定要因」の違いがある可能性を示唆する知見を提示している。

これら分析結果は、重要な示唆をもつ知見を提示しているが、同時に結婚への移行を直接の分析対象としてはいないという点で課題を残す。そこで本報告では、上述の可能性について、結婚への移行を直接の分析対象とした上で分析するために、単一移行として想定されてきた結婚への移行を拡張させて、【出会い方】別の移行を想定する。具体的には、移行元の状態として、未婚という1つのカテゴリーのみを定義し、移行先の状態は【出会い方】別に5つのカテゴリー（【仕事・職場】、【友人紹介】、【学校】、【インターネット・携帯】、そして【その他】）を定義する。さらに、結婚への移行が発生した場合に、5つの【出会い方】のうちのどれか一つに必ず定まっているという設定を追加することによって、5つの出会い方別の結婚は、競合リスク事象として捉えられる。従って、それぞれの結婚への移行ハザード率を、「年齢」と、初職属性や学歴などの「規定要因」によって説明する回帰モデルによる推定を行うことが可能となる。このような想

定の方法は、死亡という事象を、死因別に区別して、それぞれの死因別の死亡確率あるいはハザードに対する属性の影響を検証するアプローチを、【出会い方】別の結婚移行の分析に応用したものとして位置付けられる。

データ・方法

利用データは、東京大学社会科学研究所が実施した『働き方とライフスタイルの変化に関する全国調査』（以下では、英語名の the Japanese Life Course Panel Survey の略称である JLPS で統一）の「若年調査」（調査対象者が 2007 年調査時点で 20-34 歳に該当）、および「壮年調査」（同じく 35-40 歳に該当）である。分析対象とするのは女性サンプルのみとする。JLPS はパネルデータとして 2007 年に第 1 回調査が実施され、以降毎年 1 回の頻度で調査を実施している。現時点の分析で利用するのは、2007 年から 2012 年実施分までの 6 年分の調査データである。このうち 2007 年の第 1 回調査時点で既に初婚を経験しているサンプルについては、当該初婚の回顧情報を利用し、2008 年の第 2 回調査から 2012 年の第 6 回調査までの間に初婚を経験したサンプルについては、初婚経験が観測された時点での情報を利用する。また、【出会い方】別の結婚移行を競合リスク事象として捉える分析として、離散時間を仮定した競合リスクハザードモデルを利用する。

分析結果

現時点で得られた分析結果として、第一に、「年齢」について、【学校】は、移行が起こりやすい年齢区間が、他の【出会い方】と比べて狭くなること、【インターネット・携帯】は、移行が起こりやすい年齢が、他の【出会い方】と比べて高くなるという知見を得た。

第二に、「規定要因」については、初職属性である雇用形態・企業規模・労働時間の 3 種類が【仕事・職場】という【出会い方】での結婚への移行に対してのみ影響するという結果を得た。また、学歴（の高さ）については、【仕事・職場】や【友人紹介】での結婚を抑制するという結果を得たが、【学校】という【出会い方】についてのみ結婚を促進することが明らかになった。

以上の結果は、【出会い方】によって、「年齢」と「規定要因」が異なる可能性を支持する結果と言える。

【謝辞】

JLPS の使用にあたっては、東大社会科学研究所パネル調査企画委員会の許可を受けた。

キーワード: 結婚への移行, 女性の結婚, 夫婦の出会い方

大正期『讀賣新聞』「身の上相談」における配偶者選択主体言説の分析

桑原 桃音（龍谷大学）

1. はじめに

本報告の目的は、大正期の『讀賣新聞』「身の上相談」を分析することによって、配偶者の選択主体をめぐって、どのような社会関係が主題化されていたのか、そのなかで伝統性と近代性がどのように配置されていたのかを検討することである。1990年代半ばから、歴史社会学的研究により、明治から戦前までの家族のあり方とその心性は伝統性と近代性が構造的連関をなして形成されていたことが指摘されてきた（牟田 1996 など）。この指摘を発展させた「友愛結婚」の研究は、親がお膳立てしながらも結婚当事者間の情緒的絆を保障する配偶者選択のあり方が、新中間層に定着していったと指摘している（ノッター 2007 など）。親から子への配慮と結婚する当事者関係への配慮を持った配偶者選択主体が理想とされていたといえる。

では、子への配慮を持った親だけが配偶者選択主体として理想とされていたのだろうか。大正期には親の慈愛に対して子が「恩」を返すという「相互制約的な関係」（姫岡 [1952] 1983: 120）が生じていたことが、また、このような親子関係は血縁親以外の保護者とも結ばれていたことが指摘されている。本報告では、疑似も含めた親と結婚当事者との保護と恭順の関係にも着目し、「身の上相談」で提示されていた配偶者選択主体のあり方を検討する。

2. 資料と方法

資料は『讀賣新聞』「身の上相談」の連載開始から関東大震災で休載するまでの記事（1914年5月2日～1923年8月30日、読売新聞記事探索データベース「ヨミダス歴史館」）を用いる。

分析は記事から配偶者の選択主体に関する相談記事（相談記事全体 2898 件のうち 754 件）を抽出して行った。分析においては、投稿記事と回答記事が相互に作用しながら、価値観、理想、規範、「現実」を構築してきたとみなして、両記事を同じ水準で扱っている。

3. 分析

分析の結果、第一に、「身の上相談」では、投稿と回答の相互のやり取りを通して、結婚当事者関係と親子関係のどちらにも配慮して配偶者選択する主体が正

統だと位置づけられていた。第二に、この主体のあり方の正統性を根拠づけるために、「恩」「義理」「孝」などの儒教的規範や、西欧近代的家族観や「愛」が折り合わされ、関連し合いながら語られていた。第三に、結婚当事者が恭順と配慮の対象と位置づけていた保護者には、血縁親以外に、養育親、親族、兄、姉、雇用主、学資支援者などの恩人たちも含まれていたことが明らかになった。

「身の上相談」では、保護者への孝行と結婚当事者同士の愛、どちらも叶えることができる配偶者選択のあり方が理想として提示されていたのである。

4. 考察

大正期の『讀賣新聞』「身の上相談」の言説にみられた配偶者選択主体は、結婚当事者関係と疑似も含めた親子関係のどちらも配慮し、家族関係のためによりよい選択をしなければならない主体である。このような「家族関係の主体」は、近代家族的情愛と儒教的親子関係の相互連関、伝統性と近代性の共存を基盤に構築されていたといえ、フーコー（1984=1987）のいう、よりよく生きるために自己が自己に配慮しなければならない西洋近代的主体と異なる。日本的な主体である「家族関係の主体」のイデオロギー性を歴史社会的に分析していくことで、配偶者選択においてどのような困難が付随しているのか、現代に通じる配偶者選択主体のあり方なのか、この主体は配偶者選択以外でも求められているのかを議論していくことが可能になるのではないだろうか。

【参考文献】

ノッター、デビッド、2007、『純潔の近代——近代家族と親密性の比較社会学』慶應義塾大学出版会。

姫岡勤、[1952] 1983、「封建道徳に表れたわが国近世の親子関係」『家族社会学論集』ミネルヴァ書房：94-121。

Foucault, Michel, 1984, *Le souci de soi: Volume 1 de Histoire de La Sexualité*, Gallimard. (=1987, 田村俣訳、『性の歴史Ⅲ——自己への配慮』新潮社.)

牟田和恵、1996、『戦略としての家族——近代日本の国民国家の形成と女性』新曜社。

キーワード：配偶者選択、主体、社会関係

定位家族構造と成人期の離婚行動

○齊藤知洋（東北大学・院）、余田翔平（日本学術振興会）

1. 問題の所在と目的

本報告の目的は、定位家族構造が成人期の離婚行動に及ぼす影響について、二人親世帯／母子世帯出身者の比較を通じて明らかにすることである。

子ども期に過ごす家族構造が、進学や就職、そして結婚などのライフイベントに及ぼす影響は、家族研究者にとって大きな関心事のひとつである。欧米諸国の家族研究は、1960年代以降の離婚率の上昇を背景に、ひとり親世帯出身者の地位達成・結婚・同棲・離婚などのライフコースの諸側面について検討がなされてきた。これらの既存研究の中で、定位家族構造と婚姻歴との関連が指摘されている。具体的には、ひとり親世帯で育った人々は、10代での結婚・出産リスクが高く、夫婦関係の不安定から離婚に直面するリスクが高い(McLanahan and Bumpass 1988)。

日本においても、ひとり親世帯で育った人々のライフコースへの関心が近年高まっている。たとえば、ひとり親世帯出身者は、二人親世帯と比較して教育達成・初職達成水準が低いとする知見が報告されている(稲葉 2011)。これらの知見は欧米の既存研究と整合的であるけれども、ひとり親世帯出身者の婚姻行動については十分に検討されてこなかった。日本の家族研究においても、結婚タイミングに対する定位家族構造の効果を検討した実証分析が少なからず見受けられる(加藤 1998)。ただし、日本の社会調査データを用いて定位家族構造と婚姻行動との関連を検討したものは依然として極めて少ない。1970年代初頭以降の離婚率の上昇に伴い、日本においても婚姻行動に対する定位家族の効果は顕在化しているのだろうか。

本報告では、とりわけ親の不在・離婚が子どもの離婚リスクを高める社会的メカニズムが成立するかについて記述的分析を通して考察を加えていきたい。

2. 使用データ・分析対象

本報告では、「日本版総合的社会調査 (JGSS)」の2000年から2002年までの累積データを使用する。本データは、調査時点の婚姻上の地位に加え、初婚年齢や離婚経験・時期の有無など回答者の婚姻歴に関する情報が豊富に含まれている。

定位家族構造は、15歳時の父親および母親の従業上の地位に関する質問項目をもとに操作化した。当時、父母がともに存在していた者を「二人親世帯」出身者、「父親はいなかった」と回答した者を「母子世帯」出身者と峻別した。なお、父子世帯出身者や父親と母親がともに不在であった者は分析から除外した。

分析対象は 1940 年から 1999 年の間に初婚を経験した 6,780 ケースである。その中で、1 回目の離婚イベントの生起(n of events=419)のみを分析対象とする。

3. 基礎分析

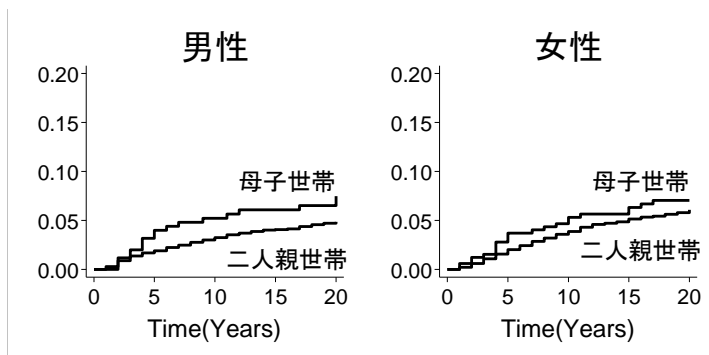


図 1 定位家族構造別にみた離婚の累積経験確率

図 1 は、カプラン・マイヤー法を用いて離婚の累積経験確率を定位家族構造・男女別に推定したものである。

男女ともに、母子世帯群は二人親世帯群と比較して、離婚の累積経験確率が高い傾向があるけれど

も、全体的に離婚率の絶対的水準は低い。この基礎分析の結果からは、親の不在・離婚を経験した人々の間で、とりわけ離婚リスクが高い傾向は日本では看取されない。しかし、近年ほど母子世帯の主な形成要因が死別から離別にシフトしているため、若い初婚コーホートほど定位家族構造の効果が出現する可能性がある。大会当日は、初婚コーホートに加え、他の共変量を考慮した多変量解析の結果を含めて報告する。

【文献】

稲葉昭英, 2011, 「ひとり親家庭における子どもの教育達成」, 佐藤嘉倫・尾嶋史章編『現代の階層社会 現代の階層社会 1 格差と多様性』東京大学出版会, 239-252.

加藤彰彦, 1998, 「夫婦形成タイミングに対する定位家族構造の効果とそのコーホート間変動—NSFH データに見る米国家族変動の一側面」『家族社会学研究』10(2): 111-127.

McLanahan, Sara and Larry Bumpass, 1988, “Intergenerational Consequences of Family Disruption,” *American Journal of Sociology*, 94(1): 130-152.

【謝辞】

日本版 General Social Surveys (JGSS) は、大阪商業大学比較地域研究所が、文部科学省から学術フロンティア推進拠点としての指定を受けて(1999-2003 年度)、東京大学社会科学研究所と共同で実施している研究プロジェクトである(研究代表: 谷岡一郎・仁田道夫、代表幹事: 佐藤博樹・岩井紀子、事務局長: 大澤美苗)。東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センターがデータの作成と配布を行っている。

キーワード: 定位家族構造、母子世帯、離婚

ダイアド集積型家族調査からみた中期親子関係の変化 —2000年・2013年茨木市調査の比較分析—

保田時男（関西大学）

1. 中期親子関係研究の意味

中期親子関係への注目は、1990年代後半～2000年代前半にかけてパラサイトシングル論や脱青年期論によって盛り上がりを見せた。その後の各種の調査研究で、単純にパラサイトと呼ぶことのできない実態が明らかにされ、この種の議論は現在落ち着いているように思われる。

しかし、この時期の研究によって、これまであまり注目されてこなかった中期親子の関係について、パラサイト的な成人子の存在から、現役でも子世代からの支援を必要とする親、互いに依存することで生活を維持している親子など、多様な問題のバリエーションがあることが明らかになった。中期の親子は、親子のそれぞれが自律的な生活を送ることが基本的に可能な時期であることを、概念的な前提としている。しかし、近年の中期親子関係の研究は、その基本的な期待が達成されていないケースが一般的な予想よりも多く存在し、彼らが社会的に取り残されている問題を明らかにしたわけである。

2. 本報告の目的

本報告では、報告者が2000年と2013年に中期親子の親世代を対象としておこなった地域調査（大阪府茨木市）のデータを分析し、この間に中期親子関係のありようがどのように変化したのか、基本的な変化を計量的に明らかにする。上記のような視点から、とくに援助交換関係の分析に重点を置く。低成長の時代が続く中で、中期親子の中に存在した問題は深刻化しているのだろうか、それとも適応が進み問題は解消に向かっているのだろうか。

この2回の調査の特徴は、親世代の回答者（53～62歳）がもつそれぞれの子どもの関係を平行して尋ねていることである。1人の回答者から複数の親子ダイアドの情報を収集していることになる。

このようなダイアド集積型家族調査を用いることは、単にデータに含まれる親子ダイアドのケース数を増やすだけでなく、観察された親子関係の特徴が、まさにその子どもとの関係に見られる特徴なのか、それともその親と関係するすべての子どもとの関係に共通の特徴なのか、あるいはむしろ別の子どもとの存在に規定されている特徴なのか、といったことを峻別できることにある。

本報告では、このようなダイアド集積型家族調査の利点を活かして、2000年～2013年の間に起こった変化を多面的に分析する。

3. 調査の概要

分析に用いるのは、「中期親子の援助交換関係についての調査（第1回・第2回）」である。親子関係の調査項目は、伝統的な V. Bengtson の世代間連帯理論（intergenerational solidarity theory）に基づいて、世代間関係の6つの次元を簡潔な指標で捉えている。調査の基本情報は下のとおりであり、同地域における同様の抽出方法で、ほぼ同じ設計の調査票を用いたので、直接的な比較が可能なデータである。

第1回調査 調査時期：2000年11月 調査対象：2000年10月31日時点に 茨木市在住で53～62歳の男女600名 抽出方法：層化二段無作為抽出 調査方法：訪問留置（一部は郵送） 有効回収数：437（72.8%）	第2回調査 調査時期：2013年1～3月 調査対象：2012年12月31日時点に 茨木市在住で53～62歳の男女600名 抽出方法：層化二段無作為抽出 調査方法：郵送 有効回収数：416（69.3%）
---	---

4. 2000年と2013年間の基本的な変化

表1は、2回の調査の間のもっとも基本的な変化をまとめている。平均値は全体的に安定しているが、一部の援助行動に減少傾向が見られる。また、接触頻度も減少し、疎遠な親子関係が増えていることがわかる。これによる関係満足度の低下は特段に観察されず、全体的には自律的な関係を築く親子が増えたとみなせる。

表1 関係性の調査項目の基本的変化（平均値、ICC）

項目	range	平均値		ICC		
		2000年	2013年	2000年	2013年	
親からの金銭的援助（千円/月）	0-500	8.9	5.4	.12	.21	
親への金銭的援助（千円/月）	0-300	9.8	5.2	.38	.28	
親からの臨時経済的援助	1-5	1.5	1.4	.50	.46	
親への臨時経済的援助	1-5	1.3	1.1	.35	.18	
同居	0-1	.53	.41	.20	.29	
別居 子の のみ	会合の頻度	1-7	4.9	4.6	.25	.29
	電話の頻度	1-7	5.7	5.1	.40	.49
	親からの家事手伝い	1-4	1.3	1.3	.13	.16
	親の家への家事手伝い	1-4	1.5	1.3	.30	.32
同居 子の のみ	子の家事分担（掃除・洗濯）	1-4	2.2	2.0	.14	.49
	子の家事分担（料理・買い物）	1-4	2.2	2.0	.19	.42
	子の家事分担（車の運転）	1-4	2.5	2.1	.28	.21
	子の家事分担（重労働）	1-4	1.9	1.7	.40	.63
子の家事分担への期待	1-4	2.7	2.9	.50	.32	
親からの情緒的援助（相談）	1-5	2.1	2.1	.43	.47	
親への情緒的援助（相談）	1-5	1.7	1.6	.58	.57	
価値観の一致	1-4	2.6	2.6	.34	.32	
関係の満足度	1-4	3.2	3.1	.44	.51	

を示す。全体的に高い数値が散見され、ダイアド集積型家族調査で中期親子を調査することの意味が大きいことを示す。また、一部に比較的大きい変動が見られるので、全ての子とも同様の関係を結ぶ傾向の強弱に変化があったことを意味する。当日は、詳細な分析結果を報告する。

本調査研究は以下の科学研究費補助金の助成を受けて行なった。「ダイアド集積型の家族調査データによる成人親子関係の研究」、平成22～24年度、若手研究（B）、課題番号22730422。「交換理論アプローチによる現代日本の家族調査」、平成11～13年度、特別研究員奨励費、課題番号99J02391。

キーワード：中期親子関係、ダイアド集積型家族調査、世代間の援助交換

娘／息子介護者による介護経験の意味づけ

○松井 由香（お茶の水女子大学大学院）

1. 目的

本報告は、近年増加傾向にある娘／息子の立場で親の介護を担う家族介護者を対象に、それぞれの立場性の違いによる家族介護の現状を把握するとともに、介護に対する意味づけの分析を通して介護をめぐる社会規範の今日的なありようを考察することを研究の目的とする。具体的には、家族という私的な場において、「介護する一される」という関係性が、両者の性別や世代、続柄などの諸属性にどのような影響を受けて成立・維持されているのかを分析することを通して、家族介護のジェンダー構造を解明することである。

2. 背景

①家族介護の諸相：家族介護と介護保険制度

「介護の社会化」をうたった介護保険制度がスタートして 14 年が過ぎ、その間に公的サービスの供給量は増え、家族介護者の負担は、幾分かは軽減された。しかし、その一方で、長年介護を抱え込まざるを得なかった介護者による虐待や心中など、悲惨な事件が後を絶たないのも事実である。

現行の介護保険制度は、在宅で介護をしている家族の負担を軽減し、「介護地獄」とまでいわれるような苦境からの救出をはかることが、政策上の狙いの一つであった（袖井 2008）。確かに制度導入により公的サービスの供給量は増え、家族介護者の負担が幾分かは軽減された。しかし、急速に進む人口の高齢化・少子化や長引く経済不況等とともに財政難から、ケアコスト全般を抑制する傾向（河野 2009）にあり、「『介護の社会化』の理念はすでに形骸化し、高齢者介護における家族責任が以前にも増して厳しく問われている」と指摘されている（藤崎 2009）。また、とくに低所得者の場合には依然として家族が介護負担の大部分を担っており、今なお根強い「家族主義」とジェンダー不平等が温存されているとの批判もある（落合 2010）。

②家族介護の諸相：担い手の変化

介護保険制度の施行以降、家族介護をめぐる諸相は大きな変化を遂げた。とくに、少子化や家族形態の変化、さらには家族介護をめぐる規範の相対化（春日井 2004）などともなうて、その担い手も大きく変容した。最新の調査によると、要介護高齢者と同居している主たる介護者に占める娘／息子の割合は「配偶者」（25.0%）に次いで多く（17.9%）、「子の配偶者」に代わって年々増加傾向にある（「国民生活基礎調査」

厚生労働省、2010年）。

しかし、これまでの「介護／ケア」にかんする研究は、そもそも介護をジェンダー化された行為として捉えられてきたために、実際の家族介護の担い手の多様性に注目した研究の蓄積は十分とはいえない。たとえば、女性介護者に注目した研究は、1980年代以降現在に至るまで家族社会学をはじめ心理学や社会福祉学など多様な研究領域で蓄積されているが、その多くは「嫁介護者」を前提としている。ひとくちに「家族介護者」といっても、介護対象者との続柄やその他の諸属性によって多様性があり、そのような立場性の異同に注目した研究は、介護の担い手が「嫁」から「息子」や「娘」に移行している現状に鑑みても重要な視点だといえる。

3. 方法

筆者は、2010年8月から2013年7月にかけて、家族介護者が集うセルフヘルプ・グループ（6グループ）において参与観察を実施し、そこで面識を得た娘／息子介護者計18名を対象に半構造化調査票を用いたインタビュー調査を実施した。今回の報告では、上記に加えて現在進行中のインタビュー調査のデータも分析の対象とする。

おもな調査内容は、介護を引き受けるに至った経緯、介護の現況、就業状況、介護経験の意味づけなどである。

【おもな参考文献】

- 藤崎宏子，2009「介護保険制度と介護の『社会化』『再家族化』」『福祉社会学研究』，福祉社会学会（6），41-57
- 春日井典子，2004『介護ライフスタイルの社会学』世界思想社
- 春日キスヨ，1997『介護とジェンダー』家族社
- 河野真，2009「高齢者ケアミックスの変容過程－介護保険導入以降の制度改革の分析を中心に－」『社会政策』，社会政策学会編，第2巻第1号
- 落合恵美子，2010「日本におけるケア・ダイヤモンドの再編成：介護保険は「家族主義」を変えたか」『海外社会保障研究』，国立社会保障・人口問題研究所，No.170，4-19
- 笹谷春美，1999「家族ケアリングをめぐるジェンダー関係～夫婦間ケアリングを中心として」鎌田とし子ほか編，『講座社会学14 ジェンダー』東京大学出版会，213-248
- 袖井孝子，2008「家族介護は軽減されたか」上野千鶴子ほか編，『ケア その思想と実践4 家族のケア 家族へのケア』岩波書店，135-153

（キーワード：家族介護、介護とジェンダー、親子関係）

中国の高齢化と地域福祉サービスの展開 北京市における質的調査を事例に

郭 莉莉（北海道大学大学院）

1. 問題意識

中国は 2000 年ごろに高齢化社会に突入した。「421 家族」に象徴されるように、伝統的な家族による「老親扶養」機能が低下してきている。急速な高齢化にどのように対処していくかが中国にとって大きな課題となっている。

1978 年より開始された「改革開放政策」の実施により、国有企業が個人の生活を全面的に保障した「単位」制が崩壊した。それに伴い、従来単位が行っていた人の管理や福祉の供給を担う新たな組織として、地域社会をベースとする「社区」が登場した。1980 年代半ばから、政府は「社会福祉の社会化」という概念を提唱しはじめ、社会福祉の責任を政府に限定せず、政府以外の社会主体の福祉への参加を呼びかけている。高齢者福祉の社会化を実現する手段の一つとして、政府は「社区服務」（コミュニティ・サービス）の整備を進めてきている。

2. 研究目的

本報告では、社区で実施されている高齢者福祉サービスに焦点をあてる。北京市中心部にある社区 A と郊外にある社区 B でのインタビュー調査をもとに、社区高齢者福祉サービスの現状と課題を明らかにし、今後の展望について考察する。

3. 調査結果

3-1. 北京市中心部にある社区 A

社区 A に公務員と国営企業勤務者が多く居住しており、流動人口が少ない。社区 A で居民委員会の副主任と委員 1 名、社区の高齢者 3 名にインタビューした。

社区内に、日間ケア託老室兼社区活動室、運動広場、社区食堂などの施設が設置されている。社区 A は 2009 年から「在宅養老（障がい者支援）サービス」を始めた。80 歳以上の高齢者と 60 歳～79 歳の重度障がい者は、社区から交付された「在宅養老サービス券」（毎月 100 元）で社区と連携する事業者から各種サービスを受けられる。また、社区は「老年乗車優遇カード」の発行や、高齢者向けパソコン教室の開催、高齢者を訪問するボランティア活動なども行っている。

社区 A の高齢者福祉サービスは次の 2 つの課題に直面している。第一に、社区福祉サービスの提供・調整を担う居民委員会は、仕事の忙しさと給料の低さにより、人材確保の難しさという問題を抱えている。第二に、社区福祉サービスの

重点の一つとして推進されている「在宅養老サービス」は、補助範囲が狭く、特定の高齢者しか利用できない。また、補助金額は充分とはいえない。

3-2. 北京市郊外にある社区 B

社区 B は 2008 年設立の新興社区で、他の区・地域から移り住んできた住民が多い。社区 B で居民委員会の委員 2 名と社区の高齢者 3 名にインタビューした。

社区内に、運動場所、図書室、住民活動室などの施設が設置されている。社区 B も 80 歳以上の高齢者と 60 歳～79 歳の重度障がい者に毎月 100 元の「在宅養老サービス券」を交付している。また、90 歳以上の高齢者手当て（毎月 100 元）の給付や、「空の巣家庭」の緊急通報ボタンの設置、高齢者向けの各種教室の開催などのサービスも提供している。

社区 B の高齢者福祉サービスは次の 3 つの課題に直面している。第一に、社区 B は郊外にあるため、周辺に「在宅養老サービス券」を利用できる店舗がなく、高齢者は券を使えない状態にある。第二に、政府からの補助金が足りず、高齢者事業が十分に展開できない。第三に、住民活動室の遊休化が起きている。

4. 考察

北京市の場合、政府の推進による「在宅養老サービス券」や「高齢者食堂」などの社区高齢者福祉事業は、まだ実験的な取り組みであり、一定のレベルにとどまっている。たとえば、関（2011）が指摘するように、北京市の「在宅養老サービス」は「符号政策（Symbolic Policy）」としての性格を有している（政策の有効性よりも、政府が高齢者事業に高い関心を払っている証拠としての意味合いが強い）（関，2011：111）。社区内施設の遊休化の解消、居民委員会の人材の確保、財政補助を行う際の社区間格差への配慮などが、今後社区高齢者福祉サービスを推進する上で重要なポイントになるだろう。

また、社区高齢者福祉サービスの供給主体は政府であり（市場も参入しているが、営利活動が多い）、住民の自主的参加が少ない。財源やマンパワーの制限により、政府直営の社区サービスに限界があるため、今後、社区福祉サービスの担い手の多様化も求められる。

【主要参考文献】

王文亮，2010，『現代中国社会保障事典』，集広舎。

関博，2011，「居家養老政策的福利定位思考—以居家養老（助残）券政策為例」，『北方民族大学学報（哲学社会科学版）』，2011年第6期：108-112。

（キーワード：都市、高齢者福祉、社区）

第2日目 2014年9月7日(日)

午前の部2 10:45~12:45

テーマセッション (5) 企画全体提案型

親子関係と子育てをめぐる新たな秩序と実践——「血縁」に着目して

オーガナイザー：野辺陽子（東京大学）

【企画趣旨】

本企画の目的は、現代の家族変動の中でも特に親子関係および子育ての変動を「血縁」に着目して明らかにすることにある。

最近、近代家族による親子関係・子育てを相対化し、「新しい」親子関係・子育てのあり方を模索する中で「家族をこえる子育て」「血縁をこえて」というフレーズがよく聞かれる。しかし、「新しい」親子関係・子育ての提言という実践的作業を行うと同時に、現在起こっている変化を的確にとらえるための理論的作業もまた必要であろう。

「新しい」親子関係・子育てを論じる議論の中でも「血縁」を捨象する議論では、①「血縁」によらないケアや親密性を構想あるいは可視化する目的があるため、②実際に子どもと養育者との間に「血縁」関係がなければ、「血縁」によらないケアや親密性が供給されているとみなす、という傾向があるように思われる。しかし、(特に依存的な)子どもに「血縁」によらないケアや親密性が供給されたとして、その時に、「血縁」はどのように扱われるのだろうか。様々な経験的研究の知見を踏まえると、現在、求められている課題は、「血縁」によらないケアや親密性へ一足飛びに関心を移すのではなく、「血縁」を基礎とした法制度や人びとの意識と、「血縁」によらないケアや親密性が相互にどのように影響を与え合っているのかを精緻に分析することではないだろうか。

現在においては、「生まれ」と「育ち」に関して、どのような分割線が引かれつつあるのか、また「生みの親・ドナー」と「育ての親」との間にはどのような関係が期待されているのか、親の「複数化」あるいは「分節化」はいかなる形で進行するのか。また、そこにはどのような文脈があり、どのような知が動員され、どのようなステークホルダーが関わっており、さらには当事者や社会への効果はいかなるものなのか。本企画では4人の報告者がそれぞれのフィールドから見出した親子関係・子育てをめぐる新たな秩序と実践について報告する。

商業的代理出産における「母性」の商品化 インドの事例を中心に

○日比野由利（金沢大学）

生殖補助医療について、自民党を中心に法制化の動きが出ている。公表された試案によれば、精子提供・卵子提供は一定の要件のもとで認める方向性で一致しているが、代理出産を合法化すべきか全面禁止にすべきかでは、意見が大きく分かれているようだ。

古今東西のあらゆる社会において、子どもを産むという女性の生殖機能は尊重され、崇拝の対象にすらされてきた。ところがいまや、歴史的に神聖なものとされてきた女性の「母性」が、商取引の対象となり、その現象が広がりを見せつつある。体外受精という技術の登場が、産む女性と子どもとの遺伝的関係性を切り離したことで、こうした動きが加速されることにもなっている。

現在、先進国を中心に、代理出産を禁止する国は少なくない。他方、経済振興を目的とした医療ツーリズムのパッケージの一つとして商業的代理出産を提供する国がある。Win-Win Situation という上からの図式が提示され、多額の報酬は、貧しい女性とその家族に恩恵をもたらすものと正当化される。先進国における女性の晩産化や、男性同性愛者らのニーズを反映して、商業的代理出産の消費数は年を追うごとに増大している。第三者生殖技術は、生物学的限界を超えてもなお親になりたいと願う世界中の人々の欲望を喚起している。

日本学術会議の報告書(「代理懐胎を中心とする生殖補助医療の課題-社会的合意に向けて-」2008)を見ると、代理出産を禁止する論拠として、「妊娠出産の医学的リスク」「身体の道具化」「子どもとの愛着形成が代理母に与える苦痛」「身体や子どもの商品化」「子どもの健康や福祉に害がある」などが挙げられている。代理出産を合法化すべきか禁止すべきか―。何らかの見通しを得るためには、他人の子どもを妊娠出産するということが、いったいどのような経験を当事者にもたらすのか、人類にとって初めてともいえる経験に、もっと光があてられるべきだろう。

商業的代理出産とは、代理母となる女性が自ら志願し、金銭と引き換えに妊娠出産し、産まれた子どもを依頼者に渡すまでのプロセスを指すといえるだろう。商業的代理出産の関係者は、契約を交わし、代理母の心身を効果的に管理することによって、このプロセスができるだけスムーズに運ぶよう心を砕く。私は、商業的代理出産というプロセスにおいて、代理母たちがどのような経験をし、代理母を取り巻く人々がどのように振る舞っているのか、より広範囲にデータを収集するため、インド、タイ、ベトナム、中国、ウクライナ、イスラエル、など、11カ国で調査を行った。本稿では主に、ここ数年、商業的代理出産が急速に拡大・浸透し、その後、政府の介入により規制強化がなされた

インドでの調査から得られた知見を紹介したい。

キーワード：代理出産、母性、商品化

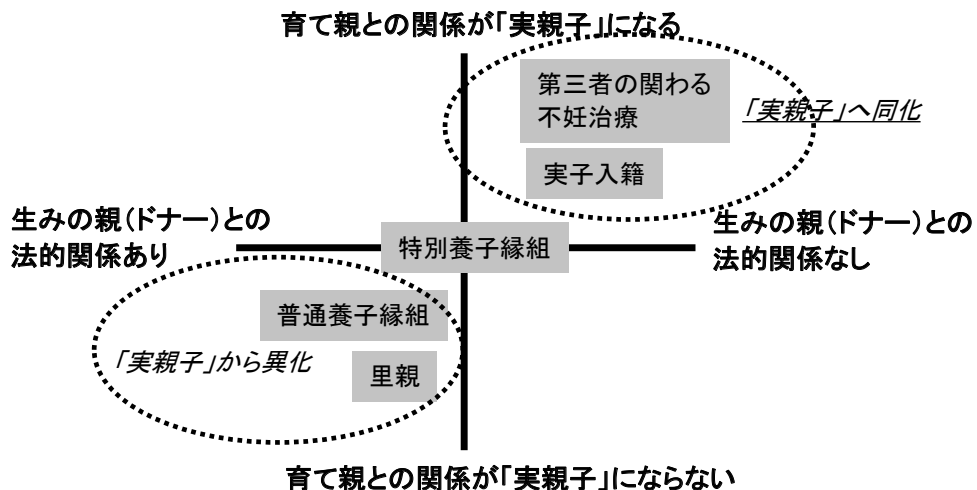
特別養子制度の生成と変容 「実親子」をめぐる差異と平等のジレンマ

○野辺陽子（東京大学）

1. 問題意識

本発表では、特別養子制度の立法過程で行われた議論（法言説）を分析対象に、法律が非血縁親子を構築する際の力学とその帰結を考えてみたい。

特別養子制度とは、「血縁」関係のない者の間に親子関係を人為的に形成する制度の一つであるが、他の非血縁親子と比較すると「実親子」への同化と「実親子」からの異化という2つのベクトルが拮抗する位置にあるという特徴がある（下図参照）。



図：法律関係から見た特別養子制度の位置

図の第一象限は、生みの親（・ドナー）との法律上の関係がなく、育て親との関係が法律上「実親子」と同様に扱われ、一組の排他的な親子関係が形成されるケースである。そのため、「実親子」への同化を志向する親子関係であると位置づけることができる。

図の第三象限は、生みの親との法律上の親子関係が存続し、育て親との関係が法律上「実親子」にはならないケースである。そのため、「実親子」からの異化を志向する親子関係であると位置づけることができる。

特別養子制度の場合、生みの親との法律関係は終了するが、戸籍を通じて生みの親の氏名と本籍を辿ることができる。また、育て親との間に排他的な一組の親子関係が形成され、戸籍の記載も実子と同様の扱いになるが、育て親が「生んだ子ども」として法律上扱われるわけではない。

このような「実親子」への同化と異化の境界線上に位置する特別養子制度の親子観は、いかにして成立したのだろうか。そして、そこから我々ほどのような（家族）社会学的含意を読み取ることができるだろうか。

特別養子制度の親子観については、実親子間の法的関係が断絶するため、「血縁絶対主義」の神話にメスを入れ、それを反省する機会を提供したが、養親子関係が血縁関係を「擬制」しているため、「血縁絶対主義」に対するこだわりが残存しているという解釈がある（中川 1994）。しかし、このような「血縁主義か／否か」という二律背反的な枠組みでは特別養子制度のような境界線上の事例を適切に解釈できないのではないか。

そこで本発表では、特別養子制度の立法過程における議論を「実親子」への同化／「実親子」からの異化という2つのベクトルの拮抗関係から読み解き、その作業を通じて「差異と平等のジレンマ」（荻野 2002; 上野 2002）という論点を「多様な家族」が叫ばれる時代の重要な論点のひとつとして位置付け考察してみたい。

2. 対象と方法

特別養子制度の立法過程を対象に、立法が可能になった時代的背景と立法の際の議論およびそこで用いられたレトリック等を分析する。具体的な分析対象は、①法律の条文、②法制審議会資料（1957年～1959年、1982年～1987年）、③国会会議録（1973年～1987年）、④専門雑誌の論文・記事である。

本発表の分析を通じて、「血縁」と親子関係との接続がどのような側面において強固であるのか、また、いかなる文脈のもとで、いかなる知や言説を用いて、何が「血縁」に対抗したのか、そしてその帰結としてどのような秩序が生成したのかが浮かび上がってくるだろう。そのような意味で、本発表は法律が非血縁親子を構築しようとする時に、どのように「血縁」が浮上するののかについてのケーススタディのひとつとしても位置付けることができる。

3. 参考文献

- 中川淳，1994，「親子法の理念と特別養子制度」『現代家族法の研究』239-64.
- 野辺陽子，2006，「変容する親子規範——特別養子制度からみる親子規範のゆくえ」東京大学大学院修士論文.
- ，2014，「養子縁組の社会学——血縁をめぐる人々の行為と意識」東京大学大学院博士論文.
- 荻野美穂，2002，『ジェンダー化される身体』勁草書房.
- 上野千鶴子，2002，『差異の政治学』岩波書店.
- （キーワード：養子縁組、親子関係、血縁）

里親制度の新たな展開 「被支援者」から「支援者」への転換

○和泉広恵（日本女子大学）

1. 問題関心

里親制度の大きな特徴のひとつは、私的領域とされる家庭内での子育てが公的機関に委託されるという点である。里親は、血縁関係のある親子同様に、家庭の中に子どもを迎え入れ、養育を行う。里親と子どもの間には、しばしば、実親と子どもの関係のような意識が生じ、それは疑似家族と呼ばれる。その一方で、子どもの委託は児童養護の制度に則っており、里親は施設職員同様に、社会的養護の子どもをケアする役割を担っている。このように、公的領域と私的領域が曖昧な関係の中で、里親制度において生じてきたのは、「被支援者」の立場の獲得であった。「被支援者」という立場は、子どもの成長における「家庭」の重要性と「愛着関係」の強化という主張に基づいている。

その一方、近年では、里親に「支援者」という役割を期待する実践が行われるようになってきた。具体的には、里親を他の里親や実親子ではない養育者の「支援者」として活用するというものである。ここでは、「被支援者」から「支援者」へという役割の転換が見られる。「被支援者」とみなされてきた里親は、どのようにして「支援者」となることができるのだろうか。本報告では、里親が「被支援者」となることの意味について確認した上で、「支援者」としての里親の実践について検討する。以上によって、公的領域と私的領域のはざまに置かれる里親養育の可能性について論じていきたい。

2. 「被支援者」としての里親

1990年代においては、里親養育は社会的関心が低く、里親は独力で養育を行うものであるとされていた。しかし、2000年に入ると、里親養育に関する研究は急増し、里親が支援の必要性を訴える機会も増大した。その結果、里親は以前と比べ、格段に多くの支援を受けられるようになった。こうして、里親は「支援者」ではなく「被支援者」として認識されるようになる。

里親は、社会的養護の子どものケアの担い手である。しかし、里親に求められているのは、児童養護施設の職員とは異なり、強い愛着関係を築くというものである。里親は、要保護児童の養育を行う「支援者」であるが、それは「愛着関係の構築」を要請されるという意味で、「抜き差しならぬ関わり」を「強要」される存在であるといえる（星加2012）。里親は、子どもへの究極的なコミットメントを要請されているのである。

このことは、里親を「要支援者」という運動へと方向づけることとなった。ここには、たとえば、障がい者運動における親子関係とは異なる主張がある（星加2007、2012）

(土屋 2002)。障がい者の親は、障がいのある子どものケアの責任を引き受けると同時に、要支援者である当事者の利益の代弁者として振舞ってきた。それに対し、障がい者は、親からの離脱が当事者自身の自己決定権の保障であると主張してきた。特に親による障がい者の自立への抵抗と自己決定権のはく奪が問題とされた。

一方、里親は子どもとの関係において、どのような主張を行ってきたのだろうか。里親の場合、要養護児童を支援するという意味では支援者であるが、星加の指摘する「潜在的には支援される関係」（星加 2012）というよりも、支援者である前に「要支援者」であるとされてきた。里親は、「立ち去ることのできない」存在であるために、自らを支援者としては位置づけていないが、そうした関係になることが制度上「強要」されているために、「要支援者である当事者」という地位を獲得すべく格闘してきたのである。近年の里親への支援制度の強化は、里親や関係者が行ってきた運動の成果と捉えることができる。

3. 「支援者」としての里親

この流れに対して、近年では、里親を「支援者」として活用するという実践がみられるようになった。これは、「被支援者」として構築された里親に「支援者」という役割を与える実践である。そこで、本報告では、主に以下の2つの実践について検討していきたい。①里親による里親家庭への家庭訪問事業（メンター事業）、②東日本大震災後の里親会による親族養育者支援事業である。①は、東京の NPO 法人が全国に先駆けて行っている事業であり、ソーシャルワーカーの管理の下、ベテランの里親が他の里親家庭に訪問するというものである。②は、東日本大震災後に岩手県の委託によって岩手県里親会が親族養育者を対象に行っている事業であり、被災地でのサロンの開催という形で実施されているものである。本報告では、両者を比較することによって、「支援者」としての里親がどのように構築され、実践していくのかを明らかにしたい。

【参考文献】

- 星加良司、2012「当事者をめぐる揺らぎ：『当事者主権』を再考する」『支援』vol.2、10-28
- 星加良司、2007『障害とは何か：ディスアビリティの社会理論に向けて』生活書院
- 和泉広恵、2013「分断される養育者たち：東日本大震災は親族里親制度に何をもたらしたのか」『福祉社会学研究』10号、171-192
- 中西正司・上野千鶴子、2003『当事者主権』岩波新書
- 土屋葉、2002『障害者家族を生きる』勁草書房
- 上野千鶴子、2011『ケアの社会学：当事者主権の福祉社会』太田出版

キーワード：里親制度、児童養護、支援者

高度経済成長期における社会的養護問題の変遷と「血縁家族」

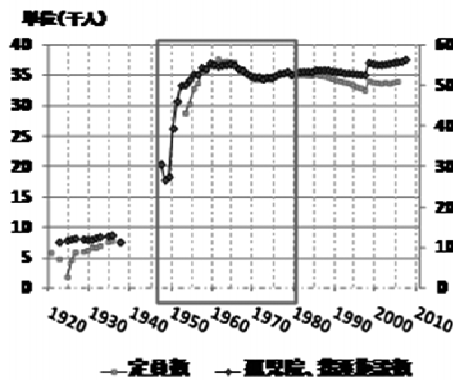
―「親権問題」および「定員割れ問題」の系譜を中心に―

○土屋敦（徳島大学）

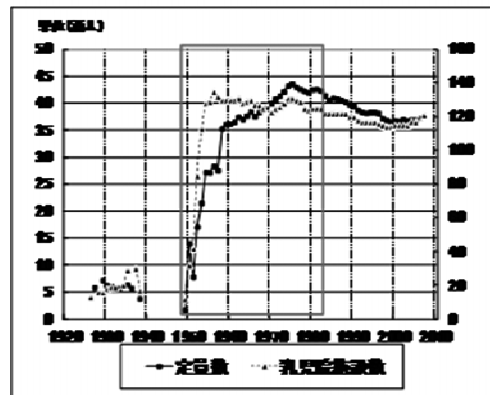
1. 問題意識

近年、児童虐待問題をめぐって「親権停止制度」の活用を含む親権問題に関する議論が盛んに行われている。本報告では、児童養護施設の入所児の多くが、戦災孤児や浮浪児、捨子といった「家庭のない児童」であった戦後直後の時期から、彼らの多くが児童養護施設から退所していく1960年代後半までの児童福祉の専門家言説を、施設の「定員割れ問題」および「親権問題」の系譜を読み解く作業の中で、社会問題の社会学の見地を援用しながら跡付けることを目的としている。

孤児院(児童養護施設)数及び入所児数の推移(1922-2010)



乳児院数及び入所児数の推移(1922-2010)



日本の社会的養護は、戦災孤児や貧困問題が特に激しかった1945-50年前後の時期に、主に戦災浮浪児や捨子などを收容保護する目的で急激な進展を遂げるが、その規模は児童養護施設が550件前後、乳児院が120前後と、戦後数年間の間に整えられた施設数と入所定員数をほぼ維持しながら、現在に至る。

仮に例えば戦災浮浪児や孤児・捨児などが減少する中で、専ら戦後の養護施設や乳児院が「家庭のない児童」を保護する施設としてあり続けたならば、これらの施設は1950年代後半から1960年代初頭にはその役割の大半を終えていたはずである。にもかかわらず、その後も養護施設や乳児院の運営が維持されえた背景には、施設に保護することが必要な児童の対象自体の拡大ないしは問題認識の変容が生じていたはずである。この

「児童問題」の認識の変容過程を解き明かす作業が本報告での課題となる。

2. 先行研究

新聞紙面上で報道される「子捨て」や「子殺し」など、劣悪な環境におかれた児童をめぐる事件記事数の推移を追い掛けた田間泰子（2001）によれば、「子捨て」や「子殺し」に関する記事数および紙面の大きさが急速に上昇するのは1968年以降のことであり、また1973年に至る過程の中で報道数がピークに達するとされる。また田間（2001）は、そうした紙面量の拡大の中で、「母性愛の欠如」や「育児放棄」といった、児童の養育環境の劣悪さの責任論が全面に押し出されるかたちで紙面構成がなされたことを指摘している。

本報告における作業は、そうしたメディア空間の中で繰り返される「児童問題」や「家庭問題」をめぐる言説と、社会的養護体制をめぐる制度改編の動きとが取り結んだ関係性の軌跡を歴史社会学の視座から跡付けることであり、両者の間のループ効果（looping effect）（Hacking 1995=1998）を、児童養護施設における「定員割れ問題」の系譜および「親権問題」の議論の系譜を読み解く中で跡付ける作業になる。また同作業は、上野加代子（1996）が指摘する「児童虐待問題」の社会的構築の前史を丹念に描き出す作業になる。

3. 一次資料

社会事業側の専門家言説を跡付ける作業として、議事録や行政資料のほかに、『社会事業』（1945-1980）および『福祉新聞』（1953-1980）を、また養護施設側で編まれた資料として『全養協通信』（1954-1980）、『児童養護』（1970-1990）および『児童』（1948-1980）を分析の主要部分としては用いている。その他、東京市養育院や石神井学園といった、主要な養護施設から出された年報や機関誌、そして各都道府県の児童相談所年報、また全国養護施設協会から出されたパンフレットや研究会資料のほかに、参考資料として敗戦当時「家庭のない児童」として生活を送った方々の自費出版著作や戦災史などの資料を参照している。

4. 参考文献

上野加代子，1996，『児童虐待の社会学』世界思想社。

Hacking, I., 1995, *Rewriting the Soul: Multiple Personality and the Sciences of Memory*, Princeton University Press. (=1998 北沢格訳『記憶を書きかえる——多重人格と心のメカニズム』早川書房.)

田間泰子，2001，『母性愛という制度』勁草書房。

土屋敦，2014，『はじき出された子どもたち』勁草書房。

（キーワード：社会的養護、浮浪児、親権）

第 2 日目 2014 年 9 月 7 日 (日)

午前の部 2 10:45~12:45

国際セッション (2)

Attitudes of Female Students toward
Supporting Elderly Parents in Major Cities in Asia

Organizer: Yoshiko Someya (Tokyo Woman's Christian University)

【Abstract】

This session will present research into changing attitudes toward supporting elderly parents in major cities in Asia. With economic development in Asia, lifestyles and attitudes are changing. Particularly in big cities, traditional ways of supporting elderly parents are also changing. Since caregiving within the family is generally regarded as a female responsibility and young people tend to be most influenced by social change, research was conducted with female university students in six cities. The same questionnaire was translated into the local language, and more than 200 questionnaires from each city were collected from female students in Seoul, Kuala Lumpur, Singapore, Nanjing, Hong Kong, and Tokyo from April 1, 2012 to March 31, 2014.

Research questions addressed responsibilities for supporting elderly parents, how elderly parents are supported financially and physically, expectations around living arrangements and caregiving in the future, and so on.

Panelists conducted research in their own area and will give a presentation at the session to cover the following points:

1. Social security systems and social services for elderly people in their own country.
2. Research results based on questionnaires handed out in each city, particularly any significant outcomes, both predicted and unexpected.
3. Analysis of the local culture, traditions, and way of thinking toward supporting elderly parents in each country.

Furthermore, we will discuss the relationships between cultural influences and social changes regarding supporting elderly parents and will look for cross-cultural comparative perspectives within Asian countries.

Overviews of Comparison among Six Asian Cities

Yoshiko Someya (Tokyo Woman's Christian University)

Satoko Hori (Tokyo Woman's Christian University)

This research project compares the attitudes toward supporting elder parents in six cities in Asia. Questionnaire surveys were conducted with female university students in all six cities from January 2012 to February 2014. Questionnaires were translated from Japanese into four languages: Korean, Chinese, English and Malay. 209 samples were collected in Seoul; 211 in Tokyo; 356 in Kuala Lumpur; 210 in Nanjing; 214 in Singapore; and 212 in Hong Kong.

At this presentation, we will discuss the overviews of outcomes, paying particular attention to similarities and differences among Asian cities.

In summary, daughters are playing an important role in elder care in all cities, although each Asian city has traditional cultural norms for sons to support older parents. Overall, mothers wish to live with daughters rather than sons and to be cared for by daughters rather than daughters-in-law. Furthermore, daughters wish to live with or live near their own parents and do not wish to live with parents-in-law. As for financial support, mothers' expectations and daughters' wishes show some differences among the six cities.

A significant finding is that neither Japanese mothers expect financial support, nor do daughters plan financial support for their mothers. A similar trend can be seen in Korea. As for financial support to parents after a daughter is employed: at the highest level, 95.8 per cent of female students in Kuala Lumpur plan to give some money to their parents "every month"; at the lowest level, 44.7 of Japanese plan to do so.

In addition, more than 80 per cent of female students in Nanjing, Singapore, Kuala Lumpur, and Hong Kong wish to support their parents' later years "in every way." But only 20 per cent of Japanese and more than 30 per cent of Koreans wish to do so. In particular, Japanese mothers do not expect to support their daughters financially, nor do the daughters feel a financial responsibility to their mothers. Their reciprocal ties appear to be weak, but we have to consider that in Japan the welfare systems, such as public pensions, medical insurances, and social services for the elderly, are a major mitigating factor.

Key words: comparative research, elderly care, female university students

Changing perceptions towards caring for aging parents at home:
A comparison between Japanese and Singapore female university students

Leng Leng Thang (National University of Singapore)

As developed societies in Asia, Japan and Singapore share similar social challenges, of which, changes in family structure and attitudes towards care for their elders among the young are some of the social changes said to characterize both societies. How have both societies deviate from the ‘traditional’ structure of three-generational households? Exactly how have attitudes towards caring for their elders changed among the young?

As women are conventionally regarded as the principle caregivers for their elders at home, usually in their roles as daughter-in-laws, in this paper, we have focused our study on female university students in Japan and Singapore in examining the above questions.

From the survey responses of 211 Japanese students and 215 Singapore students, we found striking comparisons between the two societies, Singapore society appears to be more ‘traditional’, in cases where elders are living with their children, they tend to be living with their sons. Significantly higher (12.1%) of the Singapore students are living in three-generational families, compared to Japanese students (4.4%).

Among the students, much higher percentage of Singapore students will provide financial support to their parents on a monthly basis. Although both Japanese and Singapore students show that daughters will play important roles in caring for their parents, the sense of filial piety appears much stronger among Singapore students, with an overwhelming majority (92%, compared with 20.4 percent of Japanese students) saying that they should take care of their parents in every way possible.

Results from the survey indicate a definite direction towards institutional care of the old in Japan, while in Singapore, care by the family still remains a norm. More Singapore students also express wish to be cared for by their children when they grow old, indicating a continuing social compact based on family reciprocity and support.

The findings suggest the need for more policy measures to support younger members to care for their elders at home.

Key words: Singapore, family reciprocity, care norm

Attitudes of Female Students in Supporting Elderly Parents:
A Comparison of Hong Kong and Japan

Alice Ming-Lin CHONG (City University of Hong Kong)

This paper reports the findings of a cross-sectional survey of 212 female undergraduates from Hong Kong (HK) and 211 female students from Japan (J). The long term care policy and services provided to frail elders in Hong Kong will also be introduced to provide the context to the discussion.

HK become an ageing society since 1981. The proportion of elders aged over 65 years old doubled from 6.6% in 1981 to 13.3% in 2011, and it is expected to increase to 20% by 2021 (Census and Statistics Department, 2012). Community care is the major focus of long term care for frail elders in Hong Kong, and residential care is only provided on a need basis. A wide spectrum of social services are publicly funded, including in-home services (e.g. home care service); community based services (e.g. day care centres, carer support service), as well as residential care services. However, the major caregivers of most frail elders are still their family members; it was found 48% of older persons receive assistance from an informal carer (Census and Statistics Department HK, 2009). The carer in two-thirds of these cases is a spouse or an offspring. Moreover, foreign domestic helpers are increasingly employed to take care of the frail elders, which is a big difference between HK and J.

A comparison of data shows that 59.4% of HK students' grandparents had care needs while the figure for Japan was 38.9%. More grandparents lived with their spouses in Japan than that in Hong Kong, reflecting a higher risk for formal care in J over HK in future. Projecting into the future, both samples had expressed a high tendency that their mothers would like to live with and care for by a daughter over a son (J=92.9%, HK=79.9% for former; J= 42.4%, HK=63.8% for latter). After taking up a job, more HK female students than their Japanese counterparts planned to give financial support to parents every month. More than half of the respondents in both societies did not plan to live with parents or parents-in-law in future, suggesting higher need for formal care with frailty. These findings' policy and service implications will be discussed.

Key words: Hong Kong, foreign domestic helpers, family responsibility

Elderly Care and Social Security in Malaysia

Rahimah Ibrahim, Chai Sen Tyng, and Tengku Aizan Hamid (University of Malaya)

Traditionally, the livelihood and care of older persons in Malaysia fall under the responsibility of family members whereas institutionalization is frowned upon and provided as a last resort by the government. However, the family's capacity and capability as informal carers are subjected to various influences which include: i) changing family size and composition; ii) diminishing pool of family members and with that the potential source of financial support and care; iii) modern life pressures on the individual and family, and iv) increasing need for long-term and complex care due to longer life expectancy and high disability among older Malaysians.

Through the strength of familial relations together with filial and religious values, the family unit has adjusted its structure and function to provide protection and care to older members despite shifting social conditions. Yet, at the same time, there are escalating burden of social protection and demands for aged care services that came to the attention of the government.

Presently the government is reviewing the institutional arrangements of social security programs/ schemes and care services, in addition to exploring regulatory mechanisms for the emerging aged care industry. There are loopholes in the current system of social security as it is made up of an assortment of programs and schemes under public health, welfare, employment, and education systems as well as through rural and urban development plans in poverty eradication that modestly cover the needs of a heterogeneous group of older people.

The system caters for healthcare and basic livelihood in old age but does not necessarily address the need for long-term care, whether it is going to be provided by informal carers or paid formal services. Over the long term, these programs and schemes will not be sustainable in view of the rapidly ageing population that will double its magnitude in the next few decades.

Thus, there is a need to integrate social security programs/ schemes with long-term care for the elderly and to use innovative approaches that enable the distribution of care burden and cost-sharing of care across individuals and family, community/ voluntary sector, the market and the government.

Key words: Malaysia, family responsibility, social service needs

第 2 日目 2014 年 9 月 7 日 (日)

午後の部 13:45~16:30

公開シンポジウム

【共催】日本学術会議社会学委員会少子高齢社会分科会

少子高齢化と日本型福祉レジーム

企画担当：藤崎宏子（お茶の水女子大学）
久保田裕之（日本大学）

【企画趣旨】

家族主義的と評される日本型福祉レジームは、とりわけ 1990 年代以降、人びとに安定的な生活基盤を提供する装置として機能しなくなった。その背景には、家族と個人（とりわけ女性）のライフコースの変化もさることながら、グローバル経済のもと、独自の福利厚生サービスを提供しえなくなった企業経営の変化がある。企業の変化はまた、「男性稼ぎ手モデル」の存立基盤を揺るがすことを通して、家族と個人のライフコースに変化をもたらす要因ともなっている。さらに、生涯未婚率の上昇にも象徴されるように、標準的な家族形成それ自体の困難さも増している。予測をはるかに上回る「少子化」と「高齢化」の同時進行は、このような社会変動と絡み合いつつ進行し、従来の社会保障・社会福祉体制もさらなる再編を迫られている。

近年の日本において、「少子化」「高齢化」への政策的対応は、量的にも質的にも顕著なものがあり、「ケアの社会化」は大筋では進行しているといえる。しかし、現在の政策がめざす方向性は、変化しつつある家族と個人のライフコースに適合するものといえるだろうか。また、労働環境、生活環境の変化のなかで深刻化する階層やジェンダー、そして世代間の利害葛藤に対し、「少子化」「高齢化」への政策的対応は調停機能を果たしているのか。

今回のシンポジウムではこのような問題意識のもと、福祉レジーム論、社会政策論、労働経済学、家族研究の立場からご報告いただき、政策視点に立った家族研究の課題について議論を深めたい。

家族政策とレジーム転換の政治

宮本太郎（中央大学）

本報告では、日本における福祉・雇用レジームをとくに家族政策のあり方から「男性雇用志向型」と捉えた上で、その形成と解体の過程を検討し、新たなレジームのかたちを展望する。

男性雇用志向型のレジームは、男性稼ぎ主の雇用について政府が強く関与する一方で、社会保障や福祉についてはこれを抑制してきた。レジームのこのような特性は、1970年代の前半には確定した、すなわちこの時期、大企業の福利厚生や労務管理の仕組みがほぼ定着した。他方で建設業人口が農業人口に追いつき土建国家が生み出され、小企業経営改善資金融資制度、大店法など零細な事業者を保護する仕組みも次々に導入された。そして、1973年前後には、この雇用レジームを補完するかたちで、福祉レジームが拡充された。この年、厚生年金の給付水準の引き上げや老人医療費無償化など、雇用が終了した後の（主婦による介護がカバーしきれない）高齢期の現金給付や医療保障が制度化された。

このレジームには、もともと、都市の高生産性部門における「大企業労使連合」と、地方の低生産性部門における「土建国家」という、男性稼ぎ主雇用の2つのサブ・レジーム間の緊張関係が存在していた。1980年代に入って、「大企業労使連合」がもはや護送船団方式による日本型政府介入の庇護を受けなくなると、この緊張関係が顕在化し、「大企業労使連合」は、地方への利益誘導による「土建国家」の継続に異を唱え始める。しばしば新自由主義的な行政改革を推進して小泉構造改革の先駆となったとされる中曽根内閣は、実際には、2つのサブ・レジームの共存を図りつつ、男性雇用志向型レジームを持続させた。都市新中間層の間で地方への利益誘導に対する不満が高まるなか、第三号被保険者制度や特別配偶者控除が制度化されたが、とくに特別配偶者控除は、クロヨンと呼ばれた所得補足の不均衡に対して、専業主婦のいる都市新中間層の生活保障を強化するという名目で制度化されたのである。

1990年代に入ると、このレジームが根本から揺らぎ始める。とくに1990年代の半ばになると、「大企業労使連合」の基盤としての日本的経営についてもその縮小が宣言されるようになり、また「土建国家」についても、90年代半ば以降は、急速にその支出規模が抑制されていく。その一方で90年代は、男女共同参画や介護保険制度の検討など、制度・政策としては脱・男性雇用志向型の動きも広がった時期であった。ところが、雇用レジームの根幹が解体されていくな

かで、こうした制度・政策は空回りを余儀なくされ、実態としては女性と家族の階層化が進行していく。

エスピン・アンデルセンは、その著書『平等と効率の福祉革命』(大沢真理監訳)のなかで、このように家族政策のレジームが揺らぐ中で、未だ新しいレジームが形成されず、異なった規範体系が均衡する社会のあり方を、「複数均衡社会」と呼んだ。日本においてもまた、1990年代の半ばから「複数均衡社会」的な様相が強まりつつある。男性雇用志向型レジームの「外部」で非正規呼応や未婚化が広がるが、他方で旧来の雇用や家族のあり方もこのレジームの「外部」で補強されるかたちで継続していく。

政府の制度改革もまた、その志向が一貫せず、異なった性格のレジーム改革が平行してあるいは連続して試みられるようになる。本報告では、2004年の少子化対策会議における児童手当・乳幼児加算をめぐる政府内の対立や、安倍政権における女性就業拡大政策をめぐるブレを事例としてとりあげて分析する。

2014年の春には、日本創成会議のレポートが、2040年に半数の自治体が消滅可能性を強めるという見通しを示し衝撃を広げた。その根拠は、20歳から39歳の女性の減少率である。地域に現役世代の女性が暮らし続けることが難しくなっている現実が、自治体の存続を困難にしている。女性と家族が生活の基盤を見出していくことができる地域のあり方が改めて問われている。最後にこの点について、レジーム論をふまえた家族政策の政治過程分析からどのような展望を引き出せるのかを考えたい。

日本の社会政策は就業や育児を罰している

大沢真理（東京大学）

6月24日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2014」（いわゆる「骨太の方針2014」）は、「アベノミクス」の今後の4つの重要課題の1つとして、「人口急減・超高齢化」の流れを変えることをあげている。そのため、「あらゆる分野の制度・システムを」、「結婚しやすく子育てしやすい環境を実現する仕組みになっているかという観点から見直し」、「子どもへの資源配分を大胆に拡大」と謳っている。

同基本方針によれば、少子高齢化の流れを変える必要があるのは、「持続的・安定的な成長軌道」に乗るためであり、いわば成長のための少子化対策という文脈である。そうした文脈には与しない論者であっても、現在の趨勢で少子高齢化するならば、社会にとっての負荷が大きいと考える人は、筆者を含めて少なくないだろう。働き子どもを生み育てるうえで、税・社会保障制度には相当の見直しが必要であるという認識も、広く共有されているとあってよい。

本報告は、日本社会では結婚も子育ても実際にしにくくなっていることを踏まえ、その要因として、生活保障システムのなかでも税・社会保障制度が「逆機能」している点が問題であると主張する。もちろん、雇用就業の諸条件がとくに若者にとって劣化している状況も深刻である。それでも、「あらゆる分野の制度・システム」のなかでも、税・社会保障制度のセーフティネット機能が、たんに不全や低下という以上に、対処し改善すべき状況をかえって悪化させるという意味で、逆機能している事態に注目する必要があると考える。

税・社会保障制度の影響を強調するのは、それが人々の意識や行動の変化、また市場（製品や労働）の状況などの影響よりも大きいと考えるからではない。グローバルな経済競争のもとで、政府や労使の団体も、市場の影響にたいしては受け身に回りがちであろう。しかし、税・社会保障制度は、人々の意識や市場的な諸条件から独立ではないにせよ、政府の意思によって設定され、また改変されるものである。したがって、税・社会保障制度が逆機能しているなら、その是正は政府が最優先すべき課題であろう。

本報告では、2つの面で逆機能を見よう。第一は、社会保険制度が、その設計のゆえに、人々を排除する装置になっているという面である。第二は、世帯主が労働年齢（18歳以上65歳未満）の世帯に属する人口や子どもについて、所得再分配による貧困削減率を見ると、日本ではきわめて低いばかりでなく、マイナス

になるケースが少なくない、という面である。

貧困削減率がマイナスと推計されるのは、就業者であり、とくに成人の全員が就業している世帯の人口である。つまりそこには、「男性稼ぎ主（＝専業主婦）」世帯にたいしてその他の世帯が冷遇されるというジェンダー・バイアスがある。「男性稼ぎ主」が相対的に温存されつつ、とくに女性と若年男性の雇用が非正規化するなかで、「段差がある縦割り」の社会保険制度では、女性雇用者にたいするカバレッジが低下してきた。逆進的な社会保障負担はますます重くなって、保険料の滞納や非加入といった脱落を招いている。

それだけでなく、「段差がある縦割り」の制度体系によって、雇用主は、雇用をことさらに短時間化・非正規化し、また脱法的に制度の適用を回避することへのインセンティブを、強烈に与えられている。雇用主だけが排除的だといいたいのではない。非正規雇用者自身が、手取り収入の減少を忌避して、社会保険制度の適用を望まないケースは稀ではないからだ。しかも年金記録の改ざん問題のように、制度を管轄する機関である社会保険庁が、制度からの脱法的な逃避を促進していた。雇用主、労働者個人、家計、管轄機関などに影響するインセンティブの連鎖があり、それらのアクターの相互作用を通じて、社会保険制度がむしろ排除の装置となっている。

労働力人口の減少が憂慮される社会で、成人が全員就業する「働き者」世帯の人口、子どもを生み育てる世帯の人口にとって、貧困削減率がきわめて低だけでなく、マイナスにさえなっている。稼得して税・社会保険料を負担し、子どもを生み育てることが、いわば罰を受けるのであり、お金の流れがグロテスクなまでに歪んでいるといわざるをえない。

とはいえ、逆機能は希望を孕むことも見逃したくない。日本では、公的社会支出の規模は OECD 平均をやや下回る程度であり、税・社会保障制度の累進度は最も低い（低所得層を冷遇）。日本の生活保障システムでは、公的社会支出の規模に照らして、貧困率は高めであって、それは税・社会保障制度の累進度が低いという意味で低所得層が冷遇されているためである。逆にいうと、国民の税・社会保障負担や私的な負担を高めることなく、生活保障システムのガバナンス（効果の総体）を改善できる余地が小さくない。

安倍政権が「結婚しやすく子育てしやすい社会」の構築に真に取り組むというなら、税・社会保障制度の逆機能の解消こそが喫緊の課題である。

（キーワード：社会的排除、貧困削減率、逆機能、ジェンダー・バイアス）

労働レジームの転換と家族

服部良子（大阪市立大学）

日本的雇用システムのなかの家族的責任の理解は、いま変わりつつある。かつて 1965 年の ILO123 号勧告では女性がになうとされた家族的責任は、1981 年 ILO156 号条約では男女労働者が家族的責任を有すると変わった。1989 年の 1.57 ショックは少子化対策と家族的責任を結びつけ、1990 年代のエンゼルプラン少子化対策以降、家族的責任と社会全体の働き方をめぐる政策は明確にリンクされる。とりわけ、2010 年以降、ワーク・ライフ・バランス憲章をかかげる一連の政策は、日本的雇用システムの働き方と家族のあり方に直接関連する政策として展開された。つまり 1990 年代までの母性保護、両立支援に重点をおいた家族的責任から、男性の育児休業取得、長時間労働対策という両性対象の家族的責任認識となる。そして最大の変化は、一般的啓発にとどまらず、企業、国・地方自治体のアクターとしての政策課題の明示し、日本的雇用システムの労働慣行を変える政策志向を明示した点である。

1980 年代までの日本的雇用システムは、長期雇用、年齢カーブを描く賃金水準、企業内組合という労働レジームとともに、そうした市場経済を支える男性稼ぎ手と女性のケア提供者のいる家族が家計としてくみあわされ相互に支え合っていた。また日本的雇用システムと男性稼ぎ手のいる家族モデルは、第二次世界大戦後の日本経済の高成長の継続と拡大および人口構造にも支えられていた。そして 80 年代以降、女性の雇用労働力化が日本でも進行するが、日本的雇用システムは、パートタイマーなど非正規就労や配偶者控除、社会保障制度をもちいながら、労働力の女性化も男性稼ぎ手モデルに、家族的責任を担う働き手は女性として組み込んできていた。

しかし、90 年以降の経済成長の鈍化と景気低迷は、日本的雇用システムの男性の長期雇用保障や生活保障型賃金を大きく変えてきた。いま成果主義的な賃金が一般化し、有期雇用である非正規雇用は男性にも広がる。労働レジームとして日本的雇用システムの一定の変化は確認できるといえる。たしかに、1991 年には 881 万人（女性 661 万人）18%であった非正規の職員・従業員は、2014 年、雇用者 5193 万人の 38%、1970 万人（女性 1337 万人）になった。しかしその 67%が女性である。女性はパートという構造はかわっていない。生活時間調査も労働時間と家事育児時間の男女差もその変化の少なさをうらづける。その意味で、2010 年以降、企業の役割、法令遵守を徹底する行政の役割が、ワーク・ライフ・バランス政策

として明示されたことは、働き方、処遇、労働時間労働基準規制遵守を通じて企業行動を明確な政策課題にしたといえる。その政策効果を問うとともに労働レジームの転換を促す新しい政策を模索する必要があるといえる。それは、企業に加えて、働く者自身、そして社会全体が労働レジームと家族への関わり方をとうことを求められていく。

(キーワード：日本的雇用システム、家族的責任、ワーク・ライフ・バランス)

ケア政策における家族の位置

下夷美幸（東北大学）

日本型福祉レジームのもと、子どもや高齢者へのケアは家族の責任とされ、育児や介護は家族の私事とみなされてきた。しかし、1990年代以降、政策は「ケアの社会化」の方向に動いている。そこで本報告では、1990年代半ば以降の保育と高齢者介護をめぐる政策において、家族はどう位置づけられているのか、そして、ケアの家族責任は変化しているのか、検討してみたい。

保育政策は少子化対策の中軸をなし、1995年のエンゼルプラン以降、保育の量的拡大がすすめられてきた。実際、保育所を利用する3歳未満の子どもの割合は年々上昇しており、「育児の社会化」には進展がみられる。しかし、待機児童は解消されず、依然として問題は深刻である。政府はその対策として、保育所の民営化や規制緩和を推進しているが、そのような保育の市場化を促す政策は、保育の質の低下という重大な問題をはらんでいる。

「育児の社会化」がすすめられているとはいえ、社会化の対象は普遍的ではなく、保育所は「保育に欠ける」児童のための施設と規定されたままで、保育政策はケアの家族責任を前提にしている。2012年8月に成立した子ども・子育て支援法では、子育てにおける父母の第一次的責任が明記されており、むしろ、育児の社会化とともに、家族責任の規範化が図られているといえる。

このような政策のもと、保育所を利用する共働き家族と、いわゆる専業主婦のいる家族では、受ける福祉給付に大きな格差がある。また、待機児童の多い都市部では、共働き家族も保育所の入所基準でふるいにかけてられ、選別される。そのため、親たちは認可外の保育も含めた保育サービスの争奪戦に駆り立てられている。こうして、子育て家族の間にはいくつもの分断線が引かれ、「世代内」の利害葛藤は高まっている。

高齢者介護については、医療費抑制の観点から、1997年に「介護の社会化」を謳った介護保険法が成立し、2000年4月の施行以来、民間主体のサービス供給が拡大している。実際、サービスの利用者は急増しており、日本の高齢者の介護サービス利用率はOECD諸国の平均程度になっている。ただし、利用の拡大は在宅サービスで著しく、施設サービスは高コストを理由に供給の伸びが低調で、施設入所の待機者数は増加しつづけている。

介護保険は法律上、高齢者本人と政府の関係として構成されており、家族は介護の責任から解放されたかにみえる。しかし、実際の制度をみても、在宅で

の生活は家族介護を見込んだ設計となっており、事実上、介護保険も家族責任を前提にしている。しかも、保険財政の逼迫を背景に、制度が見直されるたびに家族責任は強化されている。

このように「介護の社会化」の実態は限られたもので、介護保険導入後も膨大な介護が家族に託されている。そして、負担の限界に達した家族のなかから、高齢者虐待や介護殺人・介護心中という過酷な事件が起こっている。

以上のとおり、「ケアの社会化」政策は、家族責任の維持・強化をともなっており、ケアの多くはいまも私事にとどめられている。

今後の課題のひとつは、「ケアの社会化」のルートをどこに求めるか、を検討することである。それは、家族からみると、私事のひらき方を問うことでもある。とはいえ、伝統的な福祉国家に期待できる時代ではない。かといって、ケアのような労働集約型の対人サービスを市場に委ねるのはリスクが大きい。結局、とるべき道は、家族が私事をひらきうる、ケアサービスの「良質な準市場」をつくることではないだろうか。ここでの「良質」とは、社会的な面を市場的な面より優位におくことをさすが、なかでも、ケア労働者の保護規制は重要である。というのも、社会化されたケアの担い手が低賃金の女性労働者に固定化されれば、ジェンダー問題が再生産され、さらに、ケアという営みの価値の低下という事態にも至るからである。もちろん、「良質な準市場」の形成には、相当な財政投入が必要となる。それに社会的合意が得られるかは、「家族を超えた連帯」の論理を組み立てられるかどうか、にかかっている。

もうひとつの課題は、「ケアの社会化」政策において家族をどう支援するか、を検討することである。それは、家族からみると、ひらいた後の私事のあり方を問うことでもある。社会化が進展しても、家族によるケアがすべて消失するとは考えられない。社会化されたケアと家族によるケアをどのように調整すべきか、まさにジレンマに陥る問題である。育児でいえば、公平の観点からは、専業主婦への在宅保育手当にも合理性が認められる。しかし、それが男性稼ぎ主モデルの政策であることはいうまでもなく、その検討には、日本社会の実情を見据えた慎重さが必要である。他方、家族介護者への支援については、介護保険の導入の際、現金給付が議論され見送られた経緯がある。だがその後、サービス利用の拡大や嫁介護の減少など、当時とは状況が変化している。家族介護者を社会に包摂するという観点から、諸外国で採用されている多様な政策手法も視野に、日本でも家族介護者への支援策を検討する必要がある。

こうしてみると、日本型福祉レジームからの脱却のために求められているのは、家族を超えた連帯の論理と、精査された家族支援の政策ではないだろうか。

(キーワード：ケア政策、育児の社会化、介護の社会化)